

1 世紀プテオリおよびネアポリス近郊の帳簿と法 (Tabulae Pompeianae Sulpiciorum 60-65)

宮坂 渉

0. 問題関心

本稿は、前稿¹に引き続き、スルピキウス家文書 (Tabulae Pompeianae Sulpiciorum = TPSulp.) に含まれる、取引活動に関する記録を検討する。前稿ならびに別稿²で検討したように、スルピキウス家文書には、金融業者であったスルピキウス家の金融活動として、金融取引、動産に対する担保権の取得、担保物を保管する倉庫の賃借、担保物競売と競落後の清算とについての合意、参加要約あるいは支払指図による債務弁済受領権限の取得、を示唆する記録が含まれていた。

これに加えて、スルピキウス家文書には、一定の用語と金額とを決まった位置に配置している点で特徴的な構造を有する記録群 (TPSulp. 60-65) が存在する。そこに含まれる記録では、その特徴的な構造の後に、保証契約の内容が *testatio* の形式で続くこともあれば、債務者自身による返還の約束、あるいは違約罰の設定、さらには神格化された皇帝への宣誓が続くこともある。これらのことから、いずれにせよ、その記録が何らかの債権債務関係の存在を示唆することは疑いが無い。しかし、スルピキウス家文書には、債務者

¹ 宮坂渉「Tabulae Pompeianae Sulpiciorum 78 に見る 1 世紀プテオリの取引と法の実像」ローマ法雑誌創刊号、2020 年、26-88 頁 (以下、宮坂「TPSulp. 78」と省略)。

² 宮坂渉「ポンペイ近郊出土スルピキウス家文書—金銭消費貸借と倉庫内穀物への担保権設定—」筑波法政 82 号 (2020 年) 69-92 頁 (以下、宮坂「スルピキウス家文書」と省略)。

が自ら（あるいは他人の手を借りて）債務の存在を認める旨を 1 人称の文体で記述する、自筆証書 *chirographum* という記録も多数残されている。したがって、なぜその記録群において、自筆証書の形式ではなく、特徴的な構造を伴う形式が採用されたのか、そして、そもそもその形式とは一体何を意味したのか、という疑問が浮かぶ。この点で、従来の研究³により、その記録と古代ローマの帳簿との関係が指摘されているが、そもそも、古代ローマ、特に後 1 世紀の帳簿とはいかなるものであったのかも問題となる。

一般に、金融業者が金融活動、特に資金の貸付、預貯金の受入、為替取引を円滑に行う上で、帳簿は重要である。それでは、古代ローマ時代、いかなる種類の金融活動が行われていたのであろうか。古代ローマの金融史については、多くの先行研究と成果とがある⁴。先行研究は、古代ローマに見られる金融活動として、資金の貸付、預貯金の受入（本来の寄託ならびに混合寄託）、為替取引（但し同一の金融業者の顧客間の、あるいは同一の都市の異なる金融業者間の資金移動、異なる都市間の資金移動は友人間等例外的であった）、債権回収（主に立て替えた競売代金を対象とした）、（異なる通貨間

³ その代表的な研究として、Peter Gröschler, *Die tabellae-Urkunden aus den pompejanischen und herkulanensischen Urkundenfunden*, Berlin: Duncker und Humblot, 1997 (*Freiburger rechtsgeschichtliche Abhandlungen. Neue Folge* Bd. 26) を挙げる。その他の研究については以下で個別に紹介する。

⁴ さしあたり Jean Andreau, *Banking and Business in the Roman World*, Cambridge University Press, 1999（以下、Andreau と省略）；David Jones, *The Bankers of Puteoli, Finance, Trade and Industry in the Roman World*, Stroud: Tempus, 2006（以下、Jones と省略）；明石茂生「古代東地中海地域における国家、貨幣、銀行：アテナイ、エジプト、ローマを中心に」成城大学経済研究 217 号（2017 年）1-76 頁（以下、「明石」と省略）。

の) 両替、貨幣検査を挙げている⁵。これらの金融活動に従事する金融業者を指すラテン語の用語としては *argentarius*⁶、*coactor*⁷、*coactor argentarius*⁸、*nummularius*⁹ などがあった。もっとも、これらの用語の範囲は一部重複しており、また時代によって範囲が変わることもあった。さらに、これらの用語で指示されない者が上述の金融活動を行うこともあった¹⁰。以上を踏まえた上で、この記録群が作成された背景には、どのような金融活動が存在したのであろうか。その金融活動を誰が、どのような理由で、どのような仕方での記録群に記録したのであろうか。さらに、前稿で明らかとなった 1 世紀プテオリの取引実務とはどのように関連するのであろうか。本稿は、これらの疑問に一つの答えを与えようとするものである。

これらの疑問に答えることは、スルピキウス家文書の記録を通し

⁵ Andreau (註 4) 30-45; Jones (註 4) 47-54. 各業務の詳細については、Andreau, 36-38 (両替、貨幣検査)、38-39 (特に競売における資金の貸付)、39-42 (預貯金の受入)、42-44 (為替取引) を参照。貨幣検査については宮坂渉「金銭の取戻し (*vindicatio nummorum*)」早稲田法学会誌 56 巻 (2006 年) 197-245 頁、216-217 頁も参照。

⁶ *argentarius* は預貯金の受入、資金の貸付、為替取引を行った。前 4 世紀末にはその存在を確認することができ (Andreau (註 4) 30、Gröschler (註 3) 39-42 は共に Livy 9.40.16 を挙げる)、前 2 世紀後半以降は特に競売において買受人に資金を融通するに至った。

⁷ *coactor* は債権回収を行った。Andreau (註 4) 31 によれば、すでに前 2 世紀のカトー『農業論』(管見では Cat. de agr. 150.2) に見られる。

⁸ *coactor argentarius* は債権回収、両替、さらに預貯金の受入、資金の貸付、為替取引を行った。前 1 世紀に登場したとされる。Gröschler (註 3) 54-56 も参照。

⁹ *nummularius* は両替、貨幣検査を行った。前 2 世紀後半に登場し、アウグストゥス帝の時代にローマにも現れた。2 世紀以降、預貯金の受入、資金の貸付、為替取引にも参入したが、競売に関与することはなかったとされる。Gröschler (註 3) 52-54 も参照。

¹⁰ Andreau (註 4) 36.

て、1 世紀プテオリにおける金融業者スルピキウス家の金融活動を明らかにするだけに留まらない。というのは、同様の形式を有する文書がヘルクラネウム出土の文書群（ヘルクラネウム文書 *Tabulae Herculenses* = TH¹¹）からも見つかっているからである。ヘルクラネウム文書はスルピキウス家文書と多くの類似点がある¹²。特に、

¹¹ Giuseppe Camodeca, *Tabulae Herculenses. Edizione e commento I*, Roma: Quasar, 2017（以下、Camodeca, TH と省略）。

¹² ヘルクラネウム文書も、79 年のウェスウィオス火山の噴火の結果として遺物となった（なお、別稿（註 2）70 頁ではポンペイ埋没の時期を、伝統的に言われてきた 79 年 8 月 24 日としたが、近年の考古学界では同年のそれ以降とする説が有力となっている。坂井聰「ポンペイはいつ埋没したのか—噴火の日付をめぐる論争」豊田浩志編『モノとヒトの新史科学：古代地中海世界と前近代メディア』勉誠出版、2016 年、160-186 頁を参照。この点、清水裕教授にご指摘いただいたことに深く感謝する）。現ナポリ中心部からの距離は、現ポツォーリが約 15 キロメートル、現エルコラーノが約 8 キロメートルと、さほど変わらない。Camodeca, TH（註 11）11-15 によれば、残存する判読可能な記録から、スルピキウス家文書は 26 年から 61 年にかけて、ヘルクラネウム文書は 40 あるいは 41 年から 75 年にかけて（もっとも最近の研究成果によれば前 8 年の日付が最も古いとされる）の日付が読み取れ、ほぼ同時代の史料と言える。

ヘルクラネウム文書の記録はスルピキウス家文書のそれと同形式で作成されている。記録が残されているメディアは二枚板または三枚板である。内側の書面は尖筆で、外側の書面はインク書きで記されている。三枚板には、2 枚目の 4 頁目に押印された証人の印章と、3 枚目の外側の書面とを合わせて封印することができるよう、溝 *sulcus* が彫られていた。

ヘルクラネウム文書の記録は書式面でもスルピキウス家文書と類似している。両者ともに *testationes* と *chirographa* とを含んでいる。その比率も、前者が約 3 分の 2、後者が約 3 分の 1 である。*testationes* の証人の数は *chirographa* のそれと比べて多い。*chirographa* の作成者は、通常 2 回封印し、ほとんどの場合に、最初と最後の場所に押印する。

なお、ヘルクラネウム文書ならびにその記録から再構成される著名な「ユスタの訴訟」については、樋脇博敏「「名無しの権兵衛の娘」と自称する女」史論 53 号（2000 年）1-27 頁、森光「生まれながらの自由人か、それとも解放された奴隷か？」白門（中央大学通信教育部）61 巻 10 号（通巻 727 号、2009 年）54-69 頁、ヴォルフガング・カイザー「Case 3 生まれながらの自由人か、それ

形式と書式の一致は単なる偶然というよりは、プテオリとヘルクラネウムの金融活動に共通の慣行が存在した可能性を示唆する。それゆえ、両文書は互いに関連付けて理解されるべきである。それは、1 世紀ネアポリス（現ナポリ）近郊の取引社会の在り方と、その社会において法が有した意義を解明することに大きく寄与するはずである。

そこで以下では、まずその特徴的な構造を有する記録である TPSulp. 60-65 および TH² 70+ 71、TH 74 を紹介する（1. 史料）。次に、従来の研究状況について（2. 学説）、帳簿実務にかんする知見（2.1. 帳簿実務にかんする前提知識）、TPSulp. 60-65 の解釈にかんする学説（2.2. TPSulp. 60-65 の解釈、2.3. 現金出納記入 *nomina arcaria*）を概観する。その上で（3. 分析）、先行研究を踏まえて（3.1. 先行研究に対する評価）、著者の解釈を示し、TPSulp. 60-65 の構造が当時の金融実務において有し得た意味を考察する（3.2. 私見）。最後に、1 世紀ネアポリス近郊の法・金融・社会の一端を明らかにすることを試みる（4. おわりに）。

ここで本稿で用いる用語について説明すると、まず「金融取引」とは、余剰資金を有する者が資金を欲する者に資金を融通することである。これに加え、金融取引に関連する活動（後述）を含めた取引活動を、本稿では「金融活動」と呼ぶ。「金融業者」は、狭義には金融を生業とする者を指す。例えばスルピキウス家が金融を生業としていたかどうかは（「金融業者」のリストが現存している訳ではないため）史料上確実に証明することができない。しかし広義には

とも被解放自由人か—ユスタの裁判」U.ファルク／M.ルミナティ／M.シュメーケル編著、小川浩三／福田誠治／松本尚子監訳『ヨーロッパ史のなかの裁判事例』ミネルヴァ書房、2014 年、47-67 頁。

金融活動に携わる者の総称として用いられることもあり、これを適切に代替する用語がないため、本稿でも広義の意味でこの語を用いる。また、いわゆる「業法」や「業界」の存在も証明されていないことに留意されたい。

他方、「銀行業者」とは、先行研究によれば、金融取引すなわち資金の貸付を業として営む者のうち、預貯金の受入と為替取引をも併せて行う者を指す¹³。この点、Bürge¹⁴は、古代ローマに現代的な意味での「銀行」は存在しなかった、というのも、「銀行業者」と訳される *argentarius* の主たる業務は競売の仲介と競落人への競売代金の短期的融資とであり¹⁵、金融取引そのものではない、また金融取引を行うにしても、その資金は顧客からの預金というよりは自己の資金であった、かりに預金を運用することがあったとしても、その運用から生じる利益の一部を自己のものとすることはできなかった、そして、金融取引は、組織的かつ技術的に整った職業ではなく、個人的関係に基づくものであった、からである。それゆえ、*argentarius*

¹³ Raymond Bogaert, *Les origines antiques de la banque de dépôt : une mise au point accompagnée d'une esquisse des opérations de banque en Mésopotamie*, Leyde : A.W. Sijthoff, 1966, 29-30 は、資金の貸付と預貯金の受入を銀行業者の活動と定義する。Gröschler (註 3) 39 によれば、Jean Andreau, *La vie financière dans le monde romain : les métiers de manieurs d'argent (IV^e siècle av. J.-C. - III^e siècle ap. J.-C.)*, École française de Rome : Diffusion de Boccard, 1987, 17 (未見) は、為替取引をもその定義に加える。

¹⁴ Alfons Bürge, *Fiktion und Wirklichkeit: Soziale und rechtliche Strukturen des römischen Bankwesens*. Zeitschrift der Savigny Stiftung für Rechtsgeschichte, Romanistische Abteilung (以下、ZRG RA と略) (1987) 104, 465-558 (その書評論文として、瀧澤栄治「(学界動向) ローマの「銀行」制度と法—ローマ法研究の新しい視角—」法制史研究 45 号 (1995 年) 113-131 頁) 476-477, 508-509, 555-558.

¹⁵ スルピキウス家文書が伝える競売の実態については、他日、稿を改めて論じる予定である。

を「銀行業者」と呼ぶことは、その職業像を曇らせるおそれがある、と述べる。

これに対して Gröschler は、歴史的な事象を現代の用語で記述しようとする際にこれを無批判に古代の關係に転用すべきでないという Bürge の考えは正しく、古代ローマに現代の銀行制度と比較可能な「銀行」は存在しなかったが、職業として金融活動に従事し、金銭の貸付、預貯金の受入、為替取引といったサービスを提供した者は存在したのであって、その意味で「銀行業者」ならびに「銀行」という概念を用いる、と述べている¹⁶。

筆者としては、ひとまず先行研究による上記の定義に従うこととする。そうすると、筆者の前稿までの研究では、スルピキウス家が預貯金の受入を行っていたことは確認できていないため、本稿では、他の研究者が「銀行 (bank, Bank, banque)」「銀行業者 (banker, Bankier, banquier)」と述べている箇所に言及する場合を除いて、スルピキウス家を「銀行業者」と呼ぶことは差し控えたい。

さらに「帳簿」であるが、会計または事務のために金銭や物品の数量や出入り等を記録した媒体一般を指す。この帳簿には、先行研究が用いる以下の用語、すなわち現金の出入りを記録する「現金出納簿 Kassenbuch」、様々な取引に基づく金銭の動きを時系列順に記録する「営業帳簿 Geschäftsbuch」、特定の用途のために作成される「計算書 rationes」、特に銀行業者が作成したとされる「銀行業者の帳簿 codex rationum」が含まれる。本稿では上記のとおり、Tpsulp. 60-65 と関係するとされる帳簿とはいかなる記録であり得たのか、という問題そのものを検討する。その際に、Tpsulp. 60-65 ならびに

¹⁶ Gröschler (註 3) 38-39.

スルピキウス家の金融活動と最も密接に関係すると考えられる帳簿史料を参考とする。他方、ある「帳簿」への記入が一定の法律関係を生じさせたのか、それとも単なる記載に過ぎなかったのか、という問題は、先行研究が論じる現金出納記入との関係で副次的に検討するに留める。というのも、その問題は、ある法制度が存在しており、その法制度が「帳簿」への記入を法的効果発生の要件として定めていることを前提としているが、前 1 世紀プテオリにおいてそのような法制度、例えば現金出納記入が要件とした「帳簿」がいかなる記録でなければならなかったのか、そしてそもそもそのような法制度が存在していたのか、といったこと自体が未解明だからである。

1. 史料¹⁷

¹⁷ 以下の TPSulp. 60-65 のテキストは Giuseppe Camodeca, *Tabulae Pompeianae Sulpiciorum*: TPSulp.: edizione critica dell'archivio puteolano dei Sulpicii, Roma: Quasar, 1999 (Paperback) (以下、Camodeca, TPSulp と省略) の校訂による。Camodeca, TPSulp, 47-48 に示された補助記号のうち、以下のテキストに関係するものは次のとおりである。

- a(bc) テキストの省略、との編者による理解
- abc 保存状態が悪く、読みに疑いがある文字
- [abc] テキストの欠損の補充
- `abc' 書き手による行間への追加の書き込み
- <<abc>> 書き手が、前に書かれていたものを消去して、修正した文字あるいは単語
- {abc} 書き手によって誤って書かれ、編者が削除した文字あるいは単語
- <abc> 書き手の筆の誤り *lapsus calami* を原因とする脱落と判断された場合にのみ、編者が追加した文字あるいは単語
- [-----] 行全体の欠損
- 不確定の行数の、テキストの最初あるいは最後の欠損
- [---] 不確定の文字数の欠損
- [...] 不確定の長さの欠損 (点 1 つが文字 1 つ)

1.1. TPSulp. 60-62

1.1.1. TPSulp. 60 (TP 73 + 72 + 127 + ined. = TPN 49) / 3 枚板

1 枚目、2 頁目と 2 枚目、3 頁目（尖筆、内側の書板）¹⁸

pag. 2

TABELLAE TITINIAE A[NTRACIDIS]

Exp(ensos)

Eupliae Theodori f(iliae) [HS ∞ DC]

Meliacae tutore aucto[re]

Epichare Aphrodisi f(ilio) Athe[niensi]

petiit et numeratos acce[pit]

domo `ex' r[i]sco.

Ac(ce)p(tos)

pag. 3

Risco (vac.) [HS ∞ DC]

Eos HS ∞ DC nu[mmos, qui s(upra) s(cripti) s(unt)],||interrogant[e Titinia Antracide],||fide sua esse ius[sit Epichares Aphrodisi]||f(ilius) Athenensis p[ro Euplia Theodori f(ilia)]||Meliacae Ti[tinia Antracidi].||Act[um Puteolis XIII k(alendas) Apr(iles)]||Sex(to) Palpellio [Histro, L(ucio) Pedanio]||Se[cundo co(n)s(ulibus)].

ティティニア・アントラキスの帳簿

支出

テオドルスの娘でメーロス出身のエウプリアに

1600 セステルティウス

アフロディシウスの息子でアテナイ出身のエピカレスを後見人として

〔彼女は〕求め、現金を受領した

+++ 同定不可能な文字 (+1 つが文字 1 つ)

(vac.) 書き手によって書かれないままであった vacuum の指示

なお、Camodeca, TPSulp. 47-48 に説明はないが、∞はローマ数字で 1000 を、((I))は 10000 を表す。

¹⁸ 蠟板文書のイメージについては本稿末尾の図 4 を参照。

家で、金庫から。

受領

金庫に

1600 セステルティウス

上記の 1600 セステルティウスの硬貨を、ティティニア・アントラキスの求めに応じて、アフロディシウスの息子でアテナイ出身のエピカレスが、テオドルスの娘でメーロス出身のエウプリアのために、ティティニア・アントラキスに対して、信命保証することを引き受けた。

プテオリで記された、4 月カレンダエの 13 日前¹⁹、セクストゥス・パルペッリウス・ヒステルとルーキウス・ペダニウス・セクンドゥスがコンスルの年。〔43 年 3 月 20 日〕²⁰

3 枚目、5 頁目（尖筆、外側の書板）²¹

訳は上記 1 枚目、2 頁目と 2 枚目、3 頁目とほぼ同様²²

¹⁹ Josef Georg Wolf, *Neue Rechtsurkunden aus Pompeji. Tabulae Pompeianae Novae. Lateinisch und Deutsch*, 2. Auflage, Darmstadt: WBG, 2012（以下、Wolf, TPN と省略）84-85 は、対応する 3 枚目、5 頁目、12 行目を XIII 「14 日前」と読む。

²⁰ この書板には上から大きく SOL(utum)という文字が記されている。

²¹ [TABELLAE TITINIAE ANTRACIDIS]

[EXP(ensos)]

[Eupliae Theodori f(iliae) Me]leacae [t]uto[re (vac.) HS ∞]D[C]

[auctore Epichare Aph]rodisi f(ilio) Ath[eniensi]

[petiit et numerat]os accepit ipse do[mo] e[x]

[risco.

Ac(ce)p(tos)]

[Risco]

(vac.)

HS ∞ D[C]

[Eos HS ∞ DC n(ummos), q(ui) s(upra) s(cripti) s(unt), inter]rogante Titinia [An]=[[tracide fide sua esse i]ussit [Epi]chares A[phrodi]=[[si f(ilius) Atheniensis pro Euplia Theod]ori f(ilia) Mel[i]aca]] [[Titinia]e Antracidi].][[Actum Puteolis] XIII k(alendas) Ap[r(iles)].][[Sex(to) Palpellio Histro, L(ucio) Pedanio Secundo co(n)s(ulibus)].

²² Gröschler（註 3）198, Anm. 191 は、TPSulp. 60 の 3 枚目、5 頁目、5 行目にある ipse は本来は ipsa であるべきだが、これは記録の作成者が定型書式を手

1.1.2. TPSulp. 61 (TP 43 [=110 + 96] = TPN 51) / 3 枚板

2 枚目、3 頁目（尖筆、内側の書板の続き）²³

金庫に 500 セステルティウス

上記の 500 セステルティウスの硬貨を、ガーイウス・スルピキウス・キンナムスの求めに応じて、アフロディシウスの息子でアテナイ出身のエピカレスが、テオドルスの娘でメーロス出身のエウプリアのために、ガーイウス・スルピキウス・キンナムスに対して、信命保証することを引き受けた。この金銭は、エウプリアとエピカレスとが同じガーイウス・スルピキウス・キンナムスとティティニア・アントラキスとに負っている金額とは別のものである。

プテオリで記された、8 月カレンダーの 13 日前、セクストゥス・パルベッリウス・ヒステルとルーキウス・ペダニウス・セクンドゥスがコンスルの年。〔43 年 7 月 20 日〕²⁴

本としていたことを示しており、作成者が「よく考えもせずに *gedankenlos*」書式を転用したことは明らかである、と述べる。しかし、書式を転用したならば、1 枚目、2 頁目には *ipse* がいないことを説明できない。また、後見に服する女性用の手本があったとするならば、そこには初めから *ipsa* と書かれているはずである。それゆえ、これは作成者の単なる書き間違いであろう。

²³ *Arcae* (vac.) HS D;

Eos HS D nummos, qui s(upra) s(cripti) s(unt), interrogant[e]||C(aio) Sulpicio Cinnamo, fide sua esse iussit||Epichares A[p]hr[o]disi f(ilius) Athenaeus pr[o]||Euplia [T]h[e]odor[i] f(ilia) Meliacae C(aio) Sulpicio||Cinnamo. (vac.) Est autem ea pecunia||[p]raeter al[i]as summas, quas Euplia et||Epichares debent eidem C(aio) Sulpicio Cinnamo||[et] Titinia[e] A[nt]racidi.||[Actum Puteol]is XIII k(alendas) Aug(ustas),||[S]ex(to) P[a]pel[l]io Hist[ro] L(ucio) Pedanio Secundo co(n)s(ulibus).

²⁴ この書板には上から大きく SOL(utum)という文字が記されている。

2 枚目、4 頁目（インク、署名者たち、中央の *sulcus* の右側に、左側のインクの痕跡が筆跡のかなり色あせた跡かどうか、疑いがある）

25

ルーキウス・ファエヌス・ラ・ . . .

ガーイウス・ユーリウス・エロース・ボ・ . . .

ガーイウス・ヌンムス・エパフロディトゥス

ガーイウス・ホストゥス・マロー

. . .

. . . フォルトゥナートゥス

. . .

1.1.3. TPSulp. 62 (TP 5 + 107 + 111 = TPN 50) / 3 枚板

2 枚目、3 頁目（尖筆、消失した 1 枚目、2 頁目からの、内側の書板の続き）²⁵

上記の 1000²⁷セステルティウスをガーイウス・スルピキウス・キンナムスの求めに応じて、アフロディシウスの息子でアテナイ出身のエピカレスが、テオドルスの娘でメーロス出身のエウプリアのために、ガーイウス・スルピキウス・キンナムスに対して、信命保証することを引き受けた。

²⁵ L(ucii) Faeni La+++++||C(aii) Iuli Erotis Bo++||[---]||C(aii) Numii Epaph=roditi||C(aii) Hosti Maronis||[-----]||[----] Fortunati||[-----]

²⁶ Eos HS ∞, q(ui) s(upra) s(cripti) [sunt, in]terro[gante] C(aio)||Sulpicio K[innamo], Epic[h]are[s]||Aphrodisi f(ilius) [Athen(iensis)] f[ide] sua esse||iussit pr[o Euplia] Theodori <f(ilia)> ab||Melo C(aio) Su[l]picio Kin[namo.](vac.)||Act(um) Puteol(is) X[I]II k(alendas) Apriles,||[C(aio)] Caecina Largo C(aio) Cestio co(n)s(ulibus).

²⁷ Wolf, TPN (註 19) 86 は 1 行目を EOS HS ∞ ∞ N q s s s ... 「上記の 2000 セステルティウスを」と読む。

プテオリで記された、4 月カレンダーの 13 日前、ガーイウス・カエキーナ・ラルグスとガーイウス・ケスティウスがコンスルの年。〔42 年 3 月 20 日〕²⁸

1.1.4. 事案の概要

42 年 3 月 20 日、メーロス²⁹出身のギリシア人女性であるエウプリアは、1000 セステルティウスをガーイウス・スルピキウス・キンナムスから借り受けた。ちょうど 1 年後、43 年 3 月 20 日、エウプリアは 1600 セステルティウスをティティニア・アントラキスから借り受けた。43 年 7 月 20 日、エウプリアはさらに 500 セステルティウスをキンナムスから借り受けた。いずれの債務をも、エウプリアの後見人であるアテナイ人エピカレスが、エウプリアの債務を信命保証することを引き受けた。

その後、時期は不明であるが、エウプリアはその債務を弁済したと考えられる。というのも、TPSulp. 60-62 の内側の記録にはいずれも、SOL すなわち *solutum* という文字が上書きされているからである。

1.2. TPSulp. 63 (TP 83 = TPN 52)／3 枚板

3 枚目、5 頁目（尖筆、外側の書板）³⁰

²⁸ この書板には上から大きく SOL(*utum*)という文字が記されている。

²⁹ 現在のミロス島、キュクラデス諸島に属する。

³⁰ TABELLAE C(aii) [SULPICI (CINNAMI?)]

[Exp(ensa)]

Magiae L(ucii) f(iliae) [Pulchrae; petiit et HS ((I)) ((I)) ((I))]

nu[me]ra[ta] acce[pt]it domo ex arca. Ac(ce)p(ta)]

Arcae (vac.)

[HS ((I)) ((I)) ((I))]

Dies pecuniae k(alendis) Mais primis.||Si k(alendis)Mais primis mihi herediue [meo --
-]||ea H[S] ((I)) ((I)) ((I)) numum. [q(uae) s(upra) s(crypta) sunt, dolo malo]||utrius

ガイウス・スルピキウス・キンナムスの帳簿

支出

ルーキウスの娘マギア・プルクラに 30000 セステルティウス
を〔彼女は〕求め、

家で、金庫から、現金を受領した。受領

金庫に 30000 セステルティウス

金銭の期日、次の 5 月カレンダーエ。〔46 年 5 月 1 日〕

もし次の 5 月カレンダーエに、私にあるいは私の相続人に上記の
30000 セステルティウスが、君たちのうちいずれかの悪意で、与え
られることも弁済されることもなく、君が私とあるいは私の相続人
と合意することもなく・・・私に満足が与えられなかったならば、
2 倍額の金銭が適正な貨幣で与えられることをガイウス・スルピ
キウス・キンナムスが要約し、ルーキウスの娘マギア・プルクラが
誓約し、ユピテルと神皇アウグストゥスのご威光にかけて宣誓した。

同人が誓約した。

プテオリで記された。

マルクス・ポンペイウス・シルウァーヌスとアウルス・アントー
ニウス・ルーフスがコンスルの年。〔45 年 9 月？から 10 月〕

1.2.1. 事案の概要

45 年 9 月から 10 月にかけてのある日、ルーキウスの娘マギア・
プルクラは、30000 セステルティウスと見られる額をガイウス・

vestrum d[ata soluta non erunt, neque tu mihi]||conveneris here[dive meo --- sive
mihi]||satisfactum non erit, [duplam pecuniam recte dari]||stipulatus est C(aius)
Sul[picius (Cinnamus?)], spon[dit]||Magia L(ucii) f(ilia) Pulchra [et per Iovem et
numen divi Aug(usti)]||iuravit. (vac.) Idem spo[ndit ---].||Actum Puteo[lis --
-]||M(arco) Pompeio Silvano [A(ulo) Antonio Rufo co(n)s(ulibus)].

スルピキウス・キンナムスから借り受けた。返済期日は翌 46 年 5 月 1 日とされた。マギアの後見人は登場せず、保証人による保証³¹

³¹ 保証が為されなかったのは、前 81 年にスッラが制定したとされる、保証にかんするコルネーリウス法 *lex Cornelia de sponsu* の制限に抵触するからであったと考えられる。Marianne Elster, *Die Gesetze Der Späten Römischen Republik: Von Den Gracchen Bis Sulla 133-80 V.Chr.* : 28 Studien Zur Alten Geschichte, Göttingen, Vandenhoeck & Ruprecht, 2020, 487-490 は、同法の紹介としてガーイウス『法学提要』の次の一節を挙げる。

Gai Inst. 3.124: Sed beneficium legis Corneliae omnibus commune est. qua lege idem pro eodem apud eundem eodem anno uetatur in ampliorem summam obligari creditae pecuniae quam in XX milia; et quamvis sponsores uel fidepromissores in amplam pecuniam, uelut in sestertium C milia se obligauerint, tamen dumtaxat in XX milia tenentur. pecuniam autem creditam dicimus non solum eam, quam credendi causa damus, sed omnem, quam tum, cum contrahitur obligatio, certum est debitum iri, id est, quae sine ulla condicione deducitur in obligationem; itaque et ea pecunia, quam in diem certum dari stipulamur, eodem numero est, quia certum est eam debitum iri, licet post tempus petatur. appellatione autem pecuniae omnes res in ea lege significantur; itaque et si uinum uel frumentum aut si fundum uel hominem stipulemur, haec lex obseruanda est.

ガーイウス、法学提要 3 巻 124 節：けれども、コルネーリウス法の利益はすべての者に共通である。この法律によって、同一人が同一人のために同一人に対して同一年内に 20000 セステルティウスを超える額の貸付けられた金銭を保証することは禁止される。そこで、誓約人あるいは信約人がそれ以上の額、例えば 100000 セステルティウスにつき保証したとしても、これらの者は単に 20000 セステルティウスについてのみ義務を負わされる。ところで、我々は、貸付けられた金銭ということで、信用貸しのために供与される金銭だけではなく、債権債務関係が締結される時点で将来支払われることが確実なすべての金銭、すなわち無条件で支払われる義務のある金銭をも指示する。したがって、一定の期日に与えられることを我々が要約する金銭もまた同一の部類に属する。なぜなら、それは期間経過後に請求されるとはいえ将来支払われることが確実だからである。ところで、この法律においては金銭という呼び方であらゆる物が意味される。したがって、葡萄酒または穀物、あるいは土地または奴隷が与えられることを我々が要約する場合も、この法律が遵守されなければならない。

Elster によれば、同法は原則としてあらゆる種類の保証に、すなわちローマ市民間であれローマ市民と非ローマ市民との間であれ、また保証人の相続人に保証債務が引き継がれる場合か否かを問わず、適用された。20000 セステルティウスという上限を超える部分の保証債務は無効とされた。この違反行為がさ

も為されなかった。マギアは自ら 2 倍額の違約罰を誓約し、同時にユピテルと神皇アウグストゥスの名にかけて宣誓した³²。

1.3. TPSulp. 64 (TP 60 = 124 = TPN 53) / 3 枚板

2 枚目、3 頁目（尖筆、消失した 1 枚目、2 頁目からの、内側の書板の続き）³³

・・・〔上記の〕ティティニア・バシリスの求めに応じて、ヌメリウス・カストリキウス・アガトプスが、ファエキア・プリマのために、信命保証することを引き受けた。

プテオリで記された。2 月ノーナエの 4 日前、デキムス・ユニウス・シーラーヌス・トルクアートゥスとクウィントゥス・ハテリウス・アントーニウスがコンスルの年。〔53 年 2 月 2 日〕

らなる法的帰結（筆者：処罰等であろうか）をもたらしたかどうかは知られていない。同法の目的は研究者によって様々に解釈されている。一般には、高額
の保証債務を強制されることになる人々を保護するための、スッラの奢侈抑制
立法に数え入れられるが、奢侈禁止法 *lex Sumptuaria* の一章であったか、独立
した法律であったかについては争いがある。他方、同法は債権者保護に役立っ
たとする見解の他、「当時の純粋な政治的産物」とする見解もある。

なお、Jane F. Gardner, *Women in Business Life: Some evidence from Puteoli*. In: Päivi Setälä(ed.), *Female Networks and the Public Sphere in Roman Society*, *Acta Instituti Romani Finlandiae*. Institutum Romanum Finlandiae 22 (1999) 11-27, 19-21
は、「同人が誓約した *Idem spopondit*」という文言を、保証人が 20000 セステル
ティウスを限度に保証した、と解するが、「同人」が保証人を指すという明確
な証拠を示しておらず、支持できない。

³² ユピテルと皇帝への宣誓については、宮坂「スルピキウス家文書」（註 2）
89 頁を参照。

³³ sunt, interrogante [T]itinia||Basilide, fide sua esse iussit||N(umerius) Castri-
cius Agathopus pro Fa[c]cia||Prima.||(vac.)||[Actu]m Puteolis IIII non(as)
Fe[b]r(uarias),||[D(ecimo) Iunio Si]lano Torquato||[Q(uinto) Haterio] Antonino
co(n)s(ulibus).

2 枚目、4 頁目、右側（インク、署名者たち）³⁴

クウィントゥス・プテオラーヌス・アラケル

グナエウス・ポンペイウス・ケレル

ガーイウス・ウェストルス・フェーリクス

プーブリウス・ウェドゥス・ヘルメロス

グナエウス・ポッルス・ブラストゥス

マルクス・ポピドゥス・オプタートゥス

クウィントゥス・アットゥス・イカルス

クウィントゥス・アットゥス・プリミゲニウス

ヌメリウス・カストリキウス・アガトプス

1.3.1. 事案の概要

蠟板の 1 枚目、2 頁目が消失しており、記録の前半部分が不明であるが、後半部分の構成が上記 1.1 で見た諸記録と一致している³⁵ことから、1.1、1.2 と同種の記録と考えられている。これを前提とすると、53 年 2 月 2 日、ファエキア・プリマは、ある金額をティティニア・バシリスから借り受けた。この債務を、ヌメリウス・カストリキウス・アガトプスが、信命保証することを引き受けた。

1.4. TPSulp. 65 (= TPN 54)

1 枚目、2 頁目（尖筆、内側の書板）³⁶

³⁴ Q(uinti) Puteolani Alacr(is)||Cn(aei) Pompei Celeris||C(aii) Vestori Felicis||P(ublīi) Vedi Hermerot(is) ||Cn(aei) Polli(?) Blasti||M(arci) Popidi Qptati||Q(uinti) Atti Icarī||Q(uinti) Atti Primigen(i) ||N(umerii) Castrici Aga=||thopodis.

³⁵ sunt, interrogante [債権者の名の奪格形], fide sua esse iussit [保証人の名の主格形] pro [債務者の名の奪格形]、但し債務者の名前の後に与格形の債権者の名前がない点は異なっている。

³⁶ [TABELLAE] C(aii) SULPICI CINNAMII||[Exp(ensos)]||[---] HS ∞ DX||-----

ガーイウス・スルピキウス・キンナムスの帳簿

支出

1510 セステルティウス³⁷

1.5. Tabulae Herculanenses

1.5.1. TH² 70+ 71³⁸

2 枚目、4 頁目左側 (=TH 70) (いわゆる第三の記載、インク)

Tab[el]lae L. Comini Primi

Exp.

Pom[pe]iae Anthidi HS ∞

tu[t]ore auct[o]re C. Vibio Eryto

petit [et] numeratum acce=

[pit domi ex arca.]

1 枚目、1 頁目 (=TH 71)

[Acp.]

Arcae

HS ∞

Eos HS ∞ n. q. s. s. s., interro=||gante L. Cominio Primo||fide et periculo suo esse ius(sit)||C. Vibius Erytus pro Pompeia||Anthide pra[ete]ralis||(vac.)||tabellis HS ((I)).||vac.)||Act. Her[c]ula[ni]||III idus Maia[s]||C. Fonteio Capitone||C. Vipstano Aproni[ano cos.]

2 枚目、4 頁目左側 (署名者たち、インク)

ルーキウス・コミニウス・プリムスの帳簿

支出

ポンペイア・アンティスに

1000 セステルティウス

ガーイウス・ウィビウス・エウリュトウスを後見人として

〔彼女は〕求め、現金を受領した

家で、金庫から。

³⁷ この書板には上から大きく SOL(utum)という文字が記されている。

³⁸ Camodeca, TH (註 11) 237-238 の校訂による。

1 枚目、1 頁目

受領

金庫に

1000 セステルティウス

上記の 1000 セステルティウスの硬貨を、ルーキウス・コミニウス・プリムスの求めに応じて、ガーイウス・ウィビウス・エウリュトゥゥスが、ポンペイア・アンティスのために、その他の記録に「ある」10000 セステルティウスとは別に、エウリュトゥゥスの危険で、信命保証することを引き受けた。

ヘルクラネウムで記された、5 月イードゥースの 4 日前、ガーイウス・フォンテイウス・カピトーとガーイウス・ウィプスタヌス・アプロニアーヌスがコンスルの年。〔59 年 5 月 12 日〕

2 枚目、4 頁目右側³⁹ (=TH 71)

クウィントゥス・ユーニウス・テオフィリウス

マルクス・ノーニウス・キュペルス

ガーイウス・メッシエヌス・ニユンフィクス

ガーイウス・ウィビウス・エウリュトゥゥス

セクストゥス・アテッリウス・フェーリクス

マルクス・・・・ヒュン・・・

・・・

1.5.1.1. 事案の概要

59 年 5 月 12 日、ポンペイア・アンティスは、1000 セステルティ

³⁹ -----||Q. I[u]ni Theophili||[M.] Noni [C]ypa[er]i (?)||C. Messien[i] Nym[ph]ici||C. [V]ibi Eyryt[i]||Sex. Atelli Felic[is]||M. +++++ Hym[...]

ウスをルーキウス・コミニウス・プリムスから借り受けた。この債務を、ポンペイアの後見人であるガーイウス・ウィビウス・エウリュトゥスが、信命保証することを引き受けた。ポンペイア・アンティスは、それとは別にすでに 10000 セステルティウスを負っており、これについてもガーイウス・ウィビウス・エウリュトゥスは信命保証することを引受けたものと考えられる。

1.5.2. TH 74⁴⁰

2 枚目、4 頁目左側（第三の記載、インク）

Ta[bellae L. Comini Primi]

[Expensos]

M. Nonio F[usco; p]e[tiit] e[t n]um=
eratos accepit ipse domi [e]x a[rc]a.

HS D[C]

Acceptos

Arcae

HS DC

2 枚目、4 頁目左側

ルーキウス・コミニウス・プリムスの帳簿

支出

マルクス・ノーニウス・フスクスに、彼は自ら求め、

1000 セステルティウス

現金を受領した、家で、金庫から。

受領

金庫に

1000 セステルティウス

1 枚目、1 頁目⁴¹

⁴⁰ Camodeca, TH（註 11）241-242 の校訂による。

⁴¹ [o]b fidu[ci]am puellae Naidis||praeter alios HS ∞CCC n. ob fiduciam||[m]ulieris Primigeniae.||(vac.)||[Actum Herculani XIII k. Febr.]||[P. Mario L. Afinio Gallo cos.]

少女ナイスの信託と引き換えに、女奴隷プリミゲニアの信託と引き換えの 1300 セステルティウスの硬貨とは別に。

ヘルクラネウムで記された、2 月カレンダーの 13 日前、プーブリウス・マリウスとルーキウス・アフィニウス・ガッルスがコンスルの年〔62 年 1 月 20 日〕

2 枚目、左側の一部（署名者たち、インク）⁴²

ヌメリウス・ブラエシウス・サートウルニース

ガーイウス・クローディウス・ケレル

マルクス・ノーニウス・フスクス

ルーキウス・ヌミシウス・スッケッスス

マルクス・ノーニウス・キューペルス

ガーイウス・ウィビウス・タッリス

マルクス・ノーニウス・サテウルス

グナエウス・ポッリウス・ヤーヌアーリウス

マルクス・カラトルス・プリスキルス

1.5.2.1. 事案の概要

62 年 1 月 20 日、マルクス・ノーニウス・フスクスは、1000 セステルティウスをルーキウス・コミニウス・プリムスから借り受けた。この債務につき、ルーキウス・コミニウス・プリムスは、おそらくは信託のための握取行為 *mancipatio fiduciae causa* によって、マルクス・ノーニウス・フスクスから、少女である奴隷ナイスに対する担保権の設定を受けた。マルクス・ノーニウス・フスクスは、

⁴² [N. Bla]esi Saturnini||C. Clodi Celeris||M. Noni Fusci||L. Numisi Successi||M. Noni Cypaeri||C. vibi Thalli||M. [Noni] Saty[ri]||[Cn. Polli Ianu]ar[i]||M. Calato[ri] Prisc[i]||

それとは別にすでに 1300 セステルティウスを負っており、これについてもルーキウス・コミニウス・プリムスは、信託のための握取行為によって、マルクス・ノーニウス・フスクスから、女奴隷ブリミゲニアに対する担保権の設定を受けたものと考えられる⁴³。

1.6. 小括

Camodeca⁴⁴によれば、以上の史料は次のような共通の構造を有している。

「某の帳簿 (tabellae+人名の属格)」

「支出 (Exp(ensos))」

「人名の与格」 (余白) 「金額」

(後見人がいればその人名の奪格)

「求め、現金を受領した (peti(i)t numeratos/um accepit)」

「家で、金庫から (domo/domi ex risco/arca)」

「受領 (Ac(ce)p(tos))」

「金庫に (Risco/Arcae)」(余白) 「金額」

Camodeca は、スルピキウス家文書の再構成にあたり、ヘルクラネウム文書に見られる同種の記録 (上記 1.5) との比較により、これらの特徴的な記録の構造を解明した。彼の理解は、後述するようにその構造の一部の解釈には争いがあるものの、基本的に支持されている。彼によれば、1 行目のやや大きな文字で書かれた某の Tabellae という特徴的な表題から始まる文言は、債権者の「帳簿」から抜粋されたものである。2 行目の中央にある EXP(ensos/a)とい

⁴³ スルピキウス家文書において、信託を原因とした握取行為が登場する事案としては、いずれも競売手続にかんする TPSulp. 85-87、TPSulp. 90-93 がある。

⁴⁴ Camodeca, TPSulp (註 17) 151.

う記号は「帳簿」における「支出」の簿記を意味する。3 行目には、債務者の名前が（利益の）与格で、その後に支払われた金額が、表示される（債務者に後見人が付いている場合には、その次の行以下に示される）。その後、petiit et numeratos/a accepit domo/domi ex arca/risco という文言が続く。ここで主語は債務者になり、3 人称となる。petiit et numeratos/a accepit は債務者が貸付金の払出しを求め、これを現金で受け取ったことを意味する。domo/domi ex arca/risco は、domus は家、arca/riscus⁴⁵は金庫を意味する⁴⁶。その後

⁴⁵ Camodeca, TPSulp（註 17）151 が引用する D.34.2.25.10 によれば、riscus は「箱」である。

D.34.2.25.10 Ulpianus 44 ad Sab.: Ornamenta muliebria sunt, quibus mulier ornatur, veluti in aures armillae viriolae anuli praeter signatorios et omnia, quae ad aliam rem nullam parantur, nisi corporis ornandi causa: quo ex numero etiam haec sunt: aurum gemmae lapilli, quia aliam nullam in se utilitatem habent. mundus mulieris est, quo mulier mundior fit: continentur eo specula matulae unguenta vasa unguentaria et si qua similia dici possunt, veluti lavatio riscus. ornamentorum haec: vittae mitrae semimitrae calautica acus cum margarita, quam mulieres habere solent, reticula crocyfantia. sicut et mulier potest esse munda, non tamen ornata, ut solet contingere in his, quae se emundaverint lotae in balneo neque se ornaverint: et contra est aliqua ex somno statim ornata, non tamen conmundata.

学説彙纂 34 卷 2 章 25 法文 10 項（ウルピアーヌス、サビーヌス註解 44 卷）：女性用の装飾品とは、それによって女性が着飾るもの、例えばイヤリング、大小の腕輪、印章用以外の指輪、その他身体を飾る目的以外の目的では入手されないすべてのものである。黄金、宝石、輝石もこの範疇に含まれる、なぜならそれらはこれ自体では他に何の有用性も持たないからである。それによって女性が一層清潔になるところの女性の化粧品もこの範疇に含まれる。鏡、壺、香水、香水瓶、これらに類すると言われるもの、例えば入浴道具や収納箱も、この範疇に含まれる。次のものは装飾品に含まれる。リボン、帽子、半分の帽子、頭飾り、女性が持っているのが常である真珠付きのヘアピン、サフラン色のヘアネットである。女性は、着飾っていなくても清潔であるということは、浴場で入浴して体を洗ったが、着飾ってはいない女性にはよくあることであり、眠りから覚めてすぐに着飾っているが、体を洗ってはいない女性はその反対である。

⁴⁶ Camodeca, TPSulp（註 17）151 は、Donat., ad Terent. Phorm. 5.8.922 (Wessner): per scripturam, id est de mensae scriptura. Unde hodie additur in chirographis 'domo ex

arca sine mensae scriptura' 「書くことについて、すなわち両替店が書くことについて。そこから、こんにち、証書に「家で、金庫から、両替商が書くことなしに」と加えられる」と ad Terent. Adelph. 277.13.1: tunc enim in foro et de mensae scriptura magis quam ex arca domoque vel cista pecunia numerabatur 「なぜなら、当時は、家で、金庫あるいは箱から、というよりはむしろ公共広場で、両替店から金銭が現金で支払われたからである」の参照を求め、domo/domi ex arca/risco とは、「債権者の家で、金庫から」、すなわち銀行業者の介在なしに、という意味であると指摘する。Camodeca, TH (註 11) 245 によれば、この表現はセウエール朝期の消費貸借の自筆証書の形式 (scripsi me accepisse ... mutua numerata ... proba recte dari ... stipulatus est ..., spopondi; Camodeca, TPSulp (註 17) 133 を参照) を引用する D.12.1.40 でも見られた。

D.12.1.40 (Paulus 3 quaest.) Lecta est in auditorio Aemilii Papiniani praefecti praetorio iuris consulti cautio huiusmodi: "Lucius Titius scripsi me accepisse a Publio Maevio quindecim mutua numerata mihi de domo et haec quindecim proba recte dari kalendis futuris stipulatus est Publius Maevius, spopondi ego Lucius Titius. si die supra scripta summa Publio Maevio eive ad quem ea res pertinebit data soluta satisve eo nomine factum non erit, tunc eo amplius, quo post solvam, poenae nomine in dies triginta inque denarios centos denarios singulos dari stipulatus est Publius Maevius, spopondi ego Lucius Titius. convenitque inter nos, uti pro Maevio ex summa supra scripta menstros refundere debeam denarios trecentos ex omni summa ei heredive eius." . . .

学説彙纂 12 卷 1 章 40 法文 (パウルス、質疑録 3 卷): 近衛長官であり法学者であったアエミリウス・パーピニアヌスの法廷で次のような問答契約が読み上げられた。「私、ルーキウス・ティティウスはプーブリウス・マエウィウスから、家〔の金庫〕から私に支払われた消費貸借金 15 を受け取ったと書いた、そしてこの 15 が良質の貨幣で翌月の 1 日に与えられることをプーブリウス・マエウィウスは要約し、私、ルーキウス・ティティウスは諾約した。上記の日に全額がプーブリウス・マエウィウスに、あるいはその事務が属することになる者に、与えられることも、債務が弁済されることも、その債務について担保が設定されることもない場合には、その債務に加えて、その後で私が弁済するまでの間、違約罰として、30 日間ごとに、100 デナリウスにつき 1 デナリウスが与えられることをプーブリウス・マエウィウスは要約し、私、ルーキウス・ティティウスは諾約した。さらに、マエウィウスのために、上記の金額につき、毎月 300 デナリウスの分割払で全額まで彼にあるいは彼の相続人に返済する義務を私が負うことを、我々は合意した。」 . . .

なお、「消費貸借金 15 quindecim mutua」について、Corpus juris ciuilis cum commentariis Accursii, scholiis Contii et Gothofredi lucubrationibus ad Accursium ; Studio & opera Ioannis Fehi: Lyon, 1627; Frankfurt am Main, c2006, t. 1, 1229 は、註 d で「もちろん金の重量で s(cilicet) pondo auri」と述べつつも、「しかし、計量

で、行の中央に置かれた AC(ce)P(tos/a)という記号は、「受領」を意味し、2 行目の EXP(ensos/a)に対応している。最終行には再び、*arcae/risco* という語が与格で、そして間隔を空けて、受け取った金銭の総額が表示される。

2. 学説

Arangio-Ruiz は、*Camodeca* に先立って、TH 67 から TH 74 に見ら

されたデナリウスの数量と解する。アゾ。sed accipit numerum in denariis ponderatis. Azo.」と別の説も並置する。さらに註は「15000 デナリウス quindecim milia denariorum」と述べる。Okko Behrends, Rolf Knütel, Berthold Kupisch, Hans Hermann Seiler (hrsg.), *Corpus Iuris Civilis. Text und Übersetzung*. Heidelberg : C.F. Müller (以下、Behrends/Knütel/Kupisch/Seiler と省略), III: *Digesten* 11–20, 1999, 65 は、「金貨 15 枚 fünfzehn Goldstücke」とし、脚註で「元来は 15000 セステルティウス、〔ユースティニアヌス帝の〕法学提要 3 巻 7 章 3 節を参照 Ursprünglich 15000 Sesterzen, vgl. Inst. 3, 7, 3」と補足する（その法学提要 3 巻 7 章 3 節においてユースティニアヌス帝は、保護者が被解放自由人から受け取ることができる遺産の割合について定めた後 9 年のパーピウス法がその適用要件を 100000 セステルティウスとしていることにつき、その内容を彼が統治するギリシャ語圏の「万人に理解させるために、ギリシャ語で、簡潔な形を旨として作成した *pro ominium notione Graeca lingua compendioso tractatu habito composuimus*」ところの後 531 年の勅法 C. 6.4.4 では、「1000 セステルティウスにつきアウレウス金貨 1 枚と計算している *pro mille sestertiis unus aureus computetur*」、と述べている）。Henri Hulot, Jean-François Berthelot, *Les cinquante livres du Digeste, ou, Des Pandectes de l'Empereur Justinien*, t. 2, Metz : Behmer et Lamort, 1803-1805; Aalen : Scientia Verlag, 1979, 186 は quinze mille、Iustiniani Augusti Digesta seu Pandectae, *Digesti o pandette dell'imperatore Giustiniano : testo e traduzione*, a cura di Sandro Schipani, Milano : Giuffrè (以下、Schipani と省略), vol. III, libri 12-19, 2007, 19 は quindici <mila>、すなわち「15 [000]」と訳するのに対して、The Digest of Justinian, Volume 1. Translation edited by Alan Watson, Revised English-language edition, Philadelphia : University of Pennsylvania Press, 1998, 363 は fifteen [aurei]すなわち「15 [アウレウス]」と訳する。Les 50 livres du Digeste de l'empereur Justinien, édition traduite et annotée par Dominique Gaurier, Tome I. Digeste, livres 1-26, Paris : Éditions La Mémoire du Droit, 2017, 467 は何も補わずに quinze すなわち「15」とする。

れる EXP. (= expensum)と ACP. (= acceptum)という省略記号から、TPSulp. 60-65 が「帳簿」への記入と関わる法的行為に関連すると推測した⁴⁷。そのため、TPSulp. 60-65 にかんする研究は古代ローマの帳簿実務の知識を前提として進められてきた。それゆえ以下では、まず古代ローマの帳簿実務について従来の研究状況を確認し、次に TPSulp. 60-65 についての学説を概観し、さらに TPSulp. 60-65 が「帳簿」への記入と関わる法的行為と言えるかどうかを検討する。

2.1. 前提知識としての帳簿実務

Thilo の研究は、古代ローマの帳簿実務にかんする研究を一新する画期的な研究であった。ここでは、Thilo が解明しようと試みた古代ローマの帳簿実務を、Thilo の研究を詳細に追った瀧澤栄治「ローマ法における文書契約：Thilo の研究の紹介として」⁴⁸を参考に紹介する。次にそれ以降の研究者たちによる帳簿実務の理解を確認し、さらに彼らを取り扱った「帳簿」にかんする史料を検討する。

2.1.1. Thilo による帳簿実務研究⁴⁹

一般に、古代ローマにおいて帳簿の作成ないし記入が法的意味を持つ場合として、第 1 に、一定の立場にある者または職業に就いて

⁴⁷ Giovanni Pugliese Carratelli, Vincenzo Arangio-Ruiz, *Tabulae Herculaneenses IV, La parola del passato* (1954) 9, 54-74 (以下、Carratelli et Arangio-Ruiz と省略) 70; Camodeca, TH (註 11) 233-234.

⁴⁸ 瀧澤栄治「ローマ法における文書契約：Thilo の研究の紹介として」法学 (2000) 63-6 (東北大学) 749-774 (以下、瀧澤 (2000)と省略) ; Thilo の研究の拠り所となった G. E. M. de Ste. Croix の研究を紹介した、瀧澤栄治「紹介: G. E. M. de Ste. Croix, *Greek and Roman Accounting* : ローマの会計と文書契約との関わり」の限りで」神戸法学年報 (1999) 15, 193-228 (以下、瀧澤 (1999)) も参照。

⁴⁹ Ralf Michael Thilo, *Der codex accepti et expensi im Römischen Recht, Ein Beitrag zur Lehre von der Litteralobligation*, Göttingen 1980.

いる者が帳簿の作成を法的に義務付けられる場合があり、第 2 に、帳簿を作成することが作成者本人またはその関係者にとって利益をもたらす場合がある⁵⁰。

Thilo の研究の端緒となったのは、ガーイウス『法学提要』が伝える文書契約 *contractus litteris* の一例である移転記入 *nomina transscripticia* であった。この問題について通説は、移転記入は *codex accepti et expensi* という帳簿に「支払った」と記入することによって成立した、との理解（帳簿記入説）であった。その根拠は、第 1 に、ガーイウス『法学提要』は移転記入の要件として「私がそれを君に支払ったと記入した *id expensum tibi tulero*」を挙げていること⁵¹、第 2 に、キケロー「俳優ロスキウス弁護 *pro Roscio comoedo*」は、「支払った旨の記入 *expensum ferre*」を、金銭消費貸借、問答契

⁵⁰ 第 1 の場合の例として、学説彙纂 2 卷 13 章では *argentarius* に帳簿の作成と提出とが義務付けられている（下記註 84）。第 2 の場合の例として、奴隷が主人の命を受けて作成する帳簿は、第三者から特有財産訴権で訴えられた主人が特有財産額の範囲内でのみ責任を負うことを主張する際には主人に利益をもたらし、奴隷が解放のための金銭を主人に支払ったことを主人の相続人に主張する際には奴隷に利益をもたらす、と考えられる。

⁵¹ *Gai Inst.* 3.128-130: *Litteris obligatio fit ueluti in nominibus transscripticiis. fit autem nomen transscripticium duplici modo, uel a re in personam uel a persona in personam. 129. A re in personam transscriptio fit, ueluti si id, quod tu ex emptionis causa aut conductionis aut societatis mihi debeas, id expensum tibi tulero. 130. A persona in personam transscriptio fit, ueluti si id, quod mihi Titius debet, tibi id expensum tulero, id est si Titius te pro se delegauerit mihi.*

ガーイウス、法学提要 3 卷 128 節：文書による債権債務関係は、例えば移転記入によって生じる。ところで、移転記入は物から人へ、人から人へ、という 2 つの方法によって生じる。129 節：物から人への移転記入は、例えば君が売買または賃約または組合を原因として私に対して負うものを、私が君に支払った、と記入する場合に生じる。130 節：人から人への移転記入は、例えばティティウスが私に対して負うものを、私が君に支払ったと記入する場合、すなわちティティウスが自分の代わりに君を私に指図した場合に生じる。

約と並ぶ確定金銭請求の原因として挙げていること⁵²、であった⁵³。

⁵² Cic., Pro Rosc. com. 5, 14: Pecunia petita est certa; cum tertia parte sponsio facta est. Haec pecunia necesse est aut data aut expensa lata aut stipulata sit. Datam non esse Fannius confitetur, expensam latam non esse codices Fanni confirmant, stipulatam non esse taciturnitas testium concedit.

瀧澤 (2000) (註 48) 762-765 頁の翻訳の該当箇所を引用する。「確定金銭が請求されている。三分の一について *sponsio* がなされたからには、この金銭は交付されたのか、支払った旨記入されたのか、要約されたかのいずれかでなければならない。Fannius は交付されなかったことを認める。Fannius の *codices* は支払った旨の記入がないことを確認する。要約されていないことを証人の沈黙が認める。」

⁵³ Thilo (註 49) 1-5a; 瀧澤 (2000) (註 48) 765 頁註 8 および 766 頁註 10 によれば、文書契約の成立要件については、テオフィッルス『法学提要希臘語義解』(原田慶吉訳『「法学提要希臘語義解」邦訳』東京、1934 年) の記述を根拠とする証書説(固有の文言形式での証書の作成を要件とする)と、キケローの諸著作の記述を根拠とする帳簿記入説(*codex accepti et expensi* への記入を要件とする)とがあった。Savigny は 1816 年の講演で帳簿記入説を支持し、その「帳簿」とは共和政期に各市民が付けていた金銭出納簿であり、取引相手ごとの勘定項目に金銭支払記入 *expensilatio* と金銭受領記入 *acceptilatio* とが記入された、との自説を展開したが(Friedrich Carl von Savigny, *Vermischte Schriften*. Bd. 1. Berlin, 1850, S. 205ff.)、Heck (Ph. Heck, *Der altrömische Litteralkontrakt*, in: *Archiv für die civilistische Praxis* 116, 1918, S. 129-156.) および Siber (Heinrich Siber, *Römisches Recht in Grundzügen für die Vorlesung*, Bd. 2, Berlin, 1928, S. 180f.) は証書説を支持して Savigny に反論した、という。

Thilo (註 49) 305-318 は結論として帳簿記入説を支持している(瀧澤 (2000) (註 48) 758-759 頁)。Thilo (註 49) 311-312 によれば、*transscribere* は、現金出納簿説が主張する、受領欄から支出欄への移し書き以外にも、様々な意味を有し、それらの上位の意味は「記入という行為による新しい法的状況への変更」であった。その意味では、*nomen transcripticium* は帳簿への記入をも、証書 *Urkunde* の作成をも意味し得た。ところで、ガーイウスの時代、消費貸借債権の一般的な証明手段は、3 人称で客観的に作成され、証人たちによって封印された *testatio* か、主観的に 1 人称で書かれ、必ずしも証人たちによって封印される必要のない自筆証書であった。自筆証書においては、債務者が「私は債務を負う」あるいは「私は与えることになる」と述べることになるが、これはガーイウスが伝える文言とは相容れず、自筆証書であった可能性はない。他方、*testatio* は、債務者が特定の金額を受領した、と 3 人称で書かれるので、これもガーイウスが伝える文言とは相容れない。したがって、証書の作成によって

Thilo が問題にし、検討したのは、その帳簿、特に *codex accepti et expensi* とは何か、何がどのように記入されたのか、であった。

Thilo は *codex accepti et expensi* についての従来の議論を大きく分けて 2 つの説に整理した⁵⁴。第 1 は、F. L. Keller⁵⁵に代表される現金出納簿説 *Kassenbuchtheorie* である。この説によれば、*codex accepti et expensi* とは、現代の現金出納簿 *Kassenbuch* のように、収入欄と支出欄の二つの項目から成る帳簿であり、金庫からの現金の出し入れを記入し、現在金庫にいくらあるか（あるべきか）を正しく示す帳簿であった。これに対して Thilo は、文書契約では、現実の金銭の出し入れは為されないので、帳簿上の金額は合っている、実際に金庫にある現金額については誤った記載が為されてしまう、という疑問を提起した⁵⁶。

第 2 は、現代風の理解説 *Modernistische Theorie* である。この説によれば、帳簿には、*codex accepti et expensi* すなわち現金出納簿と、*codex rationum* すなわち勘定簿との二つがあった⁵⁷。現金出納簿に記入された金額は、これに対応する勘定簿の所定欄に転記された⁵⁸。

litteris obligatio への変更を生じさせることはできない、とされる。

⁵⁴ Thilo (註 49) 6-41; 瀧澤 (2000) (註 48) 750-752 頁。

⁵⁵ Friedrich Ludwig Keller, Ein Beitrag zu der Lehre von dem römischen Literal = contracte, in: Karl Sell und Wilhelm Sell (hrsg.), *Jahrbücher für historische und dogmatische Bearbeitung des römischen Rechts*, Bd. 1 (1841) S. 93-115.

⁵⁶ 瀧澤 (2000) (註 48) 768-769 頁註 12 および 13 を参照。

⁵⁷ Thilo (註 49) 21 は R. Beigel, *Rechnungswesen und Buchführung der Römer*, Karlsruhe 1904, 165 ff., 181 を挙げる。

⁵⁸ 例 えば Alois Früchtel, *Die Geldgeschäfte bei Cicero*, K.B. Hof- und Universitätsbuchdruckerei von Junge & Sohn, 1912, 38-39 によれば、顧客 A が銀行 O に 5000 を寄託し、顧客 C が O に 3000 を寄託した場合、O の現金出納簿の「受領」欄には A からの 5000 と C からの 3000 が記帳される。同時に、O の勘定簿における A の口座の「支出」欄には 5000 が、C の口座の「支出」欄には 3000 が記帳される。ここで、A が C に O を通じて 3000 を貸付けた場合、

Oは勘定簿におけるAの口座の「支出」欄に3000を、Cの口座の「受領」欄に3000を記帳する。Cが銀行Oを通じてAに2000を弁済した場合、OはAの口座の「受領」欄に2000を、Cの口座の「支出」欄に2000を記帳する。合計すると、Aは「支出」欄の5000と3000から「受領」欄の2000を差し引いて、「支出」欄に6000が残ることになり、Cは「支出」欄の3000と2000から「受領」欄の3000を差し引いて、「支出」欄に2000が残ることになる。

Thilo(註49)30によれば、Früchtlの前提に立つと、多くの者は短期間に破産せざるを得なくなる、というのも、Cが貸付金を返還する前に、AがOに預金の引出を求めた場合、Oの勘定簿におけるAの「支出」欄には合計で8000という金額が記帳されているので、Aは、Oに対して5000しか預けていないにもかかわらず、Oに対して8000の引出を求めることができることになるからである。この誤りは、この説によると、AのCに対する債権は、OのAに対する債務を増加させることになるので(しかし実際には減少させることになる)、Oの勘定簿におけるAの「支出」欄には、AのOに対する債権もAのCに対する債権も記帳されることになることに由来する(Cの「支出」欄についても同様である)。Früchtlの誤りを正すには、Aの5000(Oへの寄託)と2000(Cからの返済)の合計から、3000(AのCに対する貸付)を差し引いて、Aには4000が残っており、Cの3000(Oへの寄託)と3000(CのAからの借受)の合計から、2000(Aへの返済)を差し引いて、Cには4000が残っている、と考えなければならない、という。

他方でThilo(註49)39-40は、従来の研究者たちの見解の前提に、帳簿上の省略記号についての誤解があることを指摘する。従来の研究者たちは、一方で、中世以来の用語法に従って、債権を「債務者が与えるべきである *deve dare*, (*der Schuldner*) *SOLL* geben」ものであることから *Soll* と、債務を「債権者が持つべきである *deve avere*, (*der Gläubiger*) *soll HABEN*」ものであることから *Haben* と理解し、他方で、*Soll* は帳簿の左側である「受領 *Einnahme*」に、*Haben* は右側である「支出 *Ausgabe*」に記載されると考えた。しかし、古代ローマにおいて自らが債権を有することは「支出 *expensum*」にあたり(中世以来の用語法では *Haben* ではなく *Soll*)、自らが債務を有することは「受領 *acceptum*」にあたった(*Soll* ではなく *Haben*)。そうすると、上記のFrüchtlの例では、Oの帳簿におけるAの口座では、Aの5000(Oへの寄託)と2000(Cからの返済)は「受領 *acceptum*」欄に、3000(AのCに対する貸付)は「支出 *expensum*」欄に記載され、Cの口座では、Cの3000(Oへの寄託)と3000(CのAからの借受)は「受領 *acceptum*」欄に、2000(Aへの返済)は「支出 *expensum*」欄に記載されたことになろう。なお、瀧澤(2000)(註48)760頁註15によれば、例えば(上記の事例ならばOが)金銭を貸付けた場合、その金額が現金出納簿の「支出」欄に記入されると同時に、Aの勘定簿の「受領」欄にも記入されたと考え

これに対して Thilo は、古代ローマにおける帳簿記入について、その物理的、技術的制約から考察した。すなわち、帳簿は蠟板文書に記入されたこと、またローマ数字は帳簿上での計算には不向きであったこと等から、古代ローマの帳簿とは、従来当然と考えられていたのとは異なり、収入欄と支出欄とが設けられて別々に記入され、二つの欄が互いに関連し合っただけの体系を為すようなものではなかった、との結論に至った⁵⁹。それゆえ、異なる機能を果たす体系を組み立てるために、一個の完結した体系である近代的簿記法の問題を無造作に借りてくることはできない、と現代風の理解説を批判した⁶⁰。

次に Thilo は、上述の自説を根拠づけるために、古代の「帳簿」の実態を伺わせる記録として、ギリシャ・ローマ時代のエジプトで

ることになるが、Thilo によれば「まさにこのような思考方法をローマに持ち込むことが時代錯誤と言うことになる」。

⁵⁹ Thilo (註 49) 42-78. なお、瀧澤 (2000) (註 48) 770 頁註 19 および瀧澤 (1999) (註 48) 194 頁によれば、ここでは Thilo は G. E. M. de Ste. Croix, *Greek and Roman Accounting: in: Studies in the History of Accounting* (ed. Littleton and Yamey), London, 1956 (Repr. 1978) 14-74 (以下、Ste. Croix と省略) に依拠するところが大きい、とされる。Ste. Croix, 14-15 (瀧澤 (1999) 195-196 頁による翻訳) によれば、「ギリシャ人とローマ人は〔中略〕彼らの帳簿を、貸方、借方というより、受領と支出という用語でもっぱら考え、記入していた。彼らは、我々が貸方・借方と呼ぶようなものを二つの別々の欄に (会計簿の左右の頁にとは言わないまでも) それぞれ記入して分けるところまで進んでいたことすらなかった。〔中略〕ギリシャ人とローマ人の会計は、債務、受領と支払の個々の記録の形式を取り、近代的な意味での会計簿と言うよりはごたまぜの目録である。もちろんその根本的な理由はギリシャとローマの経済が簿記の進んだシステムが一般に必要なようになるようなところまで発展するには至らなかったことにある。しかしギリシャとローマの会計がその進歩に後れをとった二次的理由は、私見によれば、まさに重要なことであるが、ギリシャ・ローマ世界で採用されていた数字の表記方法にあった。」

⁶⁰ Thilo (註 49) 40.

出土したパピルス史料および蠟板文書史料を検討した。以下ではそのうちのいくつかを紹介する⁶¹。

まずは、Karanis で出土した、47 頁にも及ぶ長大なパピルス史料の一部である。

P. Cair. Goodsp. 30⁶²

24 頁目、1-10 行目および 18-19 行目

⁶¹ その中には、林信夫「ローマ社会における「帳簿」と法について」立教法学 (2000) 55, 90-127 が紹介する史料も含まれる。なお、Thilo の研究の後、80 年代以降に公表された史料は、P. Oxy. L 3588 (95 頁)、P. Oxy. LVIII 3921-3922 (95-96 頁)、P. Oxy. L 3598 (97 頁)、P. Oxy. LVI 3874 (97-100 頁)、P. Oxy. LV 3804 (100-102 頁)、P. Oxy. LVIII 3960 (102 頁)、P. Oxy. LVIII 4372 (102-103 頁)、P. Oxy. LX 4075 (104 頁) であるが、これらの内容については本稿での直接の検討対象とはしない。

⁶² Edgar J. Goodspeed, Greek papyri from the Cairo Museum, together with papyri of Roman Egypt from American collections, The University of Chicago Press: Chicago, 1902 (以下、Goodspeed と省略) 54-55; Ste. Croix (註 59) 35-37; Thilo (註 49) 63-65.

P. Cairo Goodsp. 30

Col XXIV

[π]() [Διοσ]κόρου	(δραχμαὶ) λς	
(ἀναλωθεῖσαι) Ἀ[ντ]ωνᾶτι ὑ(πὲρ) τιμ(ῆς) [. . .]	(δραχμαὶ) λς	
[π]() Δ[ιω]σκόρου	(δραχμαὶ) οβ	
(ἀναλωθεῖσαι) Πασεινίκῳ	(δραχμαὶ) ιβ	
ἐμοὶ συμβολῆς	(δραχμαὶ) η	5
Σεμπρωνίῳ ὑ(πὲρ) πυροῦ	(δραχμαὶ) νβ	
π() Δ[ιω]σκόρ[ο]ν	(δραχμαὶ) ρ	
(ἀναλωθεῖσθαι) Ἀγριππινῷ ὑ(πὲρ) λαγά(νων)	(δραχμαὶ) ρ	
π() [Διοσ]κόρου	(δραχμαὶ) ιη (διώβολον)	
(ἀναλωθεῖσαι) Παμοῦνι ἤετε[. . .]ν/ [οἴκρ[δó]μ(φ)]	(δραχμαὶ) ιη	
	(διώβολον)	10
. . . (中略) . . .		
π() Διοσκόρου οἶνον ἐμοὶ κεραμ(ίον) ι ἐκ (δραχμῶν) ις		18
	(δραχμαὶ) ρξ	
ἐμοὶ ἰς(*) πίν(*) (δραχμαὶ)		
ρξ		

ディオスコルスから	36 ドラクマ	
・・・の代金としてアントーナスに		36 ドラクマ
ディオスコルスから	72 ドラクマ	
パセイニコスに		12 ドラクマ
私に、抛出 ⁶³		8 ドラクマ 5
センプローニウスに、小麦と引き換えに		52 ドラクマ
ディオスコルスから	100 ドラクマ	
アグリッピヌスに、野菜と引き換えに		100 ドラクマ
ディオスコルスから	18 ドラクマ 2 オボル	

建築職人パモウニスに 18 ドラクマ
2 オボル 10

・・・(中略)・・・

ディオスコルスから私に、1 樽当たり 16 ドラクマのワイン 10 樽 18
160 ドラクマ
私に、飲むために、
160 ドラクマ⁶⁴

このパピルスの作成年代は編者である Goodspeed によって後 191-192 年と推定されている⁶⁵。Goodspeed は、収入と支出の金額が

⁶³ Goodspeed (註 62) 33 は、領収書を作成するための税金で、証明書としての効力を有したであろうと推測する。

⁶⁴ これに似た項目が 27 頁目 23-24 行目に見られる。

π() Σώτα τιμ(ης) κεραμ(ίων) β(δραχμαὶ) λβ
(ἀναλωθεῖσαι) ἐμοὶ ἰς(*) πῦν(*) (δραχμαὶ) λβ
ソータから、樽 2 つの代金、32 ドラクマ
私へ、飲むために、32 ドラクマ

⁶⁵ Goodspeed (註 62) 30-31 は、このパピルスと共に出土した別のパピルスが

同じ頁の中で分けて並べられているのは計算のための装置であり、これは彼の知る限り公開されているギリシャ語パピルスの中でも唯一このパピルスに固有のものである、と述べる⁶⁶。収入の項目は

後 2 世紀のものと推定されること、5 頁目の 2-3 行目に「31 年目」「32 年目」という記述があり、この時期にその治世が 32 年に及んだのはコンモドゥス帝だけであること、彼には自分の治世をその前任者の治世の開始時から計算する癖があったことを根拠として挙げる。また、このパピルスに登場する月の名前から、このパピルスが記録しているのは 191 年 10 月から 192 年 4 月の出来事であったと推測している。

⁶⁶ 例えば、Thilo (註 49) 61-63; 96-97 は、オクシュリンコスで出土した、後 4 世紀前半のものとされるパピルス史料を、私的な家計簿として紹介する。彼によれば、各項目が 1 行になっており、費目が記され、その金額が右側に揃えて並べられていることによって、記録を一目で分かるように形作り、読むのを容易にすることが試みられている。しかし、その形式は首尾一貫していない。例えば 12 行目には「私は、葡萄酒貯蔵庫を開き、葡萄酒 51 壺を持ち出した」という記載がある。また、ほとんどの項目は支出であるが、26-28 行目で、モーロスが穀物徴収役から銀 46 タレントゥムを受領した、という記載があるように、支出と収入の区別も為されていない。なお、Thilo (註 49) 62 の独訳は 64 tal. Silber となっているが、誤植であろう。

P. Oxy. X 1288

λόγος ἀργυρίων

ὧν ἔσχον·

εἰς διαγραφὴν συνωνημένων

(τάλαντα(?)) ιε καὶ ἀρ(τάβας) ς,

ἄλλα ὁμύως(*) εἰς διαγραφὴν[ν] εἰς τὰ ἀρτοκοπία(*)

(τάλαντα) η καὶ ἀρ(τάβας) γ,

εἰς διαγραφὴν τῶν [[κτηνῶν] ὄνων

(τάλαντα) ς καὶ ἀρ(τάβας) ι,

・ ・ ・ (中略) ・ ・ ・

5

ἦνυξα(*) τὸν τόπον τῶν οἰναρίων καὶ προενηνεχα(*) οἴνου κεράμια να,

12

・ ・ ・ (中略) ・ ・ ・

ἀνάκκης(*) γεναμέ[ν]ης ἔπεμψα Μῶλον(*)

26

εἰς κόμην καὶ ἐλ[α]βεν ἀπὸ τῶν σιτολό-

γων ἀργυρίου (τάλαντα(?)) μς.

1-5 行目、12 行目、26-28 行目

私が保有する金銭に

かんする計算書

購入したことへの支払として

15 タレントゥム 6 アルターベン

両替商への支払として

8 タレントゥム 3 アルターベン

原則として支払う者の名前で始まり、金額が続く。上記史料のディオスコルスを含め、支払う者として主に 4 人の名前が繰返し登場する。編者によれば、彼らは書き手の代理人か回収業者であり、回収した金額をその都度書き手に報告し、書き手はこれを日誌に書き止め、数日あるいは 1 週間間隔でパピルスに転記した、と推測されている⁶⁷。これに対して、支出は受け取る相手の名前で始まり、その次に、食料、酒樽、飼料等の代金あるいは労賃といった費目が示されることもあり、金額で終わる。受け取る相手は、職人、家畜の番人、収税人、そして書き手その人と多様である。編者が推測するところでは、書き手はある農場の管理人であり、収入となったのは賃料と生産物の売却益、支出は家計の維持に必要な建設、労務、様々な物品についてであった⁶⁸。

Thilo によれば、特に上記史料の 3-6 行目に見られるような、収入

ロバのための支払として	6 タレントウム 10 アルターベン	5
・・・(中略)・・・		
私は、葡萄酒貯蔵庫を開き、持ち出した	葡萄酒 51 壺	12
・・・(中略)・・・		
必要が生じて、モーロスは		26
村へ送られ、彼は穀物徴収役から受領		
銀 46 タレントウム		

⁶⁷ Goodspeed (註 62) 33 は Ατρή, Διοσκόρος, Κόνχος, Αρχής を挙げる。管見の限り、Διοσκόρος が (属格形 Διοσκόρου で) 43 回で最も多く、次いで Ατρή が 41 回、Κόνχος が (属格形 Κόνχου で) 37 回、Αρχής が (属格形 Αρχήτος で) 36 回であるが、Σώτα が 25 回、Γαίος も (属格形 Γαίου で) 14 回登場する。また、数度あるいは 1 度しか登場しない人名も少なくない。

Goodspeed (註 62) 31 は、4 頁目、5 行目の行間にある「Σωτηρίχος の領収書には書かれていたが、日誌 χειριστικά には見つけられなかった」というメモ、および書体やインクが様々であることから、日誌からパピルスへの定期的な転記という慣行を推測する。

⁶⁸ Goodspeed (註 62) 33-34.

と支出の正確な対応は、伝えられているパピルスの中で唯一であり⁶⁹、このパピルスが「収支帳簿」と表現されるのは的を射ている。しかし Thilo は、ここで問題となっているのは貸借対照ではなく、Goodspeed が想起するような現代の複式簿記と比較可能なものではない、と述べる。

これら以外にも膨大な数のギリシャ語の出土史料が存在しているのに対して、ラテン語の出土史料は僅かしか伝えられていない。その一つが後 80-81 年にエジプトに駐屯していたローマ人の軍団兵 2 名の給与計算書である。軍団兵への給与支払は、年に 3 回と分けて行われた。兵士たちはその給与を現金で受け取ったのではなく、一括して *depositum* の形式で保管され、除隊時に支払われた。以下はその 2 人のうちの一人、Tyros 出身のガーイウス・ウァレリウス・ゲルマヌスの、その年最初の給与計算書である。

P. Gen. lat. 1⁷⁰

⁶⁹ もっとも全体的には、欠損が多いこともあるが、24 頁目のように収入と支出とが綺麗に一致する箇所は多くない。7 頁目、8 頁目の一部、9 頁目の一部、14 頁目の一部、15 頁目の一部、17 頁目、23 頁目の一部、25 頁目の一部、27 頁目、28 頁目の一部、29 頁目の一部、32 頁目の一部、40 頁目、41 頁目で有意な一致が見られる。

⁷⁰ J. Nicole and Ch. Morel, *Archives militaires du Ier siècle. Texte inédit du papyrus de Genève*, Geneva, 1900; Ste. Croix (註 59) 38-40; Thilo (註 49) 66-68.

P. Gen. Lat. 1

C U A L E R I U S G E R M A N U S T Y R	
ACCEPIT STIP I A N I I I D O	DR CCXLVIII
E X E I S	
FAENARIA	DR X
INVICTUM	DR LXXX
CALIGAS FASCIAS	DR XII
SATURNALICUM K	DR XX
INVESTIMEN .. M	DR C
E X P E N S A S	DR CCXXII

5

Tyros 出身のガーイウス・ウェアリウス・ゲルマヌスは
ドミティアヌス帝の 3 年目の 1 回目の俸給として

248 ドラクマを受け取
った

そこから

干し草	10 ドラクマ	
食料へ	80 ドラクマ	5
長靴 バンド	12 ドラクマ	
サートウルナーリウスの、K	20 ドラクマ	
衣服へ？	100 ドラクマ	
が支出された	222 ドラクマ	
彼は残りを寄託する	27 ドラクマ	10
彼が持っていた	・・・ドラクマ	
総額は全部で	50 ドラクマ	

冒頭に支払われた俸給の金額が記載され、それに続いて、飼料、食料、衣服等といった支出の費目と右側に揃えて並べられたその金額とが個々に記録され、9 行目でそれらの総額が算出された。10 行目でこの総額が俸給から差し引かれ、彼がその「残りを寄託する」ことが記入された。「残り」がいくらかは、一部欠損により史料からは読み取れないが、計算上は 26 ドラクマであったと考えられる。その次の「彼が持っていた」には、これ以前の計算書で残っていた繰越額が記載されたはずであるが、これも欠損により読み取れない。

RELIQUASDEPO	DR XX ..	10
ETHABUIT	DR ..	
FITSUMMA OMNIS	DR .L..	

したがって、最終的にこれらを合計することで、次の計算書へ繰り越す残高が算出されたはずであるが、その額も一部欠損により確実には読み取れない。この金額は次回の俸給の際には「彼が持っていた」の項目に記載されたと考えられる。

Thilo によれば、収入と支出とは区別されているが、例えばその年の俸給の 1 回目と 2 回目とを並べて計算書を作成したり、記載の内容を検証したりすることに、そのような区別が役立つことはほとんどなかった。というのも、その際には常にそれら 2 つの欄の間を行ったり来たりしなければならなかったからである⁷¹。

同様の枠組みが、ラテン語で書かれた蠟板に残された唯一の簿記に見られる。これは、おそらく後 2 世紀の初頭か半ばに遡る、属州ダキア（かつての Alburnum Maius、現 Verespatak）から出土した 2 枚版である。

CIL III 2 953⁷²

⁷¹ Thilo (註 49) 68.

⁷² Thilo (註 49) 68-69; 林 (註 61) 94-95.

CIL III 2 953

pagina prior

IIII	non. April		
pr.	non. April	ac	
VII	idus April	a	
	idibus April	acc	
XVII	kal Maias	acce	XX
XV	kal Maias	accepit	X XXII
XIII	kal Maias	pensio	X XXV
VIII	kal Maias	accepit	X XXV
VII	kal Maias	accepit	X XX
IIII	kal Maias	accepit	X XXV
	kal Maias	accepit	X XX
	non Maias	accepit	• • • • •
p[rid]	non Aug.	XXIII	

前頁

4 月 2 日

4 日 受
7 日 受
13 日 受領
16 日 受領 20

18 日 彼は受領した X 22

20 日 賃料 X 25

23 日 私は受領した X 25

25 日 私は受領した X 20

28 日 私は受領した X 25

5 月 1 日 私は受領した X 20

5 月 7 日 私は受領した

8 月 4 日 23

pagina posterior

pr. kal. Maías ex X CLXVI

agnos n. V. X XVIII

porcellum X V

panem candidum X II

thus prim(um)s X II

. . . \$ III X II

. X XCV

. Ç III X XX [XV ?]

peganinum X I 2

impensam X S 2

aceti \$ I X S

salet et cep(am) X S -2 X CL

. X II S X CLX

. X II

後頁

4 月 30 日		X 166 から
子羊 5 頭		X 18
子豚		X 5
白パン		X 2
一等級の乳香		X 2
・ ・ ・	\$ 3	X 2
・ ・ ・ ・ ・		X 95
・ ・ ・ ・ ・	Q 3	X 20 [X 35 ?]
ヘンルーダ酒		X 1 2 ⁷³
費用		X S 2 ⁷⁴
酢 \$ 1		X S ・ ・ ・ ・
塩と玉ねぎ		X S -2 X 150
・ ・ ・ ・ ・		X 2 S X 160
・ ・ ・ ・ ・		X 2

前頁には、これまで紹介した出土史料にはなかった特徴として、行の冒頭に、4 月 2 日から 5 月 7 日まで数日間隔の日付と、最終行に 8 月 4 日の日付が記されている。そして、各日に受領された様々な金額が、「私は受領した」という 1 人称に続いて、右側に揃えて並べられ、最終行には 23 という数字が記録されている。これらは

⁷³ 林（註 61）94 は「1 デーナーリウス半ウンキア」と訳している。Thilo（註 49）70 はこの文書の貨幣単位を「ドラクマ」と考えている。そうであれば、「1 ドラクマ 2 オボル」という可能性もあるのではないかな。

⁷⁴ 林（註 61）94 は「一デーナーリウス半アクセス半ウンキア」と訳している。S が「半分」を表すとする、「半ドラクマ 2 オボル」という可能性もあるのではないかな。

恒常的な収入源を示唆している可能性が高い。しかし、6 行目では 22 ドラクマを「彼は受領した」との表現がある。Thilo は、書き手はここで第三者による受領を記録した、したがってその金額は書き手にとっては支払を意味した、という可能性を指摘する⁷⁵。他方、後頁は 4 月 30 日の支出を記録していると考えられる。冒頭に 166 ドラクマという金額が挙げられ、食肉、パン、お香など、詳細な個々の支出の費目が説明され、その金額が右側に揃えて並べられている。そこから、支出の内容は饗宴か何かの準備のための費用である、ということが推論される⁷⁶。

Thilo は、確かに前頁を「収入欄」、後頁を「支出欄」と表現することができるかもしれないが、前頁と後頁との間にはいかなる関連も存在せず、二つの口座が関連する体系的な簿記でないことは明らかである、と述べる。そして、上記の出土史料を検討した結果、現存する帳簿の例は、古代において体系的な連関の下での収入と支出との空間的な分離が慣行でなかったことを示している、と結論付けている⁷⁷。

まとめると、Thilo によれば、帳簿類の中でも *codex accepti et expensi* は、家計の記録にかんする最も重要な帳簿であり、財産全体の推移、状況を伝える目録であった。この目録には、主人が行った取引の記録ならびに奴隷および執事の管理および取引に基づく項目（収入、支出、債権、債務）が、1 か月ごとに項目を分けず日付

⁷⁵ Thilo (註 49) 70. 同様に、Thilo によれば、それに続く行の *pensio* は分割払金について述べており、これも支出を示唆している。

⁷⁶ Thilo (註 49) 70.

⁷⁷ Thilo (註 49) 70.

順に記入された⁷⁸。それらの金額のみならず、個々の取引それ自体にかんする情報（記載金額分の現金の増加、一定の財貨の在庫の減少、変化の理由、給付、反対給付の受領、取引相手の名前）も含んでいた。そして、この帳簿は訴訟において証明手段として用いることができた⁷⁹。

Thilo によれば、古代ローマには計算書 *rationes* という形式の帳簿も存在した。例えば後見人は未成熟者のために⁸⁰、奴隷はその特有財産のために⁸¹、そして委託事務管理人はその事務管理のために⁸²、そのような計算書を作成した。

⁷⁸ Thilo (註 49) 72-77 (瀧澤 (2000) (註 48) 771 頁註 20) によれば、現代風の実理解説が、*codex accepti et expensi* では左右二つの頁に収入と支出とを分けていたことの証拠を見出すプリニウス『博物誌』の一節 (Plin. n. h. 2, 5(7), 22: *Huic omnia expensa, huic feruntur accepta, et in tota ratione mortalium sola ultramque paginam facit. 「expensum はすべて彼女〔運命の女神〕にと、acceptum はすべて彼女にと記入され、およそ人間の計算においては彼女だけが両頁に書き入れる* (瀧澤訳)」) は、単なる比喩であって、*codex accepti et expensi* とは関係がなく、両頁とは二つのパピルスか板であるという。上述のように、古代の帳簿史料においては、収入と支出の金額を表す言葉あるいは数字の冒頭がそれぞれ縦一列に揃えて並べられることはあっても、収入と支出とが左右別々の頁に、あるいは一つの頁の左右に書き分けられることはなかった。Ste. Croix (註 59) 20 頁も参照。

⁷⁹ Thilo (註 49) 162-170; 瀧澤 (2000) (註 48) 753 頁。*codex accepti et expensi* は、市民の財産額を調査する戸口調査 *census* との関係で、前 4 世紀半ばから存在していたのではないかと Thilo は推測する。もっとも、後 1 世紀以降、家計簿を示す表現は、*codex* から *rationes (domesticae)* へと変化した。*rationes* は元来、その記載が *codex* へ転記される、個々の計算書を指した。次第に、家計簿は家長が付けるものから奴隷が付けるものへと変わっていくと、主人は *rationes* を確認して署名するだけとなった (Thilo (註 49) 187-198; 瀧澤 (2000) (註 48) 753-754 頁)。

⁸⁰ Thilo (註 49) 203-217.

⁸¹ Thilo (註 49) 137-149.

⁸² Thilo (註 49) 149-154.

その中で一つの領域を形成した銀行業者の帳簿 *codex rationum* は、銀行と個々の顧客との取引が記録された帳簿であった。銀行業者の帳簿も、現金出納簿 *Kassenbuch* でもなければ、現代的な複式簿記のように個々の計算書の間に体系的な連関が存在する帳簿でもなく、すべての取引が時系列順に記入される営業帳簿 *Geschäftsbuch* であった⁸³。この帳簿が訴訟において証明手段とされる場合、銀行業者はその提出を義務付けられた⁸⁴。Thilo は、この帳簿は個々人の口

⁸³ Thilo (註 49) 235-246. Thilo, 246 は、個々の顧客のための総計算書は一項目ずつ個別に検索されて作成されたとして、セネカの一節を挙げる。

Sen. epist. mor. 87.5-6 : ... 'insanitis, erratis, stupetis ad supervacua, neminem aestimatis suo. Cum ad patrimonium ventum est, diligentissimi computatores sic rationem ponitis singulorum quibus aut pecuniam credituri estis aut beneficia (nam haec quoque iam expensa fertis): 6. late possidet, sed multum debet; habet domum formosam, sed alienis nummis paratam; familiam nemo cito speciosiores producet, sed nominibus non respondet; si creditoribus solverit, nihil illi supererit. Idem in reliquis quoque facere debebitis et excutere quantum proprii quisque habeat.'

セネカ、倫理書簡集 87 章 5 節 (大芝芳弘訳『セネカ哲学全集 6 倫理書簡集 II』岩波書店、2006 年、64 頁) : 「君たちは正気ではない。間違っている、余分なものにうつつを抜かしている、人間本来の真の価値を見ようとししない。財産のこととなると、熱心な会計係となって一人一人について勘定をつける。金を貸せそうな人や恩を売れそうな人についてね。実際、恩義さえも君たちは投資支出につけるのだから。6 節 : この男は広い土地をもっているが、負債もたくさん抱えている。見事な屋敷をもっているが、借金で建てたものだ。誰もあれほど器量のいい家内奴隷をすぐには出せないだろうが、しかし返済の督促には応じられまい。債権者に支払いを済ませてしまえば、彼にはもう何も残らないだろう、とね。その他の点についても、君たちは同じように計算するはずだ。そして、各人がどれだけの純資産をもっているかを調べ上げるに違いない」と。

⁸⁴ Thilo (註 49) 235; Gröschler (註 3) 265; Alfons Bürge, *Zum Edikt De edendo*, ZRG RA (1995) 112, 1-50 も参照。

帳簿の提出義務について、学説彙纂には次の法文がある。

D.2.13.4pr. (Ulpianus 4 ad ed.) Praetor ait: "argentariae mensae exercitores rationem, quae ad se pertinet, edent adiecto die et consule".

学説彙纂 2 卷 13 章 4 法文首項 (ウルピアース、告示註解 4 卷) : 法務官は述べる、「銀行業を営む者は、自分に関係のある計算書を、日付とコンスル名を付して、提出せよ」。(Schipani (註 46) vol. I, libri 1-4, 2005179 は *edent* の前に

座に分けられておらず⁸⁵、「銀行の顧客のその日ごとの様々な計算項

cuique「誰にであれ」を補う。）

D.2.13.10pr. (Gaius 1 ad ed. provinc.) Argentarius rationes edere iubetur: nec interest cum ipso argentario controversia sit an cum alio. 1. Ideo autem argentarios tantum neque alios ullos absimiles eis edere rationes cogit, quia officium eorum atque ministerium publicam habet causam et haec principalis eorum opera est, ut actus sui rationes diligenter conficiant.

学説彙纂 2 卷 13 章 10 法文首項（ガーイウス、属州告示註解 1 卷）：銀行業者は、計算書を提出するよう命じられる。〔提出を請求する者が〕銀行業者自身と紛争状態にあるか、それとも他人と紛争状態にあるかは重要でない。1 項。ところで、〔法務官は〕銀行業者だけに計算書を提出するよう強制するのであって、彼らとの類似点がない者たちには強制しない、なぜなら、彼らの職業と任務とは公共性を有するのであって、彼らの主たる仕事は、その取引の計算書を注意深く作成することにあるからである。

⁸⁵ Thilo（註 49）241-244 は、D.2.13.10.2 では、計算書の提出義務が提出を必要とする者に関係する記述に限定されることが論じられているが、もし帳簿が個々人の口座に分けられていたならば、無関係者が閲覧することを禁じなければならぬ、という問題が生じることもなかったであろう、と推測する。また、D.2.13.1.2 では、計算書は日付とコンスル名と共に提出されるべきであること、D.2.13.6.6 では、日付とコンスル名が計算書の冒頭に書かれたことが伝えられているが、これらから、計算書には銀行の顧客のその日ごとの様々な計算項目が、個々人ごとでなく、時系列順に記録され、日付とコンスル名は一度だけ、その日に記入されたあらゆる計算項目の冒頭に表題として登場したであろう、と推論する。

D.2.13.10.2 (Gaius 1 ad ed. provinc.) Edi autem ratio ita intellegitur, si a capite edatur, nam ratio nisi a capite inspiciatur, intellegi non potest: scilicet ut non totum cuique codicem rationum totasque membranas inspiciendi describendique potestas fiat, sed ut ea sola pars rationum, quae ad instruendum aliquem pertineat, inspiciatur et describatur.

学説彙纂 2 卷 13 章 10 法文 2 項（ガーイウス、属州告示註解 1 卷）：ところで、計算書が提出されるとは、冒頭から提出される場合と解される。というのも、計算書が冒頭から点検されるのでない限り、〔計算書は〕理解され得ないからである。もちろん、計算書の帳簿全体あるいは獣皮紙全体を点検したり書写したりすることが誰にとってもできるために、ではなく、ある者が〔訴訟に向けて〕準備するのに関係する、計算書の一部だけが点検され書写されるために、である。

D.2.13.1.2 (Ulpianus 4 ad ed.) Editiones sine die et consule fieri debent, ne quid excogitetur edito die et consule et praelato die fiat. diem autem et consulem excepit praetor quo instrumentum conscriptum est, non in quem solutio concepta est: nam dies

目は相互に混在していた」⁸⁶。

2.1.2. Thilo の研究以降の帳簿実務にかんする議論

Thilo の研究以降、スルピキウス家文書の研究から帳簿実務に関心を抱く研究者たちは、概ね Thilo の研究に依拠している、ということができる。

Camodeca は、Arangio-Ruiz と Carratelli による TH70、TH71、TH74 の校訂を批判する中で、「帳簿」と関係づけられるこれらの記録の書式の意味を理解しないことは致命的であり、その再構成は不可能

solutionis sicuti summa pars est stipulationis. rationes tamen cum die et consule edebent, quoniam accepta et data non alias possunt apparere, nisi dies et consul fuerit editus.

学説彙纂 2 卷 13 章 1 法文 2 項 (ウルピアヌス、告示註解 4 卷) : 提出は、日付とコンスル名なしで為されるべきである。日付とコンスル名が告知されることで、何かがでっち上げられたり、実際よりも前の日付が告げられたりするものがないようにである。しかし、法務官はその規定で、日付とコンスル名によって特定されるその日に書面が作成された時点を考えていたのであって、その日に弁済が受けられる時点を考えていたのではなかった。というのも、弁済の期日は、金額と同様に、問答契約の一部だからである。しかし、計算書は日付とコンスル名と共に提出されるべきである。なぜなら、日付とコンスル名とが提出されない限り、受領されたことと与えられたこととが明らかにならないからである。

D.2.13.6.6 (Ulpianus 4 ad ed.) Si initium tabularum habet diem, in quibus Titii ratio scripta est, postmodum mea sine die et consule, etiam mihi edendus est dies et consul: communis enim omnis rationis est praepositio diei et consulis.

学説彙纂 2 卷 13 章 6 法文 6 項 (ウルピアヌス、告示註解 4 卷) : 帳簿の最初には日付があり、そこにはティティウスの計算書が、その後に私の計算書が日付とコンスル名なしで、書かれていた場合、日付とコンスル名が私にも提出されるべきである。なぜなら、日付とコンスル名の前置はすべての計算書に共通だからである。(Behrends/Knütel/Kupisch/Seiler (註 46) II: Digesten 1-10, 1995, 219 は diem の後に et consulem 「とコンスル名」を補う。)

⁸⁶ Thilo (註 49) 244.

である、と述べた上で、「帳簿」研究の一定の成果として Thilo⁸⁷を引き合いに出し、古来の *codex accepti et expensi* は「帝政初期にはすでに不使用に帰しており、・・・ *rationes domesticae* によって」取って代われ、その *rationes* も「*codex accepti et expensi* と同様に、時系列順に保存され、複数枚の木板から構成された」と理解した⁸⁸。

これに対して J. G. Wolf⁸⁹は、*rationes domesticae* が *codex accepti et expensi* とどう違うのか、実際には明らかではない、と批判する。Wolf によれば、簿記が奴隷たちに任せられ、家長がその帳簿を検証し、署名するに留まったのは、極めて大きな家においてのみであった。しかも、この実務は決して帝政初期になって初めて現れたのではなく⁹⁰、*rationes domesticae* を *codex accepti et expensi* と区別する適切な基準はまったく存在しなかった。さらに Wolf は、*tabulae* (=codex) *accepti et expensi* は古来ローマの家における確固とした制度であった、と述べる。もっとも Wolf の見解は伝統的なそれとは異なり、*tabulae accepti et expensi* は収入と支出とだけが記帳される現金出納簿ではなく、そこには債権と債務も記載され、収支と債権

⁸⁷ Thilo (註 49) 47, 241-244.

⁸⁸ Camodeca, TH (註 11) 235-236. Camodeca は 236, nt. 19 で、D.2.13.10.2 (上記註 85) でガーイウスが計算書の簿冊である *codex rationum* と獣皮紙上の覚書である *membranae* とを対置していること、そして *codex* でも *rationes domesticae* でも *expensum ferre* および *nomen facere* という表現が用いられたことから、*rationes domesticae* も複数枚の木板から構成された、と推測している。

⁸⁹ Josef Georg Wolf, *Die tabellae der Titinia Antracis und die Bürgerschaft des Epichares*, IVRA (1998) 49, 25-39 (以下、Wolf (1998) と省略、同論文は Josef Georg Wolf, *Aus dem neuen pompejanischen Urkundenfund : Gesammelte Aufsätze* (Freiburger Rechtsgeschichtliche Abhandlungen. Neue Folge Bd. 60) 2010, SS. VII+219 に採録されている。本稿では同書の頁番号を用いて引用する) 189, Anm. 18.

⁹⁰ Thilo (註 49) 122f. および 159f. もそのように述べている、と Wolf (1998) (註 89) 189, Anm. 18 は言う。

債務とはそれが発生した時系列順で記帳され、この *codex* は当時、家全体の資産の推移と現状とについての情報を提供した⁹¹、と考える点で、Thilo の見解と共通している。さらに Wolf は、この家計簿は法的に規定されていたのではなく、道徳的慣行によって提供され、その違反もおそらく制裁された、との理解を示している⁹²。

Gröschler⁹³ も Thilo と同様に、古代ローマの簿記は現金出納簿にはとどまらないこと⁹⁴、他方、現存する史料からは、こんにちの複式簿記と比較可能な一つの体系が存在した、との結論を導くこともできないこと⁹⁵、を確認した上で、*codex accepti et expensi* とは目録であり、そこにはすべての取引が時系列順で記入された、と述べる。しかし、銀行業者の帳簿 *codex rationum* については、すべての取引が時系列順に記入される営業帳簿ではなく⁹⁶、むしろ銀行の顧客一

⁹¹ その情報が誰から誰へと提供されたか、Wolf は明言していないが、*codex* の作成者が奴隷または委託事務管理人であれば、彼らから主人へと、作成者が主人その人であれば、彼から彼の子孫へと、であろう。

⁹² Wolf (1998) (註 89) 189-190. Wolf (1998) (註 89) 190, Anm. 30 は「俳優ロスキウス弁護」(下記註 98 に引用)の参照を指示する。その内容から判断すると、ここで Wolf が言う「道徳的慣行」とその「違反」とは、誠実と敬虔の証である *codex* あるいは *tabula* を作成するのではなく、*adversaria* しか作成しないことを意味し、これに対する「制裁」とは、道徳的批判に留まる(そうであるからこそケローは、*adversaria* は法廷で証拠として採用されるべきでない、と主張しなければならなかった、との趣旨か)、と考えられる。

⁹³ Gröschler (註 3) 296-297.

⁹⁴ Gröschler (註 3) 246-253. もっとも、Thilo の Keller に対する批判には懐疑的である。

⁹⁵ Gröschler (註 3) 253-258.

⁹⁶ Thilo の見解(上記註 85)に対して Gröschler (註 3) 267-268, 272-273 は、D.2.13.9pr.その他に基づき、後见人および委託事務管理人は、それぞれ未成熟者および本人のために独自の計算書 *rationes* を作成する義務を負っており、銀行の *rationes* と後见人および委託事務管理人の計算書との間には一定の類似性があったことから、銀行も顧客ごとに計算書を作成する義務を負っていた、と

人一人につき作成された個人口座の計算書 *rationes* であった⁹⁷。銀行はそれと並んで、*codex accepti et expensi* のように、すべての取引についての連続した記録も作成していたはずであり、この記録を基に、銀行は定期的に顧客の計算書 *rationes* を作成した⁹⁸。また、個人

推測し、ある人のための計算書は何らかの仕方で他の人のそれと区別されていた、さもなければ、D.2.13.10.2 (上記註 85) において、ある人物に関連する取引上の出来事を再構成するためには、結局は *codex* 全体を点検しなければならなかったであろう、と述べる。

D.2.13.9pr. (Paulus 3 ad ed.) *Quaedam sunt personae, quas rationes nobis edere oportet nec tamen a praetore per hoc edictum compelluntur. veluti cum procurator res rationesve nostras administravit, non cogitur a praetore per metum in factum actionis rationes edere: scilicet quia id consequi possumus per mandati actionem. et cum dolo malo socius negotia gessit, praetor per hanc clausulam non intervenit: est enim pro socio actio. sed nec tutorem cogit praetor pupillo edere rationes: sed iudicio tutelae solet cogi edere.*

学説彙纂 2 卷 13 章 9 法文首項 (パウルス、告示註解 3 卷)：ある種の人々は、その計算書を我々に提出すべきであるが、さらに法務官によりこの告示を用いて強制されることはない。例えば、委託事務管理人が我々の事務と計算とを管理した場合、法務官により事実訴権で威嚇されることでもって計算書の提出が強制されることはない。それはもちろん、我々は委任訴権を用いてこれを求めることができるからである。また、組合員が許害的に事務を管理した場合も、法務官はこの〔告示の〕条項を用いて介入することはない。というのも、組合訴権があるからである。さらに、法務官は後見人にも未成熟者に計算書を提出するよう強制することはない。後見訴訟では提出することが強制されるのが常である。

⁹⁷ Gröschler (註 3) 276 はその証左として次の法文を挙げる。

D.2.13.4.1 (Ulpianus 4 ad ed.) *Huius edicti ratio aequissima est: nam cum singulorum rationes argentarii conficiant, aequum fuit id quod mei causa confecit meum quodammodo instrumentum mihi edi.*

学説彙纂 2 卷 13 章 4 法文 1 項 (ウルピアーヌス、告示註解 4 卷)：この告示の理は極めて衡平に適う。というのも、銀行業者は個々人の計算書を作成するものなのだから、〔その者が〕私のために作成したものが、いわば私の証文として私のために提出されることは衡平に適っていたからである。

⁹⁸ Gröschler (註 3) 267-268, 272-273 によれば、銀行業者の計算書は、Thilo の考えるように (上記註 85) その日ごとでなく、定期的に作成されていた。というのも、キケロー「俳優ロスキウス弁護」から明らかなように、*codex accepti*

et expensi でも月ごとに記録が手帳 *adversaria* から転記されていたからである。Cic., Pro Rosc. com. 2, 6-7: ... Quod si eandem vim, diligentiam auctoritatemque habent *adversaria* quam *tabulae*, quid attinet codicem instituere, conscribere, ordinem conservare, memoriae tradere litterarum vetustatem? Sed si, quod *adversariis* nihil credimus, idcirco codicem scribere instituimus, quod etiam apud omnis leve et infirmum est, id apud iudicem grave et sanctum esse ducetur? 7. Quid est quod neglegenter scribamus *adversaria*? quid est quod diligenter conficiamus *tabulas*? qua de causa? Quia haec sunt menstrua, illae sunt aeternae; haec delentur statim, illae servantur sancte; haec parvi temporis memoriam, illae perpetuae existimationis fidem et religionem amplectuntur; haec sunt disiecta, illae sunt in ordinem confectae. Itaque *adversaria* in iudicium protulit nemo; codicem protulit, *tabulas* recitavit.

キケロー、喜劇役者ロスキウス弁護、2、6-7（瀧澤（2000）（註35）762-765頁の翻訳の該当箇所を引用する）：〔二、六〕しかしもし *adversaria* が *tabulae* と同じ効力、誠実さ、権威を持つとすれば、*codex* を設け、記入し、秩序を守り、文書によって昔の記憶を伝えることに何の意味があるというのか。そうではなく我々は *adversaria* を全く信用せず、だから *codex* を付けることにしたのに、万人にとって些細でつまらないことが審判人にとっては重大で神聖なことになってしまうというのか。〔二、七〕我々が注意もせずに *adversaria* を書くのは何故か。我々が注意深く *codex*〔筆者：原文は *tabulas* である。瀧澤（2000）は文脈から *codex* と *tabula* を同視したものと考えられる〕を作成するのは何故か。いかなる理由からか。それは、一方は一月限りであり、他方は永久だからであり、一方は直ちに抹消され、他方は神聖に保管されるからである。一方は短い期間のメモであり、他方は永遠の名声を保証する誠実と敬虔の証だからである。一方は無秩序であり、他方は整然と作成されているからである。だから何人も *adversaria* を訴訟で提出することができないのであり、*codex* を提出し、*tabulae* を読み上げるのである。

また、日付を帳簿の冒頭に置くことは、Thilo が推測するように（上記註85）、そこに記載された簿記がすべてこの日に行われたことを意味しない。というのも、D.2.13.6.6の帳簿がその日ごとに作成されたものであれば、*ratio Titii* および *ratio mea* ではなく、*nomina Titii* および *nomina mea* と呼ばれたであろうからである（Cic., Verr. II 2, 77, 188によれば、カルピナーティウスはその帳簿をシラクサの徴税請負人組合のために作成したが、その帳簿に含まれていた長期間に亘る多数の簿記は、*permulta nomina* と呼ばれていた）。

Cic., Verr. II 2, 77, 188: Rem ad Metellum defero, me *tabulas perspexisse* sociorum; in his *tabulis magnam rationem* C. Verruci *permultis nominibus* esse, ...

キケロー、ウェッレウス弾劾第2回公判（第2演説）77.188（大西英文訳『キケロー選集4 法廷・政治弁論IV』岩波書店、2001年、329頁）：わたしはメテッルスに向かって一件の告発を行いました。わたしは組合の帳簿を検査した、その帳簿には多数のガイウス・ウェッルーキウスの費目での多額の貸借勘定

ごとの計算書と同様に、個別の物品ごとの計算書も作成された。例えば農場経営では、個々の品目例えば金銭、穀物、飼料、ワイン、油などについての計算書が知られていた⁹⁹。

がある。

さらに、Gröschler（註 3）268-271 によれば、D.2.13.6.3 においてラベオーが *ratio* を *ultra citro negotiatio*「相互的な取引関係」と定義していることについて、Thilo（註 49）244, Anm. 517 はそもそも銀行業者の *codex rationum* とは無関係であると解するが、その見解は極端であり、この定義は明らかに開示にかんする告示 *edictum de edendo* に基づく銀行業者の提出義務に関係しており、*ultra citro negotiatio* が意味するのは典型的な銀行取引全てである、そして、*ratio* の作成は一定の期間行われた取引関係の存在を前提としていた、というのは、*ultra citro negotiatio* と呼ぶことができたのはその取引関係が一定数の取引を含む場合に初めてであったからである、と論じている。もっとも、Gröschler のように *Rationem ... esse ... negotiationem* と読むよりは、*Rationem esse dandi accipiendi, credendi, obligandi solvendi* と読む方が素直である。

D.2.13.6.3 (Ulpianus 4 ad ed.) *Rationem autem esse Labeo ait ultra citro dandi accipiendi, credendi, obligandi solvendi sui causa negotiationem: nec ullam rationem nuda dumtaxat solutione debiti incipere. nec si pignus acceperit aut mandatum, compellendum edere: hoc enim extra rationem esse. sed et quod solvi constituit, argentarius edere debet: nam et hoc ex argentaria venit.*

学説彙纂 2 巻 13 章 6 法文 3 項（ウルピアヌス、告示註解 4 巻）：ところで、ラベオーは次のように述べる。計算書とは、相互に与え、受け取り、貸付け、自分のために取引を義務付け、履行するためのものである。単に債務を弁済しただけではいかなる計算書も始まらない。担保物あるいは受託物を受領した場合、提出することを強制されるべきではない。なぜなら、これは計算書の範囲外だからである、と。しかし、弁済されることを確実にするものも、銀行業者は提出すべきである。というのは、これも銀行業に由来するからである。

⁹⁹ Gröschler（註 3）264-265. Gröschler はここで大カトーの『農業論』を引用する。

Cat. de agr. 2.5-6: *Ubi ea cognita aequo animo sint, quae reliqua opera sint curare uti perficiantur: rationes putare argentariam, frumentariam, pabuli causa quae parata sunt; rationem vinariam, oleariam, quid venerit, quid exactum siet, quid reliquum siet, quid siet quod veneat; quae satis accipiunda sient, satis accipiantur; reliqua quae sient, uti compareant. Si quid desit in annum, uti pareatur; quae supersint, uti veneant; quae opus sient locato, locentur; quae opera fieri velit et quae locari velit, uti imperet et ea scripta relinquat.*

カトー、農業論 2 章 5 節：〔病気であった奴隷の〕容体が落ち着いたことが確

2.1.3. 「銀行帳簿」と目される史料の検討

以上の出土史料を概観すると、「帳簿」には日付（必ずしも帳簿の冒頭にではないが）、取引当事者、費目（売買代金、労賃、貸付、債務の弁済等）、支出と収入の別、金額、目的物の種類と数量、金額の合計等が記されたことが分かる。しかし、それらすべてが必ず記載されていたわけではなく、おそらく個々の「帳簿」の用途と作成意図とに応じて必要な事柄だけが記載されていたものと考えられる。その意味では、現金出納簿説と現代風の理解説に対する Thilo の批判は至当である。

それでは、Gröschler が主張するような銀行業者の帳簿 *codex rationum* は存在したのであろうか。この問題について、Thilo、Gröschler そして Jakab は、上記のとおりラテン語の出土史料が僅かしかないこともあって、前 2 世紀から後 1 世紀にかけてのギリシャ世界で作成された「銀行帳簿」と目される史料を検討している。本稿も、1 世紀ネアポリス近郊における帳簿実務の解明のために、これらの史料を研究対象とする。このことはしかし、古代ローマ、特に 1 世紀のプテオリないしネアポリス近郊における金融実務が、古代ギリシャのそれと歴史的に一定の関係を有したことを前提としている。以下ではそれについて、東地中海のギリシャ語商圈（アテ

認されたならば、残りの仕事を片付けるよう命じるべし。すなわち、現金の残高、穀物の残高、蓄えられている飼料の状況、売却されたり、集められたり、残されたり、今あったり、これから売られたりするワインの量、オリーブ油の量、満足が与えられるべきもの、与えられたもの、集めるために残されたもの、を計算すべし。6 節：何であれ 1 年以内になくなった場合には、供給されるべし。残ったものは、売られるべし。賃約の対象となる仕事は、依頼されるべし。どの仕事が為されることを欲し、どの仕事が依頼されることを欲するのか、指示し、指示を書面で残すべし。

ナイ、ギリシャ・ローマ時代のエジプト、デーロス島）における銀行業者とその帳簿にかんする先行研究を基に説明する。

前 5 世紀以降、古代ギリシャではアテナイを中心とした諸都市同盟体制の下、諸都市はアテナイに、農産物や原材料を輸出するのと引き換えに銀貨を調達し、その銀貨で貢租を納入していた。このような交易活動に従事したのは、貧困市民または外国人によって構成される私的商人であり、彼らは両替その他の金融サービスを求めた。これを受けて登場した両替商が、預貯金の受入と資金の貸付を行う銀行業者（trapezites (τραπεζίται)、trapeza (τράπεζαι)「机」に由来）¹⁰⁰になり、サービスを拡大した。その中でも最も成功した銀行業者が、デモステネスの弁論にも登場したパシオンであった¹⁰¹。その後、ヘレニズム期になると、国家銀行が登場した¹⁰²。

他方で、古代エジプトではプトレマイオス朝期には私的な銀行業者が登場したが、前 3 世紀半ばの改革で、王国の行政システム（州、郡、村の 3 層構造）に対応して、古代ギリシャの国家銀行の影響を受けた、王立銀行、支店、収税署が設置された。この王立銀行を介して、独占事業・公共事業を請負う者への資金・賃金の支払と貨幣による納税とが行われた。さらに、王立銀行は個人顧客に融資、受取・支払といった金融サービスを提供し、支払指図書を用いて遠隔地での貨幣の受取・支払も受け付けていた。その後、前 2 世紀には私的銀行も同様のサービスを提供した¹⁰³。

その後、前 2 世紀から 1 世紀にかけてのギリシャ世界で銀行業者

¹⁰⁰ Andreau（註 4）30 以下は「Banker 銀行業者」と表現している。

¹⁰¹ 本稿註 160.

¹⁰² 明石（註 4）19-24, 36 頁。

¹⁰³ 明石（註 4）37-45 頁。

は多額の資財を保有した。なかでもデーロス島は、前 2 世紀の第 3 次マケドニア戦争以降、前 1 世紀のミトリダテス戦争による破壊と虐殺を被るまでは、東地中海世界の金融センターであった¹⁰⁴。

この時期のデーロス島にはイタリアとの関係を有する銀行業者の存在が複数確認されている。前 2 世紀半ば、デーロス島で活動したマールクス・ミナティウスはベリュトスのポセイドン信仰教団から顕彰された¹⁰⁵。

シリアのアスカロン出身でネアポリスの市民であった、フィロストラトスの息子、フィロストラトスは、多くの碑文によってよく知られている銀行業者である。彼はデーロス島で銀行業者として財を成し、この島に前 2 世紀末から 1 世紀初めまで暮らした¹⁰⁶。彼自身は何度も顕彰されている¹⁰⁷。

¹⁰⁴ Raymond Bogaert, *Banques et banquiers dans les cités grecques*, Leiden: Sijthoff, 1968 (以下、Bogaert (1968)と省略) 131-190; Nicholas K. Rauh, *The Sacred Bonds of Commerce: Religion, Economy, and Trade Society at Hellenistic Roman Delos*, 166-87 B.C. Amsterdam: Gieben, 1993, 47, 52-53; Andreau (註 4) 49; 明石 (註 4) 50 頁。

¹⁰⁵ Bogaert (1968) (註 104) 187. この教団は建物を完成させるための資金を欠いていたので、この銀行業者は、この教団が貸付金のために支払わなければならなかった利息の大部分を負担した。彼は建物を完成させるために必要な資金を集め、建設を担当していた委員会に用立てた。最終的に、7000 ドラクマを教団に寄付し、その構成員たちを聖餐に招待した。

¹⁰⁶ Bogaert (1968) (註 104) 188-189; Rauh (註 104) 52-53, 298-299. 前 108-107 年、彼の名前はシリア聖域に劇場を建設するための寄付者のリストに見られる。アスカロンの神々の聖域において、フィロストラトスによって奉獻された、2 つの円柱状の祭壇が発見された。彼は都市アスカロン、自分自身、そして自分の妻と子たちのために献呈の辞を残した。彼はまたドーリス式のポルティコをイタリア人のアゴラの北側に、そこに隣接してエクセドラを奉納した。

¹⁰⁷ Bogaert (1968) (註 104) 188-189. デーロス島では彼に捧げられた 4 つの彫像の基礎が見つかった。ミダスが奉納したシリア聖域のエクセドラの奉獻碑文に、彼の名が見つかった。

ルーキウス・アウフィディウスもデーロスの銀行業者である。その名誉に対して 2 つの彫像が、そのうちの 1 つは彼の被解放自由人によって、感謝の証として建立された。その息子は騎士身分となった¹⁰⁸。

他方、キケローの時代にプテオリで活動したプテオリと関連する金融業者あるいは「実業家」としては、ラビリウス・ポストゥムス、クルウィウス、ウェストリウスが挙げられる。キケローの弁論が伝えるところでは、前 1 世紀にラビリウス・ポストゥムスは、ローマに亡命していたエジプト国王プトレマイオス 12 世に、復位のためにローマの有力者たちに支払う必要がある大口の資金を融資するのと引き換えに、王位回復後、エジプトの国内収入や独占事業の監督者の地位を与えられた。そして、ほぼ毎日アレクサンドリアからプテオリへとエジプトの特産品を積載した船舶が出港していた¹⁰⁹。マルクス・クルウィウスとウェストリウスはポンペイウス、キケローら出資者から融資を受け、他の実業家、商人だけでなく、諸都市への貸付も行っていた¹¹⁰。

¹⁰⁸ Bogaert (1968) (註 104) 190.

¹⁰⁹ Cic. pro Rab. 38-46; Bogaert (1968) (註 104) 223; 明石 (註 4) 51-52 頁。ラビリウス・ポストゥムス弁護について詳しくは、角田幸彦『キケロー裁判弁説の精神的考察』文化書房博文社、2010 年、522-551 頁を参照。

¹¹⁰ Bogaert (1968) (註 104) 224; Kathrin Jaschke, Die Wirtschafts- und Sozialgeschichte des antiken Puteoli. PHAROS 26, Rahden, Marie Leidorf, 2010 (以下、Jaschke と省略) 71, 180-183; 明石 (註 4) 51-52 頁。クルウィウスは、前 51 年のキケローからアジア総督への書簡において (Cic. fam. 13, 56)、アジアの 5 つの都市に貸付を行っている者として言及される他、前 45 年にプテオリ郊外にあるウィツラ等をキケローに遺贈している (Cic. Att. 13, 57, 1)。ウェストリウスは、上記のクルウィウスからの遺贈の事務処理に当たった (Cic. Att. 13, 45, 3; 13, 46, 3) 他、エジプトの特産品であった染料製造の技術をプテオリに導入した。

このように、前 2 世紀から 1 世紀にかけて、デーロス島とネアポリス、エジプトとプテオリを結ぶ線が見いだされる。それにもかかわらず、これらの線が海上航路上で交わるだけであって、デーロス島とプテオリとが人的な交わりを持たなかった、と断言するのは困難であり¹¹¹、むしろ、そのような交わりを予想することは可能であろう。

これに加えて、帳簿技術の点でもエジプト出土パピルスとデーロス島の碑文との類似性が見られる。エジプト出土パピルスについては後述することとし、ここではデーロス島の碑文について概説する。

デーロス島のアポッロー聖域には、聖域財産の管理を記録した碑文が多数残されている¹¹²。研究上¹¹³、これらの碑文が残された時代については、大きく 3 期に分けられる。第 1 期は、それまでデーロ

¹¹¹ Jaschke (註 110) 138-145 は、当時のデーロス島とプテオリとに見られた家族名からは、両者の直接的な繋がりを確認することはできないが、カンパーニア諸都市とキュクラデス諸島の諸都市との商業関係の存在は推測される、と述べる。

¹¹² IG XI,2 = Inscriptiones Graecae XI. Inscriptiones Deli (Inscriptions of Delos), fasc. 2, ed. Félix Durrbach. Berlin 1912. Nos. 105-289; ID = Inscriptions de Délos: Comptes des Hiéropes (Nos. 290-371). Par Félix Durrbach. Paris: H. Champion, 1926; idem, Inscriptions de Délos. 372/509. Comptes des hiéropes : (Nos 372 - 498) ; Lois ou règlements, contrats d'entreprises et devis (Nos 499 - 509). Par Félix Durrbach. Paris: H. Champion, 1929. 内容の理解と下記の邦訳に際しては、Clarisse Prêtre, Michèle Brunet, Nouveau choix d'inscriptions de Délos: Lois, comptes et inventaires; Ecole française d'Athènes, 2002 (以下、Prêtre と省略) も参考にした (特に独特の数字の表記方法については 18-20 を参照)。

¹¹³ 前掲の Bogaert (1968) (註 104) の他、Koenraad Verboven, Katelijn Vandorpe and Véronique Chankowski (eds.), *Pistoi dia tèn technèn. Bankers, Loans and Archives in the Ancient World. Studies in Honour of Raymond Bogaert* (Studia Hellenistica 44), Leuven: Peeters, 2008 所収の Leopold Migeotte, *La comptabilité publique dans les cités grecques, l'exemple de Délos*, 59-75 (以下、Migeotte と省略) および Véronique Chankowski, *Banquiers, caissiers, comptables. À propos des méthodes financières dans les comptes de Délos*, 77-92 を参照。

ス島を支配していたアテナイからデーロス人が独立を勝ち取った前 314 年までである¹¹⁴。第 2 期は、独立期と呼ばれる前 314 年から前 166 年までである。第 3 期は、ローマの支配下に置かれ、再びアテナイの植民市となった前 166 年から、ミトリダテス王によって都市が破壊された 88 年までである。

聖域の金庫に蓄えられた資金は、アテナイの支配下では主にエーゲ海諸島の都市と外国人、独立期には都市の金庫と島内の個人とに貸付けられていた¹¹⁵。

独立期に聖域財産の管理を担当する公職者であったのは、4 人又は 2 人の神殿監督官 *ιεροποιοί* であった。彼らは、その経済活動を帳簿に記録し、その記録は石碑に刻まれた。その帳簿には、任期開始時にどれだけの財産を前任者から受け取ったか、任期中にどれだけの財産変動¹¹⁶が生じたか、任期終了時にどれだけの財産を後任者に譲

¹¹⁴ この時期のアテナイによる聖域管理については、長尾美里「ペロポネソス戦争期アテナイの聖域管理と建設活動：デロス島アポロン聖域を中心に」西洋古典学研究 LIX（2011 年）12-21 頁。また、アテナイ本国におけるアクロポリスの聖財目録については、師尾晶子「第二章 奉納物からみた聖域と社会」浦野聡編『古代地中海の聖域と社会』勉誠出版、2017 年、107-137 頁。

¹¹⁵ Bogaert (1968) (註 104) 131-144 はさらに次のように述べる。貸付にあたっては通常 10 パーセントの利息が設定された。もっとも、利息の発生は貸付の翌年の最初の月からであった。都市の金庫への貸付に際しては、当初は都市と契約を結んだ市民が、後には都市の評議員と公職者とが、保証人 *prodaneistai* となった。その他、租税収入や都市が保有する不動産に抵当権が設定されることもあった。都市の金庫への貸付は短期金融であった。分割返済が慣例であり、遅くとも 1-2 年後までに完済された。個人への貸付額は通常、少額であり、500 ドラクマを超えるものは珍しかった。

¹¹⁶ Bogaert (1968) (註 104) 131, 162-165. 財産変動のうち、収入の内訳は小作料、家賃、税、利息等であり、支出の内訳は建造物の維持、人員、祭礼そして管理等であった。石碑には未払分も記録されたが、未払分はその年の分に限られ、それ以前については記録されなかった。結果として、収支の残高は神殿の財政状況全体を示すものではなかった。石碑とは別に、各債務者ごとの帳簿が

り渡したか、が記録されていた。以下は、前 250 年のものとされる碑文の一部抜粋である。

IG XI 2 287A (前 250 年)

1.15-16

Παρά Χοιρύλου τοῦ Τελέσωνος ΔΔΔ†††, ἃς ἔφη ἐγγεγράφθαι ἐν τῇ |
στήλῃ ἣν ἔρτησαν Θῆρις καὶ Λάμπων.

15-16 行目

テレスンの息子コイリュロスから 33 ドラクマ〔が返済された〕、それを彼は、トリスとランポーンが建てた石に刻むことを望んだ。

1.122-123

Καὶ τόδε ἀργύριον ἐδανείσαμεν' μηνὸς Ἀθηναίωνος κατὰ ψήφισμα τῇ |
πόλει καὶ προδανεισταῖς τοῖς βο[υ-] | λευταῖς δραχμὰς XXX ἃς ἀνέθηκεν
Ἑχενίκη Στησίλεω εἰς θυσίαν τῷ τε Ἀπόλλωνι καὶ τῇ Ἀφροδίτῃ, ἐπὶ
ὑποθήκει ταῖς προσόδοις ταῖς δημοσίαις· ἡ συγγραφὴ παρὰ Πάχητι.

122-123 行目

私たちは、葡萄搾りの祭りの月¹¹⁷に、決議に従って、都市に、そして保証人である評議員たちに、公的な歳入に担保権を設定して、3000 ドラクマを貸付けた、それをステシレオスの娘、エケニケー〔の教団〕がアポッローとアフロディテーに捧げる犠牲式のために奉納した。その契約はパケースの所で。

存在したと考えられているが、いまだ発見されていない。

¹¹⁷ Prêtre (註 112) 20 によれば、夏至から始まるアテナイの暦と異なり、デーロスの暦は冬至から始まり、葡萄搾りの祭りの月 *Λήναιον* はデーロスの暦の最初の月である。なお、葡萄搾りの祭り *Λήναια* はアテナイの祭りであり、それが行われた時期は冬至の時期であるが、アテナイでは冬至の時期の月は *Γαμηλιών* と呼ばれた。葡萄搾りの祭りについては、眞方忠道「ギリシアに於ける酒と文化:ディオニュソスの祭礼と神話をめぐって」社会学雑誌(神戸大学) 10 号(1993 年) 104-123 頁、109-112 頁。

15-16 行目には個人の債務者からの返済が、122-123 行目には都市への貸付、評議員による保証、都市の税収に対する担保権設定¹¹⁸、エケニケーという名の信仰教団からの出資とその目的等が記されている。債務者から聖域の金庫への返済は前置詞 $\pi\alpha\rho\alpha$ + 属格形（～から、という起源を意味する）で、聖域の金庫から都市への貸付は与格形（～にとっての、という利益を意味する）で表現されている。また、上記の抜粋の前後には、同様の返済または貸付の記録が列挙されている。これらの特徴は、本稿で紹介するエジプト出土パピルスのもれと共通している。

神殿監督官の帳簿作成技術は年を追うごとに進化した。前 250 年以降、個人に対する貸付とその返済の一覧が付け加えられた。聖域の金庫にとって、債務者からの返済や信仰教団からの出資は収入であり、貸付は支出であるが、前 208 年の石碑には末尾に総収支の合計が記されていた。前 192 年からは、神殿監督官が管理する、神殿の財産を保管するための甕の目録が作成された。その甕の表面に記載されたのは、甕が神殿に置かれた年と月、その時のアルコン、神殿監督官その他の公職者の名前、甕に入れられた金額とその出所、目的、そして金融活動を仲介した銀行業者の名前であった¹¹⁹。

財産管理と帳簿作成にあたり、神殿監督官は民間の銀行業者の協力を得ていた。前 250 年以降、神殿監督官の帳簿から銀行業者の関与を把握することができる。

IG XI 2 287D
I.10-20

¹¹⁸ Bogaert (1968) (註 104) 136 および 293 は、都市への貸付は、保証人による保証に加え、税収に対する担保権設定によって担保された、と解する。

¹¹⁹ Bogaert (1968) (註 104) 163-164; Migeotte (註 113) 67-68.

[... Θεο]πρώτοι καὶ | Διακτορίδαι πα- | ρέδομεν διὰ τρα- | πέξης δραχ[μ]ᾶς
| ϩΗΗΗ ϩ· ἄλλας | [ἐπὶ] Ἐἰδοκ[ρί-] | του Ἥγεται καὶ | [..... θ]εοὶ τοῖς |
ἱεροποιοῖς παρ[έ-] | δομεν διὰ τρα- | πέξης ΧΗΗΗ.

10-20 行目

テオプロスとディアクトリデスに銀行業者を通じて 5350 ドラクマを渡し、他にエイドクリトスの息子ヘーゲアに対して、そして神に対して・・・神殿監督官に対して銀行業者を通じて 1300 ドラクマを渡した。

銀行業者の協力の下で、聖域財産の管理は効率化され、その帳簿実務は合理化された。神殿監督官は一定の資金を仲介役の私的な銀行に預け、銀行業者は指図書 *διαγραφή* を受け取り、そこに挙げられた公職者に割り当てられた資金を渡した¹²⁰。これらの銀行業者の中に、上述のミナティウス、アウフィディウス、そしてネアポリス市民であったフィロストラトスも含まれたことと予想される。

このように、古代ギリシャ語商圈とイタリア、特にプテオリを含むネアポリス周辺地域との間で銀行業者の人的交流が存在した可能性があり、彼ら銀行業者は、デーロス島の碑文に見られるように、その実務を通じて帳簿技術を発達させたことが、先行研究によって指摘されている。このことから、少なくとも帳簿の用語法のレベルで、古代ギリシャ語商圈とネアポリス周辺地域とに共通の実務が存在したのではないかと推測することができる。したがって、本稿が注目する 1 世紀ネアポリス近郊における帳簿実務の解明のために、紀元前から 1 世紀にかけてのギリシャ世界で作成された、パピ

¹²⁰ Bogaert (1968) (註 104) 170-171. なお、*διαγραφή* について、特に「銀行の *διαγραφή*」については研究者間で見解の不一致があるとの Gröschler の見解について、本稿註 160 を参照。

ルス史料を中心とする帳簿史料を参考とすることは許されるし、そうすべきであると思料する。

まず見るのは、Herakleopolites から出土した、ある銀行で前 2 世紀前半に記された営業帳簿と推定されている、15 頁のパピルス史料の一部である。

①P. Tebt. III 2, 890¹²¹

1 頁目、4-9 行目ならびに 2 頁目、21-23 行目および 27-30 行目

商人アリオスから 1 タレントウム 3000 ドラクマ
ヘスティオドロスの息子アポッロニオスの負担で、アンティパトロスの息子アリストンに対して 700 ドラクマ 5

¹²¹ Thilo (註 49) 246; 林 (註 61) 92-93; Gröschler (註 3) 354; Eva Jakab, Bankkunden und Buchführung, (TPSulp. 60 und die graeco-ägyptischen Papyri), Symposium 1999, Köln: Böhlau, 2003, 493-530 (以下、Jakab (2003) と省略) 515-518.

①P. Tebt. III 2, 890

Col I

[-ca.?-] ρ[-ca.?-] Ἀρείου ἐμπόρου	τά(λαντον) α Γ,
[Ἀπολ]ωνίωι Ἐστιοδώρου ἄς Ἀρίστωνι Ἀντιπ[άτρου]	ψ, 5
[Ἀρίστ]ωνος τοῦ Ἀντιπάτρο[υ]	ψ,
[. . .] Ὀρου ἐκ Ταντόκα [ἄ] Ζηνοδώρῳ [Ἀν]τιπ[άτρου] Μυσῶι τιμῆν	
[-ca.?- σ]τυππείας τα(λάντων) β	ψβ τε()/ τά(λαντα) β Βσο,
[Ζηνοδ]ώρου τοῦ Ἀντιπάτρου Μυσοῦ τὰ παρὰ [. . .]	τά(λαντα) β Β,
. . . (中略) . . .	

Col II

Πτολεμαῖοι Πτολεμαῖου τε(λάννη(?)) ἄς Τεῶι Πιγήριος θυ(ρουρῶι(?))	21
τι(μῆν) ἰμ(ατίου) καὶ σινδόνος δι(ἄ) Ἀμμο[νίου -ca.?-]	
παιδαρίου τῇ β ἄς Θάβιτι Ὀρου λινε(μύρῳι) Ερ, Ἀθεμμεῖ Σαμῶντος δι(ἄ) αὐ(τοῦ) υ,	
(γίνονται)	[Εφ,]
Θάβιτος τῆς Ὀρου λινε(μύρῳι) Ερ, (ῶν) ἔχει Β, λ(οιπὰ) Ψε ἔχει/	[Γρ,]
. . . (中略) . . .	
Διονυσίου χα(λκέως) εἰς ὀφεί(λημα) ἀπὸ τι(μῆς) χαλκ[οῦ] Δ, αὐτὸς υ, Δ[υ,	27
Ἀρενδῶτη ὀθονιοπώ(λη) ἄς Σεμμεῖ Ὀρου τι(μῆν) χειρομάκτρων	Ασ[
Φμόιτι πρεσβυ(τέρῳι) κα(πήλωι) στα(τήρῳι) ι ἀν(ἄ) Αχ	τά(λαντα) β [Δ,
Ἀλεξάνδρῳι Ἀντιόχῳι ἄς Ἡρακλείδει εἰς ἀν(ήλωμα)	Ατ[30

アンティパトロスの息子アリストンからの預金

700 ドラクマ

タントカ出身のホーロスから、ミュソス出身のアンティパトロスの息子ゼーノードーロスに、

2 タレントウムの麻くずの対価として 2 日に

2 タレントウム 2270 ドラクマ

ミュソス出身のアンティパトロスの息子ゼーノードーロスからの預金、〔270 ドラクマを〕差し引いて

2 タレントウム 2000 ドラクマ

・・・(中略)・・・

プトレマイオスの息子で徴税人のプトレマイオスの負担で、プゲーリスの息子で

21

門番のテオスに対して、マントと亜麻布の対価として、

奴隷のアンモニオスを通じて、2 日に、5100 ドラクマ、それをホーロスの娘で亜麻布商のタビスに対して、そして、〔アンモニウス〕自身を通じて、サモスの息子アテムメオスに対して、400 ドラクマ

5500 ドラクマ

ホーロスの娘で亜麻布商のタビスからの預金、5100 ドラクマ、そのうち彼女が受け取ったのは 2000 ドラクマ、それを受け取ったのは

5 日 3100 ドラクマ

・・・(中略)・・・

銅細工師ディオニュシオスから、債務に対して¹²²、銅の対価から、4000 ドラクマ、彼自身が 400 ドラクマ、4400 ドラクマ

27

¹²² Gröschler (註 3) によれば、①P. Tebt. III 2, 890 に繰返し登場するこの表現は、その払込が、支払う者が銀行に対して負う債務の弁済に役立ったことを意味している。

亜麻布商ハレンドーテースの負担で、ホーロスの息子セムテウスに
 対して、手拭いの対価として、 1200 ドラクマ
 宿屋の主人老フモイスに、1 スタテール当たり 1600 ドラクマの銀
 10 スタテール 2 タレントゥム 4000 ドラクマ
 アンティオコスの息子アレクサンドロスの負担で、ヘラクレイデス
 に対して、支出へ¹²³、 1300 ドラクマ 30

この記録も、上記のギリシャ語パピルスに見られたように、各項目は人名で始まり、それに続いて金額が右側に揃えて並べられている。8 行目、21 行目、27 行目、28 行目には支出の費目が、8 行目、22 行目、23 行目には日付と思しき数字も記載されている。

この史料の编者によれば、人名の属格形（起源の属格、訳では「～から」）は、銀行がその人物から記載された金額の払込を受けたか、その人物に対してその金額の債権を有したことを示し、これに対して人名の与格形（利益の与格）は、銀行がその人物に対して、あるいはその人物の負担で（これも与格形で表現される）第三者に対して、記載された金額を支払ったことを示している¹²⁴。

例えば 7-9 行目では、ホーロス（属格形）から銀行に、ゼーノードーロスに支払われるべき麻くずの対価として、2 タレントゥム 2270 ドラクマが払込まれ、これが銀行からゼーノードーロス（与格形）に支払われたこと、次いでゼーノードーロス（属格形）から銀

¹²³ Gröschler（註 3）によれば、この表現は、銀行による支払が信用の供与でなく、預金者の口座から行われたことを意味している。

¹²⁴ Arthur S. Hunt, J. Gilbert Smyly and C.C. Edgar (eds.), *The Tebtunis papyri*, Vol. 3, pt. 2, Nos. 826-1093, University of California publications : Graeco-Roman archaeology 4, University of California, 1938, 156-165（以下、Hunt/Smyly/Edgar と省略）156-157.

行に、その対価から何かが差し引かれた結果、残額の 2 タレントゥム 2000 ドラクマが払込まれたことが記されている。まず、この 2 タレントゥム 2270 ドラクマがホーロスから銀行に現金で払込まれたか、あるいは、ホーロスが銀行から同額を借り受けて、将来ホーロスから銀行に支払われることにした、と考えられる。次に、銀行はこの 2 タレントゥム 2270 ドラクマをゼーノードーロスに対して現金で支払ったか、あるいは彼の口座に振り込んだかのどちらかであったと考えられる。しかし、現金で支払われた額の大半を、ゼーノードーロスが再度現金で銀行に払込むのは迂遠である。したがって、ここでは銀行は、この 2 タレントゥム 2270 ドラクマから 270 ドラクマ（手数料か）を差し引いて、残額の 2 タレントゥム 2000 ドラクマを、帳簿上ゼーノードーロスの口座に預金として計上した、と考えられる。

さらに興味深い取引として、21-23 行目では、銀行はプトレマイオス（与格形）の負担で、テオスと奴隷のアンモニオスを介して、亜麻布商である女性タビス（与格形）に対して 5100 ドラクマを支払い、この 5100 ドラクマがタビス（属格形）からこの銀行に払込まれたことが記録されている。興味深いのは、タビスが直接受け取ったのは 2000 ドラクマのみであり、残りの 3100 ドラクマは残高として記録されていることである。ここでも、この 5100 ドラクマは帳簿上タビスの口座に預金として計上され、そこから 2000 ドラクマの現金が引き出された、と考えられる。同様に、5-6 行目では、銀行はアッポロニオス（与格形）の負担でアリストン（与格形）に対して 700 ドラクマを支払い、アリストン（属格形）からこの 700 ドラクマがこの銀行に預金として払込まれた、と考えられる。ここ

でも、実際には現金が動くことはなく、帳簿上での取引であった、と編者は推測している¹²⁵。

Thilo は、この記録においても各項目は個々の取引を時系列順に記録しているだけであって、現代の簿記のような体系性は存在せず、顧客ごとの取引全体を計算するには、各項目を一つずつ探し出して選り分けなければならなかった、と述べている¹²⁶。

これに対して Gröschler は、銀行は様々な帳簿を作成したのであって、この記録に見られるのは複数あり得る簿記のヴァリエーションの一つに過ぎず、ギリシャ・エジプトの銀行が、ローマの銀行業者と同様に、その顧客のための個人口座も作成し、その簿記は銀行の連続的な営業帳簿とは異なった書式を有していた、という可能性は排除されない、と論じている¹²⁷。

Jakab は、この銀行業者が顧客のために個々に計算書を作成していたことには高度の蓋然性があるとし、その根拠として、この記録には指図者と銀行業者との資金関係が明示されておらず、指図者がその金額を銀行に現金で寄託したのか、銀行からの信用貸しを申請したのか、それとも彼の預金残高から振替させたのかは、これとは別の、顧客個人の計算書において確定された、と述べる¹²⁸。

Jakab はさらに、銀行帳簿からの抜粋であるパピルス史料を挙げる。その一つがオクシュリンコスで出土した PSI XII 1235 である。

②PSI XII 1235¹²⁹

¹²⁵ Hunt/Smyly/Edgar (註 124) 157.

¹²⁶ Thilo (註 49) 245-246.

¹²⁷ Gröschler (註 3) 354-356.

¹²⁸ Jakab (2003) (註 121) 515-518, 526.

¹²⁹ Jakab (2003) (註 121) 511-513.

2-26 行目

ストラテゴスのフラヴィオス・ヘラクレイデスのために
文書記録官エピマコスとテオスによって
作成された。前の文書記録官であったバッコスとテイロスの下で
〔作成された〕

同じ文書の変更のゆえに、5
巻物の記載が記述される。

銀行業者であるパウシリオンの息子ディオスコルスによる、
神皇クラウディオスの 3 年目のコイアクからメケイル〔42 年 11 月

②PSI XII 1235

Φλαουίωι Ἡρακλείδῃ στρατηγῶι
παρὰ Ἐπιμάχου καὶ Θέωνος βιβλιοφυλάκων
ἐνκτίσεων. διὰ τοῦ μεταβληθέντος ὑπὸ τῶν
προόντων βιβλιοφυλάκων τῆς αὐτῆς βιβλιοθήκης
Βακχίου καὶ Τείρωνος τόμου ἀναγραφῆς διαγραφῶν
Διοσκόρου τοῦ Πανσιρίωνος κολλυβιστικῆς τραπέζης
τῆς ἀπὸ Χοίαχ ἕως Μεχεῖρ τοῦ γ (ἔτους) θεοῦ Κλαυδίου
τριμήνου, δηλοῦται μεθ' ἕτερα οὕτως·
ἔτους τρίτου Τιβερίου Κλαυδίου καίσαρος σεβαστοῦ
Γερμανικοῦ αὐτοκράτορος, Χοίαχ ἑπτακαίδεκάτη,
μεθ' ἕτερα· Διονυσίου τοῦ Ἰπποδάμου καὶ
τουτον(*) υἱῶν Διονυσίου καὶ Σαραπίωνος {ἀργ(υρίου) (δραχμᾶς) 5
Διονύσιος Ἰπποδάμου καὶ τοῦ υἱοῦ Διονυσίου καὶ
Σαραπίωνι} Διονυσίωι Πτολεμαίωι ἀπόδομα
ἀργ(υρίου) (δραχμᾶς) ἑξάκις χιλίας τριακοσίας· (γίνονται) (δραχμαὶ) 5
καὶ τοὺς
τούτων τόκους· ἃς εὐχρήστησαν παρ' αὐτοῦ κατὰ
χιρόγρα(φον)(*) καὶ διαγρα(φήν) τραπέζης ταῖς ἐσταμέναις
τοῦ διελθόντος β (ἔτους) Τιβερίου Κλαυδίου Καίσαρος
σεβαστοῦ Γερμανικοῦ Αὐτοκράτορος· ὅπερ αὐτόθι
ἀναδεωκέναι κεχασμένον, καὶ οὐδὲν ἐν-
καλεῖ Διονυσίωι καὶ τῶι ἀδελφῶι αὐτοῦ Σαραπίωνι,
μηδὲν ἐλαττουμένου αὐτοῦ ἐν οἷς ὀφείλει
{οἱς} αὐτῶν(*) Διονύσιος Ἰπποδάμου καθ' ἰδιόγραφον
ἀσφάλειαν, ἀκολούθως ᾧ προΐται(*) χιρογρά(φω)(*) ᾧ ὑπέγρα(ψεν)
αὐτὸς Διονύσιος Πτολεμαίωι.25

27 日から 43 年 2 月 24 日] までの〔取引が〕、

この証明された写しで説明される。

ティベリウス・クラウディウス・アウグストゥス・ 10

ゲルマーニクス帝の 3 年目、コイアクの月の 17 日目〔42 年 12 月 13 日〕、

証明された写し。ヒッポダモスの息子ディオニュシオスと

その息子たちであるディオニュシオスとサラピオンから、銀 ~~6300~~
~~ドラクマ、~~

~~ヒッポダモスの息子ディオニュシオスが、その息子ディオニュシオ~~
~~スから~~

サラピオンと¹³⁰プロトレマイオスの息子ディオニュシオスに支払っ
た、 15

銀 6300 ドラクマ〔数字で 6300〕とその

利息を、それはその者から、

証書と銀行の契約書とに従って

完全に有効に支払われた、ティベリウス・クラウディウス・

アウグストゥス・ゲルマーニクス帝の 2 年目に。 20

それゆえに、その場で彼は文書を撤回した、そして彼はまったく
要求しない、ディオニュシオスにもその兄弟であるサラピオンにも、
ヒッポダモスの息子ディオニュシオスが担保を設定した上で彼に
負っている上記の金額について¹³¹彼を害することがまったくなか

¹³⁰ この箇所は書き手自身によって訂正されている。それゆえに、2-6 行目にあるように、文書記録官の下でこの文書が改めて作成されたのかもしれない。

¹³¹ οἷς (関係代名詞男性複数与格) が先行詞とする複数形の名詞が直近に見当たらないため、16 行目に複数形で表記されている「6300 ドラクマ ἑξάκις χιλίας τριακοσίας」を先行詞とするものと理解した。

ったので、

続いて彼は債務証書を渡して署名した、

25

プトレマイオスの息子ディオニュシオス自身が。

文書記録官によって 86-89 年の間に作成されたと推定されているこの記録は、クラウディウス帝の治世 3 年目の冬に、銀行業者ディオスコルスによって作成された証書の写しの一部である。この証書に記載されている取引は 42 年 12 月 13 日に行われた。ヒッポダモスの息子ディオニュシオス（以下、DH）とその息子たちからプトレマイオスの息子ディオニュシオス（以下、DP）に対して銀 6300 ドラクマが支払われたことが記録されている。これは 1 年前に DP から DH たちが借り受けた消費貸借金の返済であった。返済を受けた DP は債務証書を返還し、今後 DH たちにはいかなる請求も行わないことを言明している。Jakab は、この文書はもっぱら指図者（とその相続人と）が、消費貸借債務を完済したことを証明するための手段として役立った、と推測している¹³²。

この記録において、DH とその息子たちの名前は属格形で、DP の名前は与格形で書かれていることから、この部分は銀行の帳簿からの抜粋であり、①P. Tebt. III 2, 890 と同様に、この 6300 ドラクマは DH から銀行に現金で払込まれたか、あるいは DH が銀行から同額を借り受けて、将来 DH から銀行に支払われることにしたものであって、銀行はこの 6300 ドラクマをプトレマイオスの息子ディオニュシオスに対して現金で支払った、と考えられる。Jakab によれば、この記録は、どのように三当事者関係における支払が営業帳簿に帰

¹³² Jakab (2003) (註 121) 512.

入されたか、についての価値ある証拠である¹³³。

2.1.4. 私見

Gröschler が主張するような古代ローマにおける銀行業者の帳簿 *codex rationum* の存在を直接に証明する史料は存在しない。むしろ、銀行帳簿とされる①P. Tebt. III 2, 890 は、Thilo が述べるように、すべての取引が時系列順に記入されているように解される。もっとも、Gröschler と Jakab が述べるように、銀行業者が顧客のために個人口座の帳簿を作成していた可能性も否定することはできない。

総じて、古代ローマの帳簿すなわち *codex accepti et expensi*（および *rationes domesticae*）または *codex rationum* の理解について研究者たちが直接的に依拠するのは、キケローをはじめとして、大カトー、セネカ、プリニウスらの残した非法文史料と、学説彙纂に採録された古典期の法文史料であり、それらが伝える「帳簿」の文言ならびにこれらにかんする記述は断片的である。他方、彼らが参考として挙げる、主としてギリシャ・ローマ時代のエジプトで出土したパピルス史料および蠟板文書史料は、法文・非法文史料で描かれた古代ローマの「帳簿」の实在を直接的に証明するものでなく、あくまで間接的にその存在を推測させるものに過ぎない。したがって、古代ローマの「帳簿」なるものは研究者たちによって作り出された概念であることに注意する必要がある。

とはいえ、古代ギリシャ語商圏の史料の参照が無意味なわけでは決してない。上記のように、デーロス島の聖域金庫の帳簿とギリシャ・ローマ時代エジプトの銀行帳簿とは用語上の共通点がある。

¹³³ Jakab (2003) (註 121) 512.

すなわち、帳簿の主体(聖域の金庫あるいは銀行)がある人物から、記載された金額の払込を受けたことが、人名の属格形(起源の属格、前置詞 *παρὰ* を伴う場合もある)で表現され、また、帳簿の主体がある人物に対して記載された金額を支払ったことが、人名の与格形(利益の与格)で表現されている。他方、現金の移動を基盤としていたデーロス島の聖域金庫の帳簿には見られないことであるが、帳簿の主体が、属格形で表された人物を債務者としてその金額の債権を有することや、与格形で表された人物の負担で記載額を第三者に支払ったことは、人名の属格や与格でそれぞれ表現されており、ギリシャ・ローマ時代エジプトの銀行帳簿の特徴と言える。そして、これらの用語法は、上記のように古代ギリシャ語圏との交流が想定されるネアポリス周辺地域の帳簿の用語法とも共通するのではないかと推測することができる。すなわち、TPSulp. 60-65 ならびに TH² 70+71、TH74 に共通して見られる、*ex arca/risco* という *ex* + 奪格形および *arcae/risco* という与格形と対応しているのではないかと考えられる。

以上の研究状況および私見を踏まえた上で、TPSulp. 60-65 の解釈にかんする学説を概観する。

2.2. TPSulp. 60-65 の解釈

Wolf¹³⁴が指摘するように、上記 1.史料で紹介した記録の「受領」の簿記には、「支出」の簿記にあるような説明が付されていない。「支出」の簿記からは、記載された「支出」が誰に対して、どのように為されたか、を知ることができる。例えば TPSulp. 60-62 であ

¹³⁴ Wolf (1998) (註 89) 193.

れば、エウプリアに対する家の金庫からの現金支払である。これに対して、「受領」の簿記からは、記載された「受領」が誰によって、どのように為されたか、を知ることができない。この問題について多くのローマ法研究者たちが議論を重ねてきた。以下ではその議論を紹介する。

2.2.1. Kunkel および Thilo の理解¹³⁵

スルピキウス家文書の研究が進むよりも前に、TH 73 および 74 に見られる「受領」の記載について、Kunkel と Thilo は、*numeros acceptit* ・ ・ ・ *ex arca* という表現と、*Acp. arcae* という表現とを区別せず、受領者が「金庫から」金額を受領し、保持している、と理解する。

これに対して Gröschler¹³⁶は、2つの表現が同じ内容を意味していると解するのは不適切である、と反論する。第 1 に、文法的に、「金庫から」という訳は与格形である *arcae* にそぐわない。第 2 に、高度に簡潔な形式と多数の省略とを用いる TPSulp. 60-65 において、同じ意味の内容を二度繰り返すことは考えられない、と¹³⁷。

2.2.2. Arangio-Ruiz および Camodeca の理解

¹³⁵ W. Kunkel, *Epigraphik und Geschichte des römischen Privatrechts*, *Vestigia* 17 (1973) 193-242, 216; Thilo (註 49) 132.

¹³⁶ Gröschler (註 3) 87-88.

¹³⁷ Camodeca, TH (註 11) 235 が伝える通り、Carratelli et Arangio-Ruiz (註 47) 69-70 は *e [x] a[rc]a* と再構成していたが、Vincenzo Arangio-Ruiz, *La tavolette cerate di Ercolano e i nomina arcaria*, *Mélanges Eugène Tisserant I* (1964) 9-23 (以下、Arangio-Ruiz と省略) 12, 16 は、*ex arca* を「異体」である与格形の *arcae* と取り替える可能性を肯定し、*ex arca* を削除するに至った。このように、*ex arca* と *arcae* とは区別されるべきであって、Gröschler の批判は妥当である、と筆者は考える。

Arangio-Ruiz も、この記録の構造が再構成されるよりも前から、ヘルクラネウム文書に基づいて、TPSulp. 60-65 の構造を検討した¹³⁸。そして、「支出」と「受領」の記載は、金銭を支払う者と受領する者それぞれの帳簿における、対応する記入（「平衡を保つもの *contrappeso*」）を文書化したものである、と理解した¹³⁹。

同様に、Camodeca¹⁴⁰は「受領」の簿記をエウプリアの帳簿からの抜粋、すなわち、債権者ティティニアの帳簿（Camodeca の理解では *codex*）における「支出」の簿記に対する、債務者エウプリアの帳簿における反対記入 *controregistrazione* である、と考えている。

これに対して Gröschler¹⁴¹は、彼らのような理解は説得的でない、と批判する。彼によれば、この説に立つと、*Acp. risco* あるいは *arcae* という表現における *riscus* あるいは *arca* は、金銭受領者の金庫を意味することになり、支払われた現金は受領者の金庫になければならないが、それは驚くべき帰結をもたらすことになる。すなわち、現金は、これを支払う者の金庫で支払われ、この記録を作成している時点では、まだ受領者の「家の」金庫にはない。そうすると、受領者は支払う者の所に金庫を持参したことになるが、*riscus* も *arca* もそれなりの大きさの箱であり、金庫を持って出かけることは盗難等のリスクにさらされることにもなるから、これを持参したとは考えられない。そうすると、この記録は誤った内容を記載していることになる。また、受領者の帳簿上で、擬制的に、支払われた現金が受領者の金庫にあることが記載された、とも考えられない。このよう

¹³⁸ その困難さと不完全さについては、Camodeca, TH (註 11) 231-235 を参照。

¹³⁹ Arangio-Ruiz (註 137) 13, 19.

¹⁴⁰ Camodeca, TPSulp (註 17) 151.

¹⁴¹ Gröschler (註 3) 89-92.

に考える前提として、受領者は、金銭の受領後直ちに「受領」の簿記を行うために、支払う者の所に帳簿を持参したことになるが、帳簿は家の中で決まった場所に保管されるものであって、取引に際して持ち出されるものではなかった¹⁴²。

さらに Gröschler¹⁴³は、Camodeca のように二当事者間の取引であるとの理解によれば、ティティニアは〔貸付の〕後でスルピキウス家の銀行にエウプリアに対する債権の回収を依頼し、その債権を指図 *Delegation* で銀行に移転したことになり、その主張は、後 43 年 7 月 20 日の日付がある *TPSulp.* 61 で、スルピキウス・キンナムスとティティニアとが共にエウプリアの債権者として挙げられていることに基づく、と指摘する。その上で Gröschler は、両者がエウプリアの債権者なのは、*TPSulp.* 60 および 61 に先立つ、後 42 年 3 月 20 日の日付がある *TPSulp.* 62 において、キンナムスはエウプリアに対して金銭を貸付けていたからであること、また、指図にはエウプリアの協力が必要であり、エウプリアはキンナムスとの問答契約によって彼に対する債務を負うことになるはずであるが、そのような問答契約は文書で言及されていないことを挙げて、Camodeca の理解に反論している。また、二当事者間の取引であるなら、通常の消費貸借の文書と同様に、自筆証書 *chirographum* を利用する方が

¹⁴² Gröschler (註 3) 91 は D.50.16.203 (Alf. 7 dig.) の一部を引用する。
D.50.16.203 (Alf. 7 dig.) ...sed de ea re constitutum esse eam domum unicuique nostrum debere existimari, ubi quisque sedes et tabulas haberet suarumque rerum constitutionem fecisset....

学説彙纂 50 卷 16 章 203 法文 (アルフェーヌス、法学大全 7 卷) : ...それについて確定しているのは、我々各人の家とは、各人が活動の場と帳簿とを保有し、その仕事を行う場所であると考えられるべきだ、ということである。...

¹⁴³ Gröschler (註 3) 95-96.

容易である、とも指摘している¹⁴⁴。

Wolf¹⁴⁵も、この記録での「受領」の簿記における「金庫 *risco*」が、「支出」の簿記における「金庫 *risco*」と同一であるとは限らない、そして、いかなる目的でエウプリアの帳簿の「受領」の簿記がこの記録へと複製されたのかが明らかでない、と批判する。後者についてはさらに、「ティティニア・アントラキスの帳簿」という表題の下で、ティティニアの簿記に由来する「支出」の簿記の後に、突然に、指示もなく、エウプリアの簿記に由来する「受領」の簿記が複製されることはあり得なかった、と述べている。

2.2.3. Gröschler の理解

Gröschler¹⁴⁶は、この記録が債権者、債務者、そして第三者の三当事者間の取引を記録したものである、と考えた。それによれば、TPSulp. 60 において、債権者となるティティニアは、エウプリアに金銭を貸付けるために、支払指図 *delegatio solvendi* によってスルピキウス家の金庫から現金を支払わせた。*petiit et numeratos accepit* が表現しているのは、エウプリアが銀行ではなくティティニアに消費貸借を申し込んだこと、そして、エウプリアがその金額を保持していることである。また、*domo ex risco* が表現しているのは、その支払が、ティティニアによってではなく、「銀行の金庫から」行われたことである。その上で、銀行によるエウプリアに対する支払は、ティティニアの給付とみなされた。そして、「受領」欄には、「銀行に *risco*」すなわちスルピキウス家にとって 1600 セステルティウス

¹⁴⁴ Gröschler (註3) 104.

¹⁴⁵ Wolf(1998) (註89) 193.

¹⁴⁶ Gröschler (註3) 92-146.

のプラスが、裏を返せばティティニアにとってはマイナスが発生したこと、すなわち「反対記入 *Gegenbuchung*」が記された。Gröschler によれば、TPSulp. 60-65 における *Acp. risco* という用法は、一般的な帳簿用語法に適合する。*acceptum (re)ferre alicui* と同様、*Acp. risco* もある給付の受領を意味する。その受領は一定の人、例えばスルピキウス家の銀行に口座を持つ者にとっての債権を発生させ、あるいは債務を消滅させるという効果を有した¹⁴⁷。

Gröschler によれば、この記録は、従来考えられてきたような、*codex accepti et expensi* からの抜粋ではなく、個人ごとの計算書という意味での *rationes* からの抜粋、特に銀行が顧客一人一人について作成した *codex rationum* (上記 2.1.2) からの抜粋であった¹⁴⁸。TPSulp. 60 においてスルピキウス家の銀行がこの記録を作成したのは取引の証明に役立てるためであった¹⁴⁹。

Wolf¹⁵⁰は、Gröschler の見解は「恣意的な主張の結合体であり、*riscus* が銀行を表現していること、「受領」の簿記が反対記入であること、ティティニアが銀行に指図し、銀行がエウプリアに対して消費貸借金を支払い、支出の証明のためにその記録を作成したこと、この記録が *rationes* すなわち銀行の個人口座の計算書からの抜粋であること、これらを支持するものを、この文書はわずかでさえもたらさない、と批判する。

Gröschler は、TPSulp. 61 および 62 も、TPSulp. 60 と同様の三当

¹⁴⁷ Gröschler (註 3) 245-246.

¹⁴⁸ Gröschler (註 3) 95, 297. これに対して、ヘルクラネウムの *tabellae* 文書はおそらく、保護者と被解放自由人との間の、個人ごとの計算書からの抜粋である、と述べている。

¹⁴⁹ Gröschler (註 3) 95.

¹⁵⁰ Wolf (1998) (註 89) 193-194.

事者関係である、と理解しようとする¹⁵¹。TPSulp. 60 では、エウプリアに対して債権を有するのはティティニアであり、エウプリアに対して現金を支払ったのはキンナムスであった。TPSulp. 61 および 62 では、エウプリアに対して債権を有するのはキンナムスである、ということになる。そうすると、三当事者関係として理解しようとする限り、エウプリアに対して現金を支払ったのはキンナムスではあり得ないことになる¹⁵²。そこで Gröschler は、この一連の取引が行われた当時、スルピキウス家にはキンナムスの他にファウストゥスが健在であることに注目し、キンナムスとファウストゥスの関係の可能性を検討した上で¹⁵³、キンナムスがファウストゥスから独立して行動していた可能性¹⁵⁴と、キンナムスがファウストゥスを間接的に代理していた可能性¹⁵⁵とを指摘する。そして、通常の自筆証書が用いられる貸付業務においては、キンナムスはファウストゥスによって、後者の「職員 *Angestellten*」としての機能を果たす委託事務管理人として扱われており、キンナムスはその取引を常に自分の名

¹⁵¹ Gröschler (註 3) 97-132.

¹⁵² Gröschler (註 3) 104.

¹⁵³ Gröschler (註 3) 105-127 は、スルピキウス家の銀行が独自の法人であった可能性、両者が合手的共同関係の構成員であった可能性、組合の構成員であった可能性、キンナムスがファウストゥスを直接代理した可能性、を検討し、いずれも否定している。

¹⁵⁴ Gröschler (註 3) 125-127. もっとも、Gröschler は、その独立性は完全ではなく、キンナムスがファウストゥスの銀行と全面的に競合する取引を行うことを、ファウストゥスは許容しなかったに違いなく、また、キンナムスが自己の関与する取引すべてを自己の危険で遂行することができるほどに十分な資金を有していたことも疑わしい、と述べている。

¹⁵⁵ Gröschler (註 3) 127-128. Gröschler によれば、この関係において、キンナムスはファウストゥスに対して労務 *operae* を提供し、そのことをキンナムスはファウストゥスに対して解放の際に約束していたか、両者間には事務管理若しくは委任から生じる義務が存在したかであった。

前で、しかし根本的には彼の保護者であるファウストゥスの計算で行い、後者の資金を利用していたが、自筆証書が用いられていない TPSulp. 61 および 62 は間接的な代理の事例ではなかった、すなわち、TPSulp. 61 および 62 では、キンナムス、エウプリア、そしてファウストゥスが三当事者関係を構成し、キンナムスは自己の計算で貸付を行った、との見解に到達する¹⁵⁶。キンナムスは、被解放自由人として保有する自己の金銭をファウストゥスの銀行に預金しており、自己の口座 *ratio* を有していた。エウプリアはキンナムスから貸付を受けたが、現金の支払はファウストゥスの銀行からであり、これが「支出」欄に記載された。「受領」欄には銀行すなわちファウストゥスにとってプラスが、キンナムスにとってはマイナスが発生したことが記載された¹⁵⁷。ファウストゥスが直接エウプリアに対して貸付を行わなかったのは、エウプリアが外国人女性であり、ファウストゥスにとって信用に足る人物でなかったからである。もしかすると、キンナムスもギリシャ人の血を引いており、外国人との取引に必要な知識を有していたのかもしれない¹⁵⁸、このように Gröschler は推論する。

¹⁵⁶ Gröschler (註 3) 129.

¹⁵⁷ Gröschler (註 3) 129-130. Gröschler によれば、キンナムスはこの取引のリスクを負担した、すなわち、エウプリアが返済するか否かにかかわらず、キンナムスの口座にはマイナスが記録された。また、Gröschler (註 3) 130-131 は、TPSulp. 69 (51 年 5 月 2 日付の自筆証書) においてキンナムスがクラウディウス・カエサル・アウグストゥスの奴隷フォスフォルス・レピディアヌスに 94000 セステルティウスの債務を負っていると述べており、これにファウストゥスがなお関与していた可能性は低いことから、キンナムスにはそれなりの信用力があつたに違いない、と推測している。

¹⁵⁸ Gröschler (註 3) 131-132.

さらに Gröschler¹⁵⁹は、ギリシャ・エジプト地域で銀行を介した三当事者間での支払を証明する証書として用いられていた Bankdiagraphé (銀行の διαγραφή)¹⁶⁰が、TPSulp. 60-65 にその機能と

¹⁵⁹ Gröschler (註 3) 341-358.

¹⁶⁰ Gröschler (註 3) 341-343 によれば、プトレマイオス朝期の διαγραφή として、受領指図(顧客が銀行に第三者からの支払をその顧客の計算で受領することを指示したもの)と、銀行の διαγραφή とが区別される。銀行の διαγραφή とは、銀行が自ら発行した文書で、厳格な枠組みに従っている。すなわち、冒頭の年月日の後にその記録を作成した銀行の名が挙げられる。それに続いて、デモステネスが伝えるように、支払う者の名前が主格形で、支払を受領する者の名前が与格形で挙げられる。さらに、支払を受領した旨が言明されるか受領された金額だけが挙げられる。最後に銀行および／あるいは当事者の署名が付される。

Dem. pr. Kall. 52.4: . . . εἰθᾶσι δὲ πάντες οἱ τραπεζίται, ὅταν τις ἀργύριον τιθεῖς ιδιώτης ἀποδοῦναι τῷ προστάτῃ, πρῶτον τοῦ θέντος τοῦνομα γράφειν καὶ τὸ κεφάλαιον τοῦ ἀργυρίου, ἔπειτα παραγράφειν ‘τῷ δεῖνι ἀποδοῦναι δεῖ’, καὶ ἐὰν μὲν γινώσκωσι τὴν ὄψιν τοῦ ἀνθρώπου ᾧ ἂν δέῃ ἀποδοῦναι, τοσοῦτο μόνον ποιεῖν, γράψαι ᾧ δεῖ ἀποδοῦναι, ἐὰν δὲ μὴ γινώσκωσι, καὶ τούτου τοῦνομα προσπαραγράφειν ὃς ἂν μέλλῃ συστήσῃν καὶ δείξῃν τὸν ἄνθρωπον, ὃν ἂν δέῃ κομίσασθαι τὸ ἀργύριον. . . . 6: ἀκούσας δ’ αὐτοῦ ὁ Φορμίων, ὃ ἄνδρες δικασταί, ἔδειξεν εὐθέως παραχρήμα. δείξαντος δὲ αὐτοῦ τὸ γραμματεῖον, ἀναγνοὺς αὐτὸς καὶ ἄλλος οὐδεὶς, καὶ ἰδὼν γεγραμμένον ἐν αὐτῷ ‘Λύκων Ἡρακλεώτης χιλίας ἑξακοσίας τετταράκοντα: Κηφισιάδῃ ἀποδοῦναι δεῖ: Ἀρχεβιάδῃς Λαμπτρεὺς δείξει τὸν Κηφισιάδην’, . . .

デモステネス第 52 弁論、カリッポスへの抗弁 4 節および 6 節 (佐藤昇訳、所収『デモステネス 弁論集 6』(2020 年) 西洋古典叢書、京都大学学術出版会、360-361 頁) 4 節: . . . さて、誰か一般の人がお金を預けていて、それを指定の人物に渡す際には、まず預金者の名前と総額を記し、次に「誰それに渡すべき」と書き添えて、そして支払うべき人間の容貌を知っている場合には、受取人の名前を記すだけで、また知らない場合には、銀貨の受取人を紹介し、指し示すことになっている人間の名前をも書き添えるということを、銀行家なら誰もが慣わしとしております。 . . . 6 節: ポルミオン〔著名な銀行家パシオンの奴隷〕は彼〔カリッポス〕の話を知ると、裁判員のみなさん、すぐにその場で帳簿を見せました。彼ポルミオン〔原文は彼 αὐτοῦ のみ〕が帳簿を見せると、ほかならぬカリッポス〔原文は彼 αὐτός のみ〕がみずから読み上げて、その中に「ヘラクレイア人リュコン〔パシオンの銀行の利用者〕はケピシアデスに 1640 ドラクマを支払うべし、ランプトライ区民アルケビアデスがケピシアデスを指し示す予定」と書かれているのを見つけたのです。 . . .

ここでは例として、P. Flor. I 1 B1 (Gröschler (註 3) 344) および CPR I 15 (Gröschler (註 3) 346-347) を挙げる。Gröschler (註 3) 346 によれば、前者はより古くからある「銀行の *διαγραφή* (非独立型) *unselbständige Bankdiagraphie*」の例で、支払の過程のみを証明するものであり、支払を基礎づける原因行為は、ここでは手短に引き合いに出されるだけで、他の文書に書き記された。後者は、後 1 世紀以降に登場した「銀行の *διαγραφή* (独立型) *selbständige Bankdiagraphie*」の例で、原因行為を完全に証明するものであり、他の文書による言及は不要とされた。

P. Flor. I 1 B1

17-26 行目

ἔτους ἑκκαίδεκάτου Αὐτοκράτορος Καίσαρος Τίτου

Αἰλίου Ἀδριανοῦ Ἀντωνεῖνου Σεβαστοῦ Εὐσεβοῦς Φαμενώθ κη.

διαγρ(αφή)(*) δι' ἐπιτηρητῶν τραπ(έξης) Ἑρμιόνη Εὐδαίμονος ἀστὴ μετὰ κυρίου τοῦ πατρὸς

Εὐδαίμονος Σαραπ(ίωνος) Πτολέμα τῇ καὶ Τβήσι(*) Ὠρίωνος τοῦ Ἑρμίου 20
μητ(ρὸς) Δημητριάς τῆς καὶ Τερεῦτος Ὠρίωνο(ς) ἀναγρα(φομένη) ἐπὶ Φρο(υρίου) λιβδὸς
μετὰ κυρίου τοῦ ἐαυτῆς πατρὸς Ὠρίωνο(ς) Ἑρμίου ἀργ(υρίου) κεφαλ(αίου) (δραχμάς)
διακοσίας,

(γίνονται) ἀργ(υρίου) (δραχμαὶ) σ ἀκολ(ούθως) τῇ ἀγενεχθ(ησομένη) δι'
ἀγρ(ανομίου) ἐν Ἑρμοῦ πόλει <συγγραφῇ>(*) δανείο(υ) ὑποθήκ(η)
τοῦ ὑπάρχ(οντος) αὐτῇ λοιποῦ βείκου(*) ἐνὸς τετάρτου ἀπὸ ἐλαιουργίου(*) ἀρκοῦ(*)
καὶ καμάρας καὶ αὐλ(ῆς) καὶ ἀνηκόντων πάντ(ων) ἐν κώμῃ Τεκερκεθώθ(ει). 25

〔上記の文章とは別人の筆〕 Βησαρίων ὁ καὶ Εὐδαί(μων) ἐπιτηρητ(ῆς)
σεση(μείωμαι).

ティトウス・アエリウス・ハドリアヌス・アントーニヌス・アウグストゥス・
ピウス帝の 16 年目 (後 153 年)、ファメノートの月の 28 日 (3 月 24 日)。

監督者たちによって指導された銀行による *διαγραφή*。

エウダイモンの娘で市民であるヘルミオーネが、後見人であるその父、サラビ
オンの息子エウダイモンと共に、

西区に登録された、ホリオンの娘でヘルミアスの孫娘、デメトリア、別名テレ
ウスの娘でホリオンの孫娘であるプトレーマ、別名トベシスに対して [支払っ
た]、後見人であるその父、ヘルミアスの息子ホリオンと共に、

銀 200 ドラクマ [数字で銀 200 ドラクマ] の元本を、

ヘルムポリスの監督官によって現在手続中の抵当権付き消費貸借契約に従っ
て、

その抵当権はテケルケトティス村にある現在使われていない油搾り工場の中
から、彼女に帰属している、残されている甕 4 分の 1 ずつ、および屋根付きス
ペース、中庭、そしてすべての付属設備に対して設定されたものである。

銀行監督官である私、ベサリオン、別名エウダイモンが署名した。

構造との点で類似しており¹⁶¹、TPSulp. 60-65 の書式は銀行の

CPR I 15

[(ἐτους) δ]ωδεκάτου Αὐτοκράτορος
[Καίσαρ]ος Τίτου Αἰλίου Ἀδριανοῦ
[Ἀντων]είνου Σεβαστοῦ Εὐσεβοῦς
[Παῦ]νι κς διὰ τῆς Διδύμου κεκοσ-
μητευκότος τραπέζης Φρέμει.
Γάι(*)ος Ἰ(*)ούλιος Σερήνος Στοτοήτι
Στοτουήτιος(*) μητρὸς Ταμεννάφρεως ἀπὸ
κώμης Σεκνεπαίου Νήσου (ἐτῶν) μγ
οὐλὴ ἀντικνημίῳ δεξιῷ ἔχειν —
αὐτὸν παρὰ τοῦ Γαῖ(*)ου Ἰ(*)ουλίου(*)
Σερήνου χρῆσιν ἀργυρίου κεφα-
λαίου δραχμᾶς διακοσίας τεσσα-
ράκοντα (γίνονται) (δραχμαὶ) σμ τόκου δρα-
[χμιαίου]ν τῇ [μ]νᾷ τὸν μῆνα ἔκα-
[στον ᾗ]ς καὶ ἀποδόσι(*) αὐτο(*) ὁ Στο-
[τοήτ]ιος ἐν μηνὶ Φαρμουῦθι
[τοῦ εἰσι]όντος ιγ (ἐτους) ἀνυπερθέ -
[τως]

5

10

15

ティトゥス・アエリウス・ハドリアヌス・アントーニヌス・アウグストゥス・
ピウス帝の 12 年目（後 149 年）、パイニの月の 26 日（6 月 20 日）。
かつてのコスメテースであったフレメイ区のディディモスの銀行による。
ガイウス・ユリウス・セレスが、
ソクノパイウ・ネソス村出身で 43 歳、右のむこうずねに傷跡がある、スト
エティスとタメンナフリスの息子ストエティスに対して、
彼はガイウス・ユリウス・セレスから消費貸借として銀 240 ドラクマ
〔数字で銀 240 ドラクマ〕の元本を、毎月、1 ミナ [=100 ドラクマ] ごとに
1 ドラクマを利息として、受け取った。

この金額をストエティスは彼に、次の 13 年目（後 150 年）のファルムティ
の月（3-4 月）に遅滞なく返還することになる。

Gröschler（註 3）347-352 は、銀行の **διαγραφὴ** の機能については研究者の間
で見解の不一致があるが、為替取引において銀行が実行した受領者の預金口座
への振替払の証書であるという説および支払の受領者に対する通知であるとい
う説は支持できない、と述べている。

¹⁶¹ Gröschler（註 3）352-358 によれば、TPSulp. 60-65 も銀行の **διαγραφὴ** も、銀
行の帳簿からの抜粋あるいはそれを模したものである。前者の「支出欄」は、
後者における支払受領者の名前の与格形に対応し、前者の「受領欄」は、後者
における指図者の名前の主格形に対応している。そして、どちらにおいても受

διαγραφή の影響を受けた可能性がある、と推測している¹⁶²。

2.2.4. Wolf の理解

Wolf¹⁶³によれば、TPSulp. 60 の記録は *testatio* であり、これが証明したのは記録の後半部分、すなわち証人の面前での保証契約の締結のみであった。なぜなら、*testatio* とは、3 人称単数で書かれ、証人が封印し、その封印が書板の内側に書かれた内容の真正性を保証したからである。これに対して、記録の前半部分、すなわち「ティティニア・アントラキスの帳簿」で始まる消費貸借の目的物である金銭の支出を証明するのは、この記録ではなく、「ティティニア・アントラキスの帳簿」そのものの記載であった¹⁶⁴。この記録の前半部分は、「ティティニア・アントラキスの帳簿」からの抜粋であり、その抜粋は 2 つの簿記、「支出」の簿記と「受領」の簿記とから成っていた。「ティティニア・アントラキスの帳簿」における「支出」の簿記として、ティティニアからエウプリアに対する 1600 セステルティウスの貸付が記録されていた。これは、Wolf によれば、後述す

領者がその金銭を受領したことが言明されている。なお、銀行の営業帳簿とされる①P. Tebt. III 2 890 において、受領の簿記では支払う者の名前が属格形で表され、支出の簿記では銀行に第三者への支払を依頼する者の名前が与格形で挙げられている。このことを Gröschler (註 3) 355 は、銀行業者はその都度、様々な立場から帳簿や文書を作成した、すなわち、①P. Tebt. III 2 890 は銀行業者の主観的視点から作成されたのに対して、銀行の *διαγραφή* は客観的視点から作成された、と説明する。

¹⁶² Gröschler (註 3) 357-358.

¹⁶³ Wolf (1998) (註 89) 194-195.

¹⁶⁴ Wolf (1998) (註 89) 194, Anm. 49 によれば、Gröschler (註 3) 81 および Hein L. W. Nelson/Ulrich Manthe, *Gai Institutiones* III 88 – 181: *die Kontraktobligationen; Text und Kommentar*, Berlin: Duncker und Humblot, 1999, (*Freiburger rechtsgeschichtliche Abhandlungen. Neue Folge* Bd. 35) 212 がこの証書の対象を消費貸借の目的物である金銭の支出に見て取るのは不適切である。

る現金出納記入の根拠であった。他方、「ティティニア・アントラキスの帳簿」における「受領」の簿記として、「金庫に 1600 セステルティウス」が記録されていた。しかし、これは上記の貸付の返済の記録ではなかった。もしそうであれば、それに続く、エピカレスによる信命保証の主債務が存在しないことになるからである。実際、「支出」の簿記とは異なり、1600 セステルティウスの「現金 numeratos」とは書かれておらず、支払の主体も目的も記録されていなかった¹⁶⁵。他方、(上記 2.1.1 のように) その家の資産状況を示す「帳簿」には、収入と支出だけでなく、債権と債務も記帳されるのが通例であった。債権者の資産において、消費貸借として支出された金額の返還までは、その返還を求める債権がその位置を占めた。

¹⁶⁵ Wolf(1998) (註 89) 194, Anm. 50 によれば、消費貸借金の返還が「帳簿」に「受領」として記載されたのは間違いないが、その場合には、その金銭が誰から受領されたが重要であり、それが記載されたはずであったとして、Thilo (註 49) 85 (D.17.1.22.8 (Paul. 32 ad ed.)) および 131-132 の参照を求めている。

D.17.1.22.8 Paulus 32 ad ed.: Si mandaverim servo tuo, ut quod tibi debeam solveret meo nomine, Neratius scribit, quamvis mutuatus servus pecuniam rationibus tuis quasi a me receptam intulerit, tamen, si nummos a creditore non ita acceperit, ut meo nomine daret, nec liberari me nec te mandati mecum acturum: quod si sic mutuatus sit, ut pecuniam meo nomine daret, utrumque contra esse: nec referre, alius quis an idem ipse servus nomine tuo quod pro me solvebatur acceperit. et hoc verius est, quoniam quotiens suos nummos accipit creditor, non contingit liberatio debitori.

学説彙纂 17 卷 1 章 22 法文 8 項 (パウルス、告示註解 32 卷): 私が君の奴隷に、私が君に負っているものを私のために弁済するよう委任した場合、ネラティウスは書いている、たとえそのために金銭を借りた奴隷がその金銭を、あたかも私から受け取ったかのように君の計算書に記入したとしても、その奴隷が債権者から、私のために与えるとして貨幣を受け取ったのではないならば、私は債務から解放されず、君が私を相手方として委任訴権で訴えることもできない、と。これに対して、金銭を私のために与えるとしてその奴隷が借りた場合、どちらも反対である、と。そして、君のために、私の代わりに弁済されたものを受け取ったのが別の誰かなのか、それともその奴隷自身なのかは重要でない、と。そして、これは正しい、というのも、債権者が自分の貨幣を受け取った場合、債務からの解放は債務者に生じないからである。

以上のことから Wolf は、この記録における *acceptos risco sestertios mille sescentos* という文言は、「ティティニア・アントラキスの帳簿」の「受領」の簿記における、「金庫」にとってプラスの債権、すなわち消費貸借の目的物である 1600 セステルティウスの返還を求める債権の記載であり、この抜粋は、この記録の本来の目的である保証契約における、主債務の指示と特定とのために、記録されたに過ぎなかった、との結論に至った。

2.2.5. Jakab の理解

Jakab は基本的に Gröschler の見解、特に三当事者関係との想定を支持するが¹⁶⁶、この記録をギリシャ・エジプトに由来する「銀行の *διαγραφή*」と比較し、「銀行の *διαγραφή* (独立型)」¹⁶⁷と同視していることには問題がある、と述べる¹⁶⁸。そして、「受領」の簿記が、債権者であるティティニアの勘定の反対記入であることを支持するような、古代の銀行帳簿にかんする史料を Gröschler が示していない、と指摘する。Jakab によれば、Gröschler が主張する、銀行に対して支払を指図する者にとってのマイナスを意味する「反対記入」

¹⁶⁶ Jakab (2003) (註 121) 498-499. Gröschler (註 3) の書評として、Eva Jakab, Peter Gröschler, *Die tabellae-Urkunden aus den pompejanischen und herkulanischen Urkundenfunden* (Freiburger Rechtsgeschichtlichen Abhandlungen, Neue Folge Bd. 26). Duncker und Humblot, Berlin 1997, 421 S., ZRG RA (1999) 116, 368-381 も参照。

¹⁶⁷ 註 161 を参照。

¹⁶⁸ Jakab (2003) (註 121) 522-524, 527 によれば、銀行の *διαγραφή* は、支払を証明するために銀行が作成する証書として、TPSulp. 60 のモデルとは特に機能的な面で多くの類似点を有しているが、指図者と銀行との資金関係を完全に無視している点で相違は非常に大きく、TPSulp. 60 のモデルはむしろ構造的には非典型的な銀行帳簿の文書の方に近い。

の例を、銀行帳簿に由来する史料に見出すことはできない¹⁶⁹。

その上で Jakab はギリシャ・エジプトのパピルスの中で三当事者関係の取引を伝える銀行帳簿を検討し、2 つのモデルを指定する。すなわち、「a) 指図者が支払うことになる金額を現金で銀行に寄託する。その記入は銀行の金庫にとってプラスを意味する受領の簿記で始まる」というモデル¹⁷⁰と、「b) 支払受領者は受領した金額を銀行への預金とする。その記入は銀行の金庫にとってプラスを意味する受領の簿記で終わる」というモデル¹⁷¹である。これらのモデルに従って TPSulp. 60 を説明するとすれば、次の 2 つの場合が考えられる。第 1 に、ティティニアは、あたかもその口座を満たすかのように、1600 セステルティウスを銀行に現金で寄託したが、実際にはそれをエウプリアに対して支払うためであった。第 2 に、エウプリアは受領した消費貸借金を預金として、いわば彼女の口座に、銀行に寄託した。したがって、*acceptos risco* は銀行とティティニアとの取引関係にも、銀行とエウプリアとの取引関係にも関係し得ることになる。しかし、第 1 の場合には、帳簿への記入は、ティティニアからの「受領」の簿記で始まり、エウプリアへの「支出」の簿記で終

¹⁶⁹ Jakab (2003) (註 121) 528 によれば、指図者にとってマイナスを表す簿記を、①P. Tebt. III 2 890 は二重の与格形で表現しているが、それが TPSulp. 60 にも当てはまるのであれば、*expensos Titiniaie, quos Eupliae* のように書かれたはずである。また、銀行帳簿の史料のうち、三当事者関係における受領の簿記と支出の簿記との対応が見られる史料では、指図者が当該金額を銀行に現金で寄託するのが常であり、それを帳簿上で指図者にとってマイナスとして表現することはあり得なかった。

¹⁷⁰ このモデルの史料上の根拠として Jakab が挙げるのが上述の②PSI XII 1235、その他に Pap. Lugd. Bat. VI 8 である。

¹⁷¹ このモデルの史料上の根拠として Jakab が挙げるのが上述の①P. Tebt. III 2 890、その他に SB IV 7465 である。

わることになるため、TPSulp. 60 とは順序が逆である。これに対して、第 2 の場合には、帳簿への記入は、エウプリアへの「支出」の簿記で始まり、ティティニアからの「受領」の簿記で終わることになる。この解決は二重の受領の簿記を合理的に説明することができる、と Jakab は述べる。もっともそうすると、エウプリアと銀行の金庫との間の簿記がティティニアの帳簿に記載されたことになる。これについて Jakab は、通常金銭消費貸借であれば借り手が金銭の受領を 1 人称で確認するのが慣行であったが、TPSulp. 60 ではその代わりに、この貨幣が最終的にどこに行ったのかを示すために、「受領」の簿記が抜粋された、と説明する¹⁷²。

2.3. 現金出納記入 *nomina arcaria* についての議論

Camodeca は、TH 70²+71、TH 74 と同様の書式を有する¹⁷³TPSulp. 60-65 を、ガーイウス『法学提要』が伝える現金出納記入の実例と推測する¹⁷⁴。

ガーイウス『法学提要』は、移転記入と現金出納記入とを区別し、前者では債権債務関係は文書〔＝帳簿への記入〕によって成立するが、後者では物〔＝現金の支払〕によって成立する、と述べ、現金出納記入を、要物契約に基づく債権債務関係の成立を証明する証拠を提供するものと位置付けた¹⁷⁵。現金出納記入は、金銭が支払われ

¹⁷² Jakab (2003) (註 121) 528-529.

¹⁷³ Camodeca, TH (註 11) 231-250. すでに Arangio-Ruiz (Carratelli et Arangio-Ruiz (註 47) 70-71; Arangio-Ruiz (註 137) 16-18) は TH 70-74 の「支出」と「受領」の簿記を現金出納記入と同定していた。というのも、TH 70-74 では債務者が金庫から現金を受け取っている *numeros/um accepit ... ex arca* からである (Camodeca, TH (註 11) 233-234)。

¹⁷⁴ Camodeca, TPSulp (註 17) 151-152.

¹⁷⁵ Gai Inst. 3.131-132: *Alia causa est eorum nominum, quae arcaria uocantur. in his*

た場合のみ有効とされた点で、移転記入を含む文書契約とは区別された。そのことは、金銭の支払によって債権債務関係を成立させるのは要物契約であるから、と説明された。

Gröschler は、現金出納記入と解する根拠として、現金の支払に加え、TPSulp. 60-65 では現金の支払が債務の弁済ではなく債務の発生をもたらすこと（そのことは「支出」と「受領」の簿記の後に債務者による弁済の誓約あるいは保証人による保証が続くことから明らかである）、金庫 *arca*（または類義語である *riscus*）から金銭が支払われたことも挙げている。さらに Gröschler は、TPSulp. 60-65 が移転記入とは解されない理由として、実際に現金が支払われたこと、両当事者が同席していたこと¹⁷⁶、移転記入の対象となる既存の債権

enim rei, non litterarum obligatio consistit, quippe non aliter ualent, quam si numerata sit pecunia; numeratio autem pecuniae rei facit obligationem. qua de causa recte dicemus arcaria nomina nullam facere obligationem, sed obligationis factae testimonium praebere. 132: Unde non proprie dicitur arcariis nominibus etiam peregrinos obligari, quia non ipso nomine, sed numeratione pecuniae obligantur; quod genus obligationis iuris gentium est.

ガーイウス、法学提要 3 巻 131 節：それら〔訳註：物から人への移転記入と人から人への移転記入〕とは異なるのが、現金出納記入 *nomina arcaria* である。なぜなら、現金出納記入は金銭が支払われた場合に限って有効なので、債権債務関係は物によって成立し、文書によって成立するのではないからである。ところで、金銭の支払は物による債権債務関係を発生させる。したがって、現金出納記入は債権債務関係を発生させず、発生した債権債務関係の証拠を提供すると述べるのが適当だろう。132 節：外国人もまた現金出納記入によって債務を負う、というのは正しくない。というのは、彼らは記入それ自体によってではなく、金銭の支払によって債務を負うからである。そして、この種の債権債務関係は万民法に属する。

¹⁷⁶ エウプリアについては「請求した *petiit*」という文言が、ティティニアについては「ティティニアの求めに応じて *interrogante Titinia*」という文言が、その場での意思表示を意味することからそのように言えるとする。なお、隔地者間においても問答契約と同等の契約を締結することができる、というのが移転記入の利点とされている。Thilo（註 49）293（瀧澤（2000）（註 48）756 頁）を参

への言及がないこと、外国人であるエウプリア¹⁷⁷が利用していることを列挙する¹⁷⁸。

Wolf¹⁷⁹も、現金出納記入の前提となるのは *codex accepti et expensi* における「支出」と「受領」の簿記であった、と述べている。Wolf によれば、ガーイウス以外の法学者たちが現金出納記入について伝えていないのは、それが実体法上の概念ではなく、簿記と証拠実務であったからである。

3. 分析

3.1. 先行研究に対する評価

3.1.1. TPSulp. 60-65 について

Kunkel および Thilo の見解は、そもそも文法的に無理があり、支持できない。Arangio-Ruiz および Camodeca の見解も、ティティニアの帳簿から抜粋された「支出」の簿記の後に、エウプリアの帳簿から抜粋された「受領」の簿記が続くことも、その目的も説明され

照。

¹⁷⁷ 移転記入については、これによって外国人が債務を負うかについては法学者たちの間で争いがあり、ネルウァはこれを否定したことを、ガーイウス『法学提要』が伝えている。

Gai Inst. 3.133: *Transscripticiis uero nominibus an obligentur peregrini, merito quaeritur, quia quodam modo iuris ciuilis est talis obligatio; quod Neruae placuit. Sabino autem et Cassio uisum est, si a re in personam fiat nomen transscripticium, etiam peregrinos obligari; si uero a persona in personam, non obligari.*

ガーイウス、法学提要 3 卷 133 節：これに対して、移転記入によって外国人が債務を負うかについては疑われているが、これは正当である。というのは、この種の債権債務関係はある程度市民法上のものだからである。これはネルウァの見解である。ところで、サビーヌスとカッシウスは、物から人への移転記入が生じれば外国人でも債務を負い、人から人への場合であれば債務を負わないと考えている。

¹⁷⁸ Gröschler (註 3) 79-84.

¹⁷⁹ Wolf (1998) (註 89) 189-191.

ていない点で、首肯できない。

Gröschler の見解であるが、その理解をまとめると、スルピキウス家の銀行は、口座保有者であるティティニアのために、*tabellae* と呼ばれる計算書 *rationes* を作成していた。そして、銀行の金庫からエウプリアに対する 1600 セステルティウスの支払は、ティティニアの計算書の「支出」欄においては、スルピキウス家にとっては (*ex risico* で表現される) マイナスが、裏を返せばティティニアにとってはプラスが発生した、として記載され、「受領」欄においては、スルピキウス家にとっては (「利益の与格」である *risco* で表現される) プラスが、裏を返せばティティニアにとってはマイナスが発生した、として記載された。

そうすると、「支出」欄におけるスルピキウス家にとってのマイナスとは、エウプリアに対する現金の支払であり、ティティニアにとってのプラスとは、エウプリアに対して有する債権である、ということになろう。また、「受領」欄におけるスルピキウス家にとってのプラスとは、ティティニアからの現金の預け入れもしくはティティニアへの信用貸し (に基づいて取得する債権) またはティティニアの預金残高の減少 (= 預金債務の減少) であり、ティティニアにとってのマイナスとは、スルピキウス家への現金払込あるいはスルピキウス家からの信用借り (に基づいて負う債務) あるいはスルピキウス家に対する預金債権の減少、ということになろう¹⁸⁰。

この三当事者関係を図で示すと、図 1 のようになる。Gröschler によれば、スルピキウス家文書における「支出」の簿記は、銀行と受

¹⁸⁰ 無論、スルピキウス家のティティニアに対する債権は、ティティニアがスルピキウス家に対して預金債権を有していれば、相殺されたであろう。

取人 (TPSulp. 60 ではエウプリア) との支払関係 (その裏で、TPSulp. 60 ではティティニアとエウプリアとの原因関係) を、「受領」の簿記は、銀行と指図人 (TPSulp. 60 ではティティニア) との資金関係を記していることになる¹⁸¹。

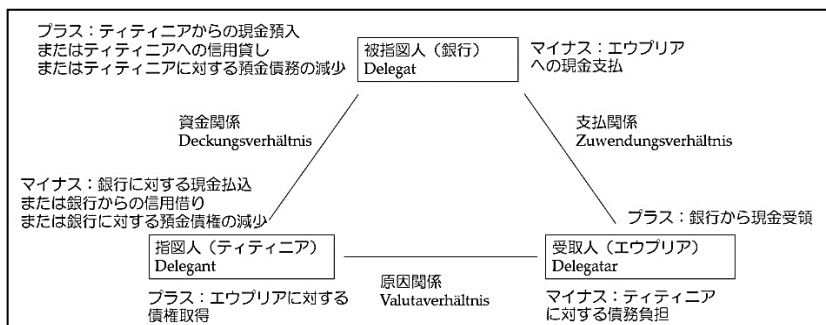


図 1：Gröschler の理解による三当事者関係

このような計算書を銀行としてのスルピキウス家が記録し保有することの意味はどこにあるのであろうか。第 1 に、口座保有者である顧客との取引関係を一目で把握することができる。それだけでなく、第 2 に、その顧客と他の顧客との権利関係をも間接的に把握することができる。後者は、スルピキウス家文書においてしばしば

¹⁸¹ そうであるならば、かりにエウプリアもスルピキウス家の銀行に口座を有していたならば (いやむしろそうであるからこそ、このような取引が可能なのであろうが)、エウプリアの口座の計算書における「支出」欄には、スルピキウス家にとってのプラスとして (risco で表現される) ティティニアに対する債権が、裏を返せばエウプリアにとってのマイナスとしてティティニアに対する債務が、「受領」欄には、スルピキウス家にとってのマイナスとして (ex risco で表現される) エウプリアに対する現金の支払が、裏を返せばエウプリアにとってのプラスとしてスルピキウス家からの現金の受領が、それぞれ記載されることになる。

見られるように、スルピキウス家が顧客である債権者と共に債務者の弁済受領権限を得る場合に、債権債務関係が真に存在するかを確認することで、誤って非債弁済を受けることを予防することに役立ったと考えられる。その意味で、銀行としてのスルピキウス家がこのような記録を残すことには意義があり、それゆえ、Gröschler の理解には、Wolf による批判にもかかわらず、一定の合理性があると言えることができる。

もっとも、法文史料が伝えるように、計算書は冒頭から提出されるべきとされ、計算書の冒頭には日付とコンスル名とが付されるべきとされていたにもかかわらず、TPSulp. 60-65 の冒頭には日付もコンスル名もないことは疑問として残る。

また、TPSulp. 60 が *codex rationum* としか解し得ない、という訳でもない。それが *codex accepti et expensi* かどうかはともかく（それ自体が研究者によって構築された概念に過ぎない）、債権者ティティニア（またはその奴隷もしくは被解放自由人もしくは婦女後见人）が作成した帳簿である可能性は否定できない。

他方で、TPSulp. 61 および 62 をも三当事者関係とする Gröschler の見解は、非常に興味深いが、やはり疑問が残る。これらの記録については、被解放自由人キンナムスの保護者ファウストゥスが、キンナムスとの取引を記載した計算書を作成し、保存していた可能性はある¹⁸²。もっとも、キンナムスがファウストゥスを間接的に代理していた通常の貸付業務と異なり、TPSulp. 61 および 62 ではキン

¹⁸² Camodeca, TPSulp (註 17) 25 によれば、キンナムスは 42 年 3 月 20 日付の TPSulp. 62 で初めて登場することから、Gröschler (註 3) 127-128 は、その直前まではまだ奴隷であった可能性を指摘する。Gröschler (註 3) 260-262 によれば、主人は特定の奴隷との内部的な取引関係を帳簿に記すことがあった。

ナムスがファウストゥスから独立して自己の資金で貸付を行った、と解することの説明に難点がある。キンナムスが消費貸借の貸し手として、債務者の自筆証書に登場する例はあるが¹⁸³、それらすべてでキンナムスがファウストゥスを間接的に代理していたとは断定できない。同様に、自筆証書の形式を採らないからといって、キンナムスがファウストゥスから独立していたとも言い難い。また、その他にキンナムス自身が自己の資金でエウプリアに対して貸付を行った、言い換えれば、ファウストゥスが直接エウプリアに対して貸付を行わなかった理由として、エウプリアが外国人女性であるから信用がなかった、という説明が為されているが、外国人女性には一般に信用がなかったことも、特にエウプリアに信用がなかったことも論証されておらず、これだけでは不十分である。

さらに、Gröschler の見解に従うならば、TH²70+71 を作成し保存していたのは、ルーキウス・コミニウス・プリムスと取引のある銀行業者ということになるが、その存在は明らかでない¹⁸⁴。Gröschler は、その者がルーキウス・コミニウス・プリムスの保護者であった可能性を指摘するが¹⁸⁵、その者が銀行業者であるとまでは述べていない。

ギリシャ・ローマ時代エジプトの銀行帳簿との比較についても、支払う者が主格形で表記される「銀行の διαγραφή」よりも、起源の属格と解し得る属格形で表記される銀行帳簿からの抜粋を直接の

¹⁸³ 管見の限り、TPSulp. 54 (45 年 10 月 3 日)、TPSulp. 56 (52 年 3 月 7 日)、TPSulp. 57 (50 年 (但し判読困難) 4 月 20 日) の 3 例である。

¹⁸⁴ Gröschler (註 3) 138 によれば、TH²70+71 は他の多数の文書と共に、「200 年祭の家」の隣の建物上階で発見された。

¹⁸⁵ Gröschler (註 3) 140, 279-280.

根拠にした方が、ラテン語で起源を表す *ex* + 奪格との対応関係が明確なことから、より説得的である。

それを試みたのが Jakab であったが、その見解には首肯できないところが多い。第 1 に、Gröschler が主張する「反対記入」の例を銀行帳簿に由来する史料に見出すことはできないとの指摘について言えば、Gröschler が述べているのはあくまで、銀行が作成したティティニアの口座の計算書に、銀行にとってのプラスが記載され、それはティティニアにとってのマイナスという意味をも有した、ということだけであって、ティティニアにとってのマイナスが記載された、とは主張していない。そもそも、(少なくとも Jakab によって検討された) パピルスには、銀行が作成した預金者個人の口座の帳簿あるいはそこからの抜粋は見出されないので、銀行の金庫の帳簿あるいはそこからの抜粋を記したパピルスに、銀行にとってのプラスの記載が登場しないのは当然である。

第 2 に、Jakab は、自ら措定した 2 つのモデルのうち a) について、ティティニアからの「受領」の簿記で始まり、エウプリアへの「支出」の簿記で終わることになるため、TPSulp. 60 とは順序が逆である、と主張する。しかし、これについても、モデル a) の根拠とされる②PSI XII 1235 は銀行の金庫の帳簿であり、銀行の視点から作成されているのに対して、TPSulp. 60 に見られるのは、銀行が作成したティティニアの帳簿であることから、ティティニアの視点からは、その簿記はスルピキウス家の銀行からエウプリアへの「支出」(支払関係)で始まり、銀行のティティニアからの「受領」(資金関係)で終わり、TPSulp. 60 の順序どおりである、とも考えることができる。

第 3 に、Jakab によれば、TPSulp. 60 はモデル b) と整合的であり、このモデルでは、支払受領者は受領した金額を銀行への預金とし、その預金が銀行の金庫にとってのプラスを意味する「受領」の簿記となる、とされる。しかし、Jakab の理解では、エウプリアは 1600 を現金で受領した *numeros accepit* はずである。かりにこれが、この支払の行く末を示すための擬制的な記載であるとしても¹⁸⁶、①P. Tebt. III 2 890 や②PSI XII 1235 では、支払受領者による銀行への預金は、TPSulp. 60 に見られる与格形ではなく、属格形（ラテン語では *ex + 奪格形*）で表されるはずである。また、ティティニアについての関心事は、自らがエウプリアに対して債権を有していると証明することを可能にすることであって、エウプリアが貸付金を現金で保持したのかスルピキウス家の銀行に預けたままにしたのかは重要でなかったであろう。

総じて、Jakab の見解によれば、TPSulp. 60 は銀行と受取人であるエウプリアとの支払関係のみを伝えている、と解されることになるが、そのことは TPSulp. 60 があくまで「ティティニアの帳簿」からの抜粋であることと相容れないように思われる。

Wolf の見解は、Gröschler や Jakab とは異なり、債権者ティティニアと債務者エウプリアとの二当事者関係を前提としているが、TPSulp. 60 の記録が一貫してティティニアの帳簿からの抜粋であり、その「受領」の簿記は貸付金の返還ではなく、ティティニアが取得した債権を表している、そして、ティティニアの帳簿からの抜粋は主債務の存在を明示するものでしかなかった、と理解する点で、説得的である。

¹⁸⁶ Jakab (2003) (註 121) 529.

もっとも、Wolf が、この記録はエピカレスによる保証契約を証明するために存在する、と解する点については注意を要する。すなわち、誰が、誰に対して、何のために、その保証契約を証明する必要があるか、という問題である。これについては、TPSulp. 78 をそのように解することができる¹⁸⁷のと同様に、TPSulp. 60-62 も本来は、ティティニアあるいはキンナムスに対して保証債務を履行したエピカレスが、エウプリアに求償するために証明する必要がある事実、つまりエウプリアがティティニアあるいはキンナムスに負う債務につきエピカレスを保証人としたことの記録であり、エピカレスによる保証債務弁済の受領者としてこの取引に途中から関与したスルピキウス家の手に渡った、と考えられる。

Wolf の見解の問題点として、債権を「取得」した場合と、現金を「受領」した場合とで、どのような区別が為されたのか、説明していないことが挙げられる。TPSulp. 60 を見る限り、現金の受領があった場合には、「某が現金を受領した (numeros/um accepit)」との記載があるので、「受領」欄においても、実際に現金の受領があった場合には、そのような記載がなされたのであろうか。そのような記載がない場合には、債権を「取得」したと解されたのであろうか。いずれにしても、そのような簿記の実例を Wolf は示していない。

上記の疑問点も含め、Wolf は古代ローマの帳簿にканして基本的に Thilo の見解を踏襲するに留まり、ギリシャ・ローマ時代エジプトの帳簿史料との比較を行っていないため、彼の理論の説得力には限界があると言わざるを得ない。

まとめると、TPSulp. 60-65 は、Gröschler が想定する三当事者関係

¹⁸⁷ 宮坂「TPSulp. 78」(註 1) 69, 73-75, 81 頁を参照。

における、銀行を介した金銭の支払を記録したものとも、Wolf が想定するように、二当事者関係における金銭の支払を記録したものとも解することができる。特に問題とされる「受領」の簿記の意味するところは、前者の理解では、銀行と指図人との資金関係を、後者の理解では、債権者が債権を取得したことを記していることになる。スルピキウス家は、前者の理解では口座間の振替を行う銀行として、後者の理解では弁済受領者として、取引に関与したと考えられる。TPSulp. 60-65 が作成された目的は、前者の理解に立つと、銀行としてのスルピキウス家が、口座保有者である顧客との取引関係を一目で把握するため、そして、その顧客と他の顧客との権利関係をも間接的に把握するためであり、後者の理解に立つと、当初は、保証人が主債務者に求償するために必要な事実を証明するためであり、その後、スルピキウス家が弁済受領者となるに際して、債権債務関係が真に存在するかを確認することで、誤って非債弁済を受けることを予防するためであった、と考えられる。

3.1.2. 現金出納記入 *nomina arcaria* について

先行研究は現金出納記入という法制度について、ガーイウス『法学提要』の記述に依拠し、これが挙げる要件を所与のものとして、TPSulp. 60-65 が現金出納記入であるか否かを論じている。しかしながら、1 世紀ネアポリス周辺地域において、ガーイウス『法学提要』が記述するのと同様の制度が存在したかどうか自体は、先行研究によっては論証されていない。実際、史料の残存状況から見て、それは不可能に近いであろう。本稿では、先行研究が前提とするように、1 世紀ネアポリス周辺地域において、ガーイウス『法学提要』が記述するのと同様の制度が存在したならば、と仮定した上で、以下で

私見を述べることにする。

3.2. 私見

3.2.1. TPSulp. 60-65 について

Gröschler の見解についても、Wolf の見解についても、それらを否定する決定的な根拠はない。しかしながら、私見では、これらとは別の理解も可能であるように思われる。というのも、スルピキウス家は東地中海世界との深い繋がりを有するプテオリで金融業に従事していたのであって、そのスルピキウス家が関与した取引記録である TPSulp. 60-65 が「帳簿」からの抜粋を含んでいることを前提とする以上、その理解にとって、ネアポリス周辺地域の帳簿の用語法と共通すると推測される、古代ギリシャ語商圏の帳簿の用語法が重要な鍵となるように思われる。とりわけ、「～の帳簿」という帳簿の主体を指す表示と、起源を意味する表現（ギリシャ語では属格形（前置詞 *παρὰ* を伴う場合もある）、ラテン語では *ex* + 奪格形）および利益を意味する表現（ギリシャ語でもラテン語でも与格形）に注目すべきである。したがって、ここではギリシャ・ローマ時代エジプトの銀行帳簿史料とされる、①P. Tebt. III 2, 890 および②PSI XII 1235 の用語法に基づいて TPSulp. 60-65 を再解釈し、TPSulp. 60-65 の理解にかんする新たな仮説を提示する。

まず、①P. Tebt. III 2, 890 および②PSI XII 1235 では、ギリシャ語の人名の属格形は「起源」を意味し、帳簿の主体である銀行が、記載された金額の払込をその人物から受けたか、その人物に対してその金額の債権を有したことを示している。ところで、ラテン語の前置詞 *ex* + 奪格という表現は「起源」を表現し得る。そうすると、例えば TPSulp. 60 で、「支出 *Expensos*」の項目に *ex risco* とあるのは、

帳簿の主体を意味する「金庫 *riscus*」¹⁸⁸から 1600 セステルティウスの払込を受けたか、「金庫」に対してその金額の債権を有したことを示すことになる。

ここで注意すべきは、誰が「金庫」から払込を受けた、あるいは「金庫」に対して債権を有したかである。①P. Tebt. III 2, 890 および②PSI XII 1235 は銀行が自ら作成した帳簿であり、これらでは払込を受けた、あるいは債権を有したのは銀行である。したがって、「ティティニアの帳簿」と題する TPSulp. 60 では、「金庫」から払込を受けた、あるいは「金庫」に対して債権を有したのはティティニアということになる。

次に、①P. Tebt. III 2, 890 および②PSI XII 1235 では、ギリシャ語の人名の与格形は「利益」を意味し、銀行がその人物に対して、あるいはその人物の負担で第三者（これも与格形）に対して、記載された金額を支払ったことを示している。これらはラテン語でも同じく与格形で表現し得る。そうすると、TPSulp. 60 では、まず「支出」の欄にある与格形 *Eupliae* が、エウプリアに対して 1600 セステルティウスが支払われたことを意味することは明らかである。次に、「受領」の欄にある与格形 *risco* は、その支払が「金庫」の負担で行われたことを意味する、と考えられる。したがって、ここではティティニアが「金庫」の負担でエウプリアに対して 1600 セステルティウスを支払ったことになる。

そうすると、この記録は、ティティニアが「金庫」から払受けた現金をエウプリアに貸付けたか（図 2）、あるいは、ティティニアが

¹⁸⁸ 「金庫」と言ってもこんにちの「法人」とは解し得ないことについては、Gröschler（註 3）105 を参照。

1600 セステルティウスを手元の資金からエウプリアに現金で貸付け、それと同額の金銭を貸付の後で「金庫」がティティニアに払込むことを約束したか(図 3)、のいずれかを意味する、と考えられる。いずれにしても、「金庫」がティティニアに対して現金を支払ったのは、ティティニアが「金庫」において有していた預金口座からであった可能性が考えられる¹⁸⁹。

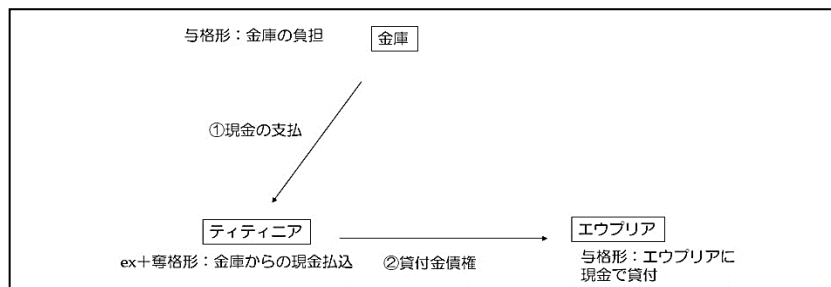


図 2：ティティニアが「金庫」から払受けた現金をエウプリアに貸付けた場合

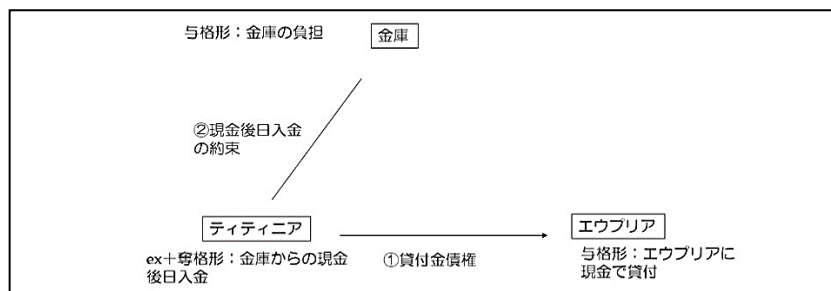


図 3：ティティニアが手元の資金からエウプリアに現金で貸付けた場合（「金庫」がティティニアに現金を後で払込むことを約束）

¹⁸⁹ 「金庫」がティティニアに対して貸付けたのでは、ギリシャ・ローマ時代エジプトの帳簿史料の用語法とは異なることとなり、「金庫」が ex+奪格形で表現されることの説明が付かない、と考えられる。

いずれの関係も、TPSulp. 61 および 62 ではキンナムス、エウプリア、「金庫」の三当事者間で、同様に、TPSulp. 63 ではキンナムス、マギア、「金庫」、TPSulp. 64 ではティティニア・バシリス、ファエキア・プリマ、「金庫」、さらに TH²70+71 ではプリムス、ポンペイア、名前が不明の第三者、TH 74 ではプリムス、フスクス、そしてやはり名前が不明の第三者の三当事者間でも、想定可能である。

ところで、上記の理解によれば、例えば TPSulp. 60-62 では、「金庫」はティティニアともエウプリアとも別の存在ということになる。ところで、この「金庫」は TPSulp. 60 では *riscus*、TPSulp. 61 および 63 では *arca* とだけ表記され、それが誰の「金庫」であるかは明示されていない。それは、誰のものであるかが取引当事者、とりわけこれらの記録の作成者にとっては明らかであったからと考えられる。そうすると、その「金庫」は記録作成者のものであった、ということが最も容易に想像できる。なるほど、記録作成者が取引当事者本人であったのか、それとも取引当事者の奴隷あるいは被保護者であったのか、さらにはスルピキウス家であったのか、は断定できない。もっとも、TPSulp. 60-62 にみられる信命保証の叙述（「上記の「金額」を「債権者」の求めに応じて、「保証人」が「債務者」のために「債権者」に対して信命保証することを引き受けた」）、そして「ユピテルと神皇アウグストゥスのご威光にかけて」為されたとの宣誓の叙述は、自筆証書である TPSulp. 54¹⁹⁰とほぼ同様であり、

¹⁹⁰ TPSulp. 54 (TP 52 = TPN39) 3 枚板
3 枚目、6 頁目（インク、見出し）

[Chirographum M(arci) Lolli Philippi HS XX n(ummum).]||[Chirographum C(aii) Avilii Cinnami]||pro M(arco) Lo[lli]o P[hilippo, V non(as)] Oct(obres), ||A(ulo) Antonio Rufo M(arco) [Pompeio Silvano] c[o(n)s(ulibus)].

一定の書式と雛形の存在が窺われる。そうすると、これらの記録については、金融業者がその作成を援助し、雛形を提供したものと推測することができる。そうであれば、記録作成者が取引当事者かその関係者であったとしても、彼らは雛形の空欄を埋めるだけであっ

マルクス・ロッリウス・フィリップスの 20000 セステルティウスの証書

ガイウス・アウィリウス・キンナムスの証書

マルクス・ロッリウス・フィリップスのための、10 月ノーナエの 5 日前、アウルス・アントーニウス・ルフスとマルクス・ポンペイウス・シルウァヌスがコンスルの年 [45 年 10 月 3 日]。

3 枚目、5 頁目（尖筆、外側の書板）

M(arco) Pompeio Silvano A(ulo) Antonio Rufo co(n)s(ulibus),||V nonas Octobres.||M(arcus) Lollius Philippus scripsi me accepisse mutua et||debere C(aio) Sulpicio Cinnamo HS ((I)) ((I)) milia num(mum)||[[ea]q[ue H]S] viginti millia nummum, quae s(upra) s(cripta) s(unt), p(roba) r(ecte) d(ari) stipulatus est C(aius) Sulpicius Cinnamus, spopond[i]||M(arcus) Lollius Philippus. Actum Puteolis.||Isdem co(n)s(ulibus), V nonas Octobres. C(aius) Av[i]lius Cinnamus||scripsi, [int]err[o]gante C(aio) Sulpicio Cinnamo, ea HS ((I)) ((I))||millia nummum, q(uae) s(upra) s(cripta) sunt, fide et periculo||meo esse iussi pro M(arco) Lollio Philippo C(aio) Sulpicio||Cinnamo; fateor autem et iuravi per||Iovem et numen divi Aug(usti) me h[o]c anno||pro eodem nulli fide mea esse [i]ussisse||Actum Puteolis.

マルクス・ポンペイウス・シルウァヌスとアウルス・アントーニウス・ルフスがコンスルの年、10 月ノーナエの 5 日前 [45 年 10 月 3 日]。

マルクス・ロッリウス・フィリップスは記した、私は 20000 セステルティウスの硬貨を消費貸借物として受領し、ガイウス・スルピキウス・キンナムスに債務として負った、と。

そして上記の 20000 セステルティウスの硬貨が適正に与えられるよう、ガイウス・スルピキウス・キンナムスが要約し、マルクス・ロッリウス・フィリップスが誓約した。プテオリで記された。同じ者たちがコンスルの年、10 月ノーナエの 5 日前 [45 年 10 月 3 日]。ガイウス・アウィリウス・キンナムスは記した、ガイウス・スルピキウス・キンナムスの求めに応じて、上記の 20000 セステルティウスを、マルクス・ロッリウス・フィリップスのために、ガイウス・スルピキウス・キンナムスに対して、信命保証することを引き受けた。さらに私は、ユピテルと神皇アウグストゥスのご威光にかけて、本年、他ならぬ同人 [マルクス・ロッリウス・フィリップス] のために信命保証したことを認め、宣誓した。

プテオリで記された。

て、実質的にこの記録を作成したのは金融業者であり、金融業者は自らを「金庫」と称した、との可能性がある。このことと、「金庫」がティティニアに対して現金を支払ったのは、ティティニアが「金庫」において有していた預金口座からであった可能性とを考えると、「金庫」は金融業者、場合によってはスルピキウス家のそれであった可能性が高いように思われる。

また、上述のように、TPSulp. 78 と同様 TPSulp. 60-62 も本来は、ティティニアあるいはキンナムスに対して保証債務を履行したエピカレスがエウプリアに求償するために必要な事実を証明するための記録であった可能性が高いことを考え併せると、この記録がスルピキウス家文書に含まれている理由は、次のように推測することも可能である。すなわち、エピカレスがスルピキウス家に、エウプリアに対する求償権を「譲渡」するのと引き換えに、スルピキウス家がティティニアあるいはキンナムスに満足を与えることを依頼した、と。この仕組みは、TPSulp. 64 ではアガトプスがスルピキウス家に、ファエキアに対する求償権を「譲渡」するのと引き換えに、スルピキウス家がティティニア・バシリスに満足を与えることを依頼した、として想定可能である¹⁹¹。いずれにせよ、直接的な証拠は何もないものの、スルピキウス家が債務者無資力のリスクを債権者や保証人から引き受けることで、「債権回収業者」としての役割を担っていた、との可能性を指摘することができよう。

3.2.2. 現金出納記入 *nomina arcaria* について

¹⁹¹ これに対して、TPSulp. 63 は端的に、マギアが 2 倍額の違約罰を約束し、ユピテルと神皇アウグストゥスの名にかけて宣誓したことを、スルピキウス家が証明するための *testatio* である。

ヘルクラネウム文書およびスルピキウス家文書における、帳簿から抜粋された「支出」と「受領」の簿記は、上述（3.2.1）の仮説においても、債権者の帳簿において、債権者から（第三者の負担で）債務者に対して現金で貸付けられることによって生じた金銭消費貸借債権を表現するものであった。したがって、先行研究が前提とするように、1世紀ネアポリス周辺地域において、ガーイウス『法学提要』が記述するのと同様の制度が存在したならば、それらの記録が現金出納記入の一端を伝えている可能性はある。そうであるならば、外国人も現金出納記入を利用することができる、とのガーイウスの記述は、TPSulp. 60-62 ではテオドルスの娘でメーロス出身のエウプリアが債務者であることと符合する。もっとも、Wolfが述べていたように、消費貸借債務の成立を証明するのは、あくまで債権者の帳簿自体に記入された「支出」と「受領」の簿記であって、そこからこれらの文書へと抜粋された簿記ではない、ということに注意する必要がある。また、（現代でもそうであるが）このような特殊な簿記を取引当事者であれば誰もが自ら作成することができたとも、彼らが作成した記録の書式が偶然に一致したとも考えられない、そこには金融を生業とする、スルピキウス家を含み得る金融業者による定型的な書式の提供というサポートがあったと考えられる。

残る疑問として、かりに現金出納記入が現金の支払を伴ったのであれば、例えば TPSulp. 63 において、30000 セステルティウスと見られる額がどのようにして支払われたのであろうか。貨幣で一杯の金庫が貸主あるいは借主の少数の奴隷によって運ばれ、丸ごと引き渡されたのか、それとも多くの奴隷が一人ずつ持てるだけの貨幣を

持ち運んだのか、あるいは一人の奴隷が何往復もしたのか。この問題に対する答えはスルピキウス家文書だけからは明らかにならないため、稿を改めて考えてみたい。

4. おわりに

まず、本稿では、TPSulp. 60-65 の特徴的な構造を、ヘルクラネウム文書に含まれる TH²70+71 および TH 74 を参考にしつつ、把握した。これらの史料は、債権者の「帳簿」からの抜粋であり、「支出」欄と「受領」欄とを有し、債務者の名前と債務額とが表示され、債務者が金銭を現金で受け取ったことが明示され、「金庫から (ex risco/arca)」「金庫に (risco/ arcae)」という謎めいた文言を含む、という共通の構造を有していた。

次に、それらの記録にかんする研究状況について、その研究の前提となる帳簿実務にかんする先行研究を確認した。そして、TPSulp. 60-65 の解釈にかんする従来の学説を概観し、これらの学説が根拠とする古代の帳簿を伝える出土史料の検討結果を踏まえて、新たな仮説を提示した。さらに、従来の学説が TPSulp. 60-65 を現金出納記入と結び付けてきたことの妥当性を検討した。

先行研究は、古代ローマの帳簿は近代的な複式簿記とは異質なものであって、最も重要な帳簿とされる *codex accepti et expensi* では個々の取引の情報が時系列順に記録されていた、とする点では一致していた。しかし、銀行業者の帳簿である *codex rationum* については、これが訴訟において証明手段とされる場合には銀行業者に提出が義務付けられたものであったが、先行研究では、*codex accepti et expensi* と同様、この帳簿は個々人の口座に分けられていなかったという説があり、反対に、銀行の顧客一人一人につき作成された個

人口座の計算書が存在したとする説もあり、見解の相違があった。なるほど、いずれの理解も直接的には文献史料に依拠するものであり、彼らが参考として挙げる、主としてギリシャ・ローマ時代のエジプトで出土したパピルス史料および蠟板文書史料は、文献史料で描かれた古代ローマの「帳簿」の存在を直接的に証明するものではなかった。しかし、古代ギリシャ語商圏の史料の参照によって、古代ギリシャ語商圏と 1 世紀ネアポリス周辺地域の帳簿の用語法との共通点が見い出された。

学説は TPSulp. 60-65 の多様な解釈を提示しているが、要するに、TPSulp. 60-65 は、Gröschler が想定する三当事者関係における、銀行を介した金銭の支払を記録したものとも、Wolf が想定するように、二当事者関係における金銭の支払を記録したものとも解することができる。TPSulp. 60-65 における「受領」の簿記は、前者の理解では、銀行と指図人との資金関係を、後者の理解では、債権者が債権を取得したことを記している。そして、スルピキウス家は、前者の理解では口座間の振替を行う銀行として、後者の理解では弁済受領者として、取引に関与したことになる。

これに対して本稿は、ギリシャ・ローマ時代エジプトの帳簿史料の用語法に依拠して TPSulp. 60-65 を再解釈し、債権者が「金庫」の負担で債務者に対して現金を貸付けた、その際「金庫」は債権者にその預金を現金で払込んだか、貸付の後で払込むことを約束した、との仮説と、その「金庫」が金融業者、場合によってはスルピキウス家であった可能性と、さらに債権者による貸付の後でスルピキウス家が債務者に対する債権を取得し、「債権回収業者」としての役割を担ったとの推測を提示した。

いずれにしても、TPSulp. 60-65 は単なる借用証書ではなく、自筆証書 *chirographum* の形式と異なる、特徴的な構造を伴う形式が採用された、と考えられる。

そして、現金出納記入については、1 世紀ネアポリス周辺地域において、ガイウス『法学提要』が記述するのと同様の制度が存在したかどうか自体、先行研究によっては論証されていないことを指摘した。その上で、かりに同様の制度が存在したとしても、先行研究が TPSulp. 60-65 を、要物契約に基づく債権債務関係の成立を証明する証拠である現金出納記入の一例と理解していることは妥当であるが、その証拠となるのはあくまで債権者の帳簿自体に記入された「支出」と「受領」の簿記であって、そこから TPSulp. 60-65 へと抜粋された簿記ではないこと、このような特殊な簿記の背景にはスルピキウス家を含む金融業者による定型的な書式の提供というサポートがあったことを指摘した。

以上を踏まえて、1 世紀プテオリの法・金融・社会の一端を明らかにすることを試みる。

スルピキウス家を含む金融業者は、取引当事者間での金銭消費貸借に弁済受領者として関与した可能性がある。また、債務者無資力のリスクを債権者や保証人から引き受けることで、「債権回収業者」としての役割を担っていた可能性もある。さらに、取引当事者が特殊な書面を作成するためのサポート業務を行っていたとも考えられる。いずれにしても、複数の当事者を相手に定型的な業務に携わっていたことは、彼らの専門性を裏付けている。さらに、預金から貸付資金を供給し、もしくは為替取引を行っていた可能性もある。

そして、プテオリだけでなく、ヘルクラネウムにも同様の書式の

簿記が見られることは、両都市を含むこの地域一帯に共通の商慣習が存在した可能性を示唆する。そのことは、同様の事業を営む「金融業者」たちが存在し、彼らの間で情報が交換され、ネットワークが形成されていたことを推測させる。また、その書式がギリシャ・ローマ時代エジプトの帳簿史料の用語法に影響を受けていることは、港湾都市プテオリを含む、ネアポリス近郊のこの地域一帯が、東地中海世界と深いつながりを有していたことを示している¹⁹²。

次に、本稿で明らかとなった知見と、前稿で解明した 1 世紀プテオリの取引実務の実像との関係性を示す。第 1 に、TPSulp. 78 と同様に、TPSulp. 60-65 にも、アテナイ出身のエピカレスをはじめとするギリシャ系の名前を持つ人々が登場する。これらの記録がラテン語で記されていることは、プテオリの取引実務において、TPSulp. 78 に見られるような特段の事情がない限り、当事者がギリシャ世界出身者であっても、ラテン語で記録を作成するのが一般的であったことと符合する。第 2 に、TPSulp. 78 を、保証人ケレルが弁済受領者として加わったスルピキウス家に、主債務者メネラーオスに対する求償権を担保として、債権者プリムスに弁済するための貸付を受けることを依頼した事例であると解することで、「債権譲渡」ないし「債権担保」の事例と考えることもできたところ、TPSulp. 60-62 ではエピカレスがエウプリアに対する求償権をスルピキウス家に「譲渡」したと解する可能性がある。このことは、スルピキウス家が「債権回収業者」としての役割を担っていたとの推測を強化する。他方で、第 3 に、TPSulp. 60-65 には取引当事者として奴隷は登場しない。第 4 に、TPSulp. 60-65 の記録の作成者がスルピキウス家であっ

¹⁹² 明石（註 4）51-52 頁。

たのか、取引当事者本人であったのか、それとも取引当事者の奴隷あるいは被保護者であったのか、は確定できない。なお、Wolf は、スルピキウス家文書には女性が自筆証書 *chirographum* という形式を利用した例は見られないことから、女性は自筆証書という形式を利用することができなかった、と推論し、TPSulp. 60-62、TPSulp. 63、TPSulp. 64、TH² 70+71 では女性が取引の当事者となっていることは、この推論を説明する、と述べる¹⁹³。これについては、以下に今後の課題を示す中で再度言及する。

最後に、今後の課題について述べておきたい。

第1に、TPSulp. 60 は、ティティニア・アントラキスがエウプリアに 1600 セステルティウスを貸付けたことを記録しているが、これはティティニア・アントラキスが、キンナムスと同じく、金融業者であったのではないか、という推測を可能にする。それにもかかわらず、本稿で取り扱った特徴的な構造を有する記録に取引の当事者として女性の姿が複数見られるのは、Wolf の言うように、女性が自筆証書 *chirographum* という形式を利用することができなかったからであろうか。そもそも、1世紀ネアポリス周辺地域における女性の取引参加の実態は、例えば同時代のローマと比較して、どの程度確認できるのであるか。いわゆるローマ法では女性の行為能力は婦女後見によって法的に制限されていたとされるが、そのことは1世紀ネアポリス周辺地域にどの程度妥当するのであるか。

第2に、メーロス出身のエウプリアの後見人に就任したエピカレスはアテナイ出身であった。ところで、Camodeca によれば、ギリシャおよびヘレニズム世界では、女性が法律行為を実行するには、

¹⁹³ Wolf (1998) (註 89) 197.

ローマの後見に類似した *κύριος* による補助を受けなければならなかった¹⁹⁴。*κύριος* における保護機関は、未婚女性の場合は彼女の父、祖父、あるいは男兄弟であり、既婚女性の場合は夫あるいは成熟した息子であった。エピカレスの出身地であるアテナイにおいてはそのような法が見られた¹⁹⁵。それでは、エウプリアとエピカレスとはどのような関係にあったのであろうか。そもそも、エウプリアもエピカレスもギリシャ世界出身であるが、彼らは後見についていかなる法に従うのか、ローマ市民法か、それともギリシャおよびヘレニズム世界の法か。この問題は、古代における法の抵触あるいは「国際私法」の問題としても捉え得ると考えられる。

第3に、スルピキウス家文書には競売に関連する記録が多数含まれている。多彩な活動に従事したことがすでに明らかとなっているスルピキウス家は、競売手続にどのように関与したのであろうか。このことは、スルピキウス家の金融活動の全貌を明らかにするためにも、また、キケロー等の非法文史料にしばしば登場する競売手続が、それに続く時代である後1世紀においてはいかなる実態を有していたのかを明らかにするためにも、興味深い問題である。

第4に、これは長期的な目標であるが、古代ローマの経済の展開において、金融業者が、さらには彼らとの関わりで法が、どのような役割を果たしたのかを、本稿でもその出土史料を利用した古代ギリシャおよびギリシャ・ローマ時代エジプトの金融業史と比較し、それらとの影響関係を踏まえた上で、スルピキウス家文書、ヘルクラネウム文書、ポンペイ出土のルーキウス・カエキリウス・ユクン

¹⁹⁴ Camodeca, *TPSulp* (註 17) 156-157.

¹⁹⁵ David D. Phillips, *The Law of Ancient Athens*, University of Michigan Press, 2013, 137-173.

ドゥス文書といった、後1世紀ネアポリス近郊に由来する出土史料に基づいて、明らかにしたい。この作業は、その後の古典期における金融業と法との関係を法文史料に基づいて理解することにも資する¹⁹⁶。

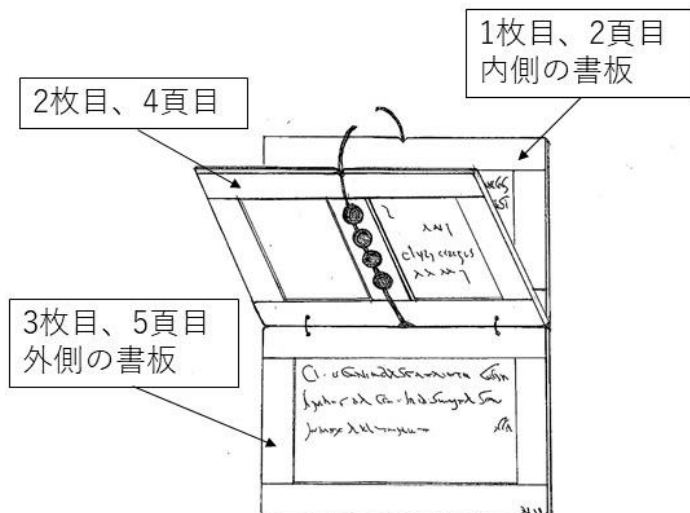


図4：蠟板文書のイメージ

¹⁹⁶ 本稿は、令和2-4年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(課題番号 20K01237)研究課題名「古代ローマにおける取引実務の実像と担保法理論への影響に関する研究」の交付を受けた研究成果の一部である。